

令和4年 第1回臨時会 第4回定例会

喜界町議会議録

令和4年10月12日 開会

令和4年10月12日 閉会

令和4年12月6日 開会

令和4年12月14日 閉会

喜 界 町 議 会

令和4年第1回臨時会会議録目次

第1号（10月12日）（水曜日）

1、開 会	4
1、開 議	4
1、会議録署名議員の指名	4
1、会期の決定	4
1、常任委員の選任について	4
1、議会運営委員の選任について	5
1、奄美群島広域事務組合議員の選挙	5
1、大島地区消防組合議員の選挙	6
1、奄美大島地区介護保険一部事務組合議員の選挙	6
1、閉 会	7

令和4年第4回定例会会議録目次

第1号（12月6日）（火曜日）

1、開 会	13
1、開 議	13
1、会議録署名議員の指名	13
1、会期の決定	13
1、諸般の報告	13
1、行政報告	14
1、一般質問	16
1. 土岐和貴議員	16
【子どもたちの教育について】	
【子どもたちの尊厳を守るについて】	
【小児ワクチン接種について】	
【安全保障について】	
2. 倉橋博都議員	28
【消防団の退職年齢について】	
【志戸桶の液肥供給施設及び地力増進施設について】	
【各学校に製氷機は設置出来ないか】	
3. 米田信也議員	33
【スズメバチの調査・駆除について】	
【焼却灰最終処分場について】	
【公共交通機関のあり方について】	

4. 野間弘也議員	37
【物価高騰支援給付金について】	
【町民所得向上について】	
【財政運営について】	
5. 良岡理一郎議員	49
【京都帝国大学の喜界島民の遺骨持ち去りへの対応について】	
【新型コロナウイルス感染症対策について】	
【マイナンバーカード等に関して】	
【共同墓（納骨堂）について】	
【野生シカの駆除について】	
6. 生島常範議員	72
【防災対策について】	
【伝統文化保存・継承について】	
1、承認第12号上程	95
（説明、質疑、討論、採決）	
1、議案第41号～45号上程	96
（提案理由説明、質疑、委員会付託）	
1、議案第46号～61号上程	98
（提案理由説明、質疑、委員会付託）	
1、散 会	100
第2号（12月14日）（水曜日）	
1、開 議	104
1、各常任委員長報告	104
（議案第41号）	
1、産業福祉常任委員長報告	108
（議案第42号～45号）	
1、総務文教常任委員長報告	112
（議案第46号～60号）	
1、産業福祉常任委員長報告	113
（議案第61号）	
1、議案第62号上程	114
（提案理由説明、質疑、討論、採決）	
1、議案第63号上程	115
（提案理由説明、質疑、討論、採決）	
1、発議第2号上程	116
（質疑、討論、採決）	
1、議員派遣の件について	119

1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	120
1、閉 会	120

令和 4 年第 1 回喜界町議会臨時会

令和 4 年 10 月臨時議会

令和4年第1回喜界町議会臨時会会期日程

10月12日開会～10月12日閉会 会期1日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
10	12	水	本会議（開 会）	委員会構成及び各組合議員の選挙	

令和 4 年第 1 回喜界町議会臨時会

令和 4 年 10 月 12 日

(第 1 日)

令和4年第1回喜界町議会臨時会

令和4年10月12日（水曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 常任委員の選任について
- 日程第4 議会運営委員の選任について
- 日程第5 奄美群島広域事務組合議員の選挙
- 日程第6 大島地区消防組合議員の選挙
- 日程第7 奄美大島地区介護保険一部事務組合議員の選挙

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
6番	榮優太君	7番	野間弘也君
8番	良岡理一郎君	9番	河上弘仁君
10番	幸一美君	11番	生駒弘君
12番	安田英次郎君	13番	榮哲治君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長 補佐 竹内功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
企画観光課長	中村幸雄君	税対策監	岩松利和君
農業振興課長	武藤裕和君	教委事務局長	菊地典子君
会計管理者	竹内功君	喜界分署長	原田久吉君
あゆみ幼稚園長	乾みち子君		

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

ただいまから、令和4年第1回喜界町議会臨時会を開会します。

△ 開 議

○議長（榮 哲治君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榮 哲治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、榮 優太君及び野間弘也君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（榮 哲治君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

△ 日程第3 常任委員の選任について

○議長（榮 哲治君）

日程第3、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれの常任委員会において互選することになっておりますが、全員協議会におきまして協議しま

したので、報告いたします。

総務文教常任委員長に野間弘也君、副委員長に河上弘仁君、産業福祉常任委員長に生駒 弘君、副委員長に倉橋博都君が決定いたしました。

△ 日程第 4 議会運営委員の選任について

○議長（榮 哲治君）

日程第 4、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項及び喜界町議会運営に関する申合せ事項の規定により、お手元に配付のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において互選することになっておりますが、全員協議会におきまして協議いたしましたので報告いたします。

委員長に安田英次郎君、副委員長に野間弘也君が決定いたしました。

△ 日程第 5 奄美群島広域事務組合議員の選挙

○議長（榮 哲治君）

日程第 5、奄美群島広域事務組合議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

本件については、奄美群島広域事務組合規約第 5 条の規定で、関係市町村の議長となっております。

議長を本組合の議員に指名することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、奄美群島広域事務組合議員に議長を当選人と定めることに決定しました。

△ 日程第6 大島地区消防組合議員の選挙

○議長（榮 哲治君）

日程第6、大島地区消防組合議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大島地区消防組合議員に野間弘也君を指名します。

ただいま議長が指名しました野間弘也君を、大島地区消防組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました野間弘也君が、大島地区消防組合議員に当選されました。

△ 日程第7 奄美大島地区介護保険一部事務組合議員の選挙

○議長（榮 哲治君）

日程第7、奄美大島地区介護保険一部事務組合議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

奄美大島地区介護保険一部事務組合議員に、生駒 弘君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました生駒 弘君を、奄美大島地区介護保険一部事務組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました生駒 弘君が、奄美大島地区介護保険一部事務組合議員に当選されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回喜界町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前 9時35分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 _____

喜界町議会議員 _____

喜界町議会議員 _____

令和 4 年第 4 回喜界町議会定例会

令和 4 年 12 月議会

令和4年第4回喜界町議会定例会会期日程

12月6日開会～12月14日閉会 会期9日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
12	6	火	本会議（開 会）	一般質問・議案上程	
	7	水	休 会		
	8	木	各常任委員会	付託議案審査	
	9	金	休 会		
	10	⊕	休 日		
	11	⊕	休 日		
	12	月	休 会		
	13	火	休 会		
	14	水	最終本会議	委員長報告・他	

令和 4 年第 4 回喜界町議会定例会

令和 4 年 12 月 6 日

(第 1 日)

令和4年第4回喜界町議会定例会

令和4年12月6日（火曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸般の報告

(1) 議長報告

○日程第4 行政報告

○日程第5 一般質問

通告順

1. 土岐和貴君

【子どもたちの教育について】

【子どもたちの尊厳を守るについて】

【小児ワクチン接種について】

【安全保障について】

2. 倉橋博都君

【消防団の退職年齢について】

【志戸桶の液肥供給施設及び地力増進施設について】

【各学校に製氷機は設置出来ないか】

3. 米田信也君

【スズメバチの調査・駆除について】

【焼却灰最終処分場について】

【公共交通機関のあり方について】

4. 野間弘也君

【物価高騰支援給付金について】

【町民所得向上について】

【財政運営について】

5. 良岡理一郎君

【京都帝国大学の喜界島民の遺骨持ち去りへの対応について】

【新型コロナウイルス感染症対策について】

【マイナンバーカードに関して】

【共同墓（納骨堂）について】

【野生シカの駆除について】

6. 生島常範君

【防災対策について】

【伝統文化保存・継承について】

- 日程第6 承認第12号 令和4年度喜界町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 日程第7 議案第41号 令和4年度喜界町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第8 議案第42号 令和4年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第43号 令和4年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第44号 令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第45号 令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第46号 喜界町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第47号 喜界町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第48号 技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第49号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第50号 喜界町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第51号 喜界町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第52号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第53号 喜界町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第54号 喜界町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第55号 喜界町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第56号 喜界町職員の再任用に関する条例を廃止する条例について
- 日程第23 議案第57号 町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第58号 喜界町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第59号 喜界町消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第60号 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第61号 喜界町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
6番	榮優太君	7番	野間弘也君
8番	良岡理一郎君	9番	河上弘仁君
10番	幸一美君	11番	生駒弘君
12番	安田英次郎君	13番	榮哲治君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長補佐 竹内功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
町民税務課長	富充弘君	企画観光課長	中村幸雄君
保健福祉課長	吉行進君	農業振興課長	武藤裕和君
まちづくり課長	徳勝志君	教委事務局長	菊地典子君
会計管理者	竹内功君	喜界分署長	原田久吉君
あゆみ幼稚園長	乾みち子君		

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

おはようございます。ただいまから、令和4年第4回喜界町議会定例会を開会します。

△ 開 議

○議長（榮 哲治君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榮 哲治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、良岡理一郎君及び河上弘仁君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（榮 哲治君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から14日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から14日までの9日間と決定いたしました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（榮 哲治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。5点あります。

1点目は、10月7日に鹿児島県霧島市において、5年に一度の和牛のオリンピックと言われる第12回全国和牛能力共進会が開催されました。

前回の宮城大会では、9部門のうち4部門で1位になり、出品牛全てが6位以内に入賞し、総合優勝に輝きました。今回の大会は、団体賞が廃止されましたが、本県は全9部門のうち6部門で1位を獲得し、種牛の部の第4区では内閣総理大臣賞を受賞、総合的な評価で和牛日本の栄冠に輝きました。また、本町のヤマサンが和牛繁殖農家特別表彰を受けました。

来場者は全国から30万8,000人を超す一大イベントとなりました。会場内においては、各市町村の特産品を販売するブースもあり、本町のブースも、黒糖、白ゴマ、焼酎等の販売を行い、

大好評でありました。

2点目は、去る11月8日、東京のホテル、ルポール麹町ロイヤルクリスタルにて、第40回離島振興市町村議会議長全国大会が開催されました。

長崎県五島市議会議長の木口会長の挨拶に続き、本会議の宣言として、離島が持つ役割を十分に果たしていくためには、国と市町村が信頼関係の下、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉向上を図るとともに、地域間の交流及び定住の促進といった方策を通じて、離島の振興を図る必要があると宣言いたしました。

来賓祝辞には、国土交通省の大臣政務官の古川康氏のほか、各政党の代表者の挨拶がありました。

議長団選出の後、早速議事に入り、離島の振興に関する12項目の要望と、離島振興法の改正・延長に関する特別要望が提案され、賛成多数で提案どおり決定いたしました。

3点目は、翌日11月9日にNHKホールにて、第66回町村議会議長全国大会が開催されました。

新潟県湯沢町議会議長の南雲会長の挨拶に続き、本会議の宣言として、町村の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには地方交付税等の一般財源総額の確保・充実が不可欠である。よって、全国町村議会議長会は一致結束して果敢に行動すると宣言されました。

来賓祝辞では、岸田内閣総理大臣のメッセージに続き、細田衆議院議長、長浜参議院副議長の挨拶があり、来賓紹介では多数の衆参両院議員が紹介されました。

議長団選出の後、早速議事に入り、3件の特別決議と28件の要望、9件の地区要望が提案され、賛成多数にて提案どおり決定いたしました。

4点目は、去る11月24日、奄美市市民交流センターにおいて、令和4年度奄美群島振興開発総合調査に係る第2回意見交換会が開催されました。

現行の奄美群島振興開発特別措置法が令和5年度末に期限切れを迎えることから、奄美群島の社会経済の現状、課題及び振興開発事業の成果等を総合的に調査し、今後の振興開発の方向及び方策を明らかにするために意見交換会を行いました。

5点目は、引き続き午後から、令和4年奄美群島広域事務組合議会第2回定例会が開催されました。

広域組合一般会計や奄美TIDAネシア基金特別会計、奄美パーク事業特別会計の2021年度歳入歳出決算と22年度奄美パーク事業特別会計補正予算案など7議案を承認しました。また、同組合副管理者に、奄美市副市長の諏訪哲郎氏、監査委員に奄美市監査委員の松崎正典氏を選任、教育委員会教育委員に伊仙町教育長の伊田正則氏を任命する人事案に同意しました。

以上で報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（榮 哲治君）

日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告の申出がありますので、これを許可します。

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

おはようございます。

それでは、行政報告を申し上げます。

9月から11月までの出張は13件ございまして、かなりの件数に及びますので、議員皆様のお手元に資料を配付させていただきました。この件名で内容は大体察しがつくものだと思います。これを全部報告することは時間的にも無理がございますし、また、議長や一部事務組合の会議等は議員の代表の方も出席するなど重複している件もございますので、この中から幾つか抜粋して報告させていただきます。

まず、ナンバーワンの喜界島フェアが、9月23から25日の3日間の日程で東京日本橋の離島百貨店にて開催されました。

私も参加いたしまして、23日のオープニングでは、地元ミュージシャンの土岐宏大君と、それから牧岡奈美さん、そして観光大使の松井美緒さんらとのトークイベントに御一緒させていただきました大変盛り上がりました。また、併せてサンゴ留学の相談会も行いました。今回のフェアには、喜界島出身の方をはじめ多くの方が訪れ、物産を購入いただき、PRすることができたと思っております。

次に、ナンバー3の、これも東京でございまして、10月21日、西村環境大臣と面会するチャンスを得まして、2050年カーボンニュートラルに向けて本町が現在進めております喜界島脱炭素プロジェクトについての現状と取組の内容を大臣に御説明申し上げてまいりました。

議員の皆様には、この内容が具体化しまして、また、今後進める脱炭素先行地域の選定が決定次第、御案内できるものと思っておりますのでございます。

引き続き、ナンバー4の10月24日から25日は、これも同じく東京陳情でございまして、奄美群島農業農村整備事業推進協議会の副会長としまして、他の役員共々、野村農水大臣や県選出国會議員の先生方、それから財務省主計局、農林水産省農村振興局、国交省の国土政策局へ、奄美群島における農業推進の重要性と今後の取組、そして令和5年度予算の要求をいたしたところでございます。以下の要求につきましては割愛させていただきます。

ナンバー12の11月21日の熊本出張におきましては、九州農政局で九州管内の若手職員を対象としました特別研修会というものが開かれまして、本町に昭和62年から63年度まで国からの人事交流で喜界町職員として自分とも机を並べまして仕事をしました、後の宮崎県副知事、林野庁長官などを経まして、農村振興局長を歴任しまして、今年の8月に退職されました牧元幸司氏と、地下ダム国営事業を実施している本町、喜界町長として私が招かれまして、今回、参加者101名の職員の前で、第1地下ダムが完成し、水資源の確保ができた後の園芸作物の取組や、それから第2期事業の採択に向けまして、担当課や関係機関はもとより役場全体が一体となって地権者への賛成同意取得に取り組んだ、このような体験談をプレゼンさせていただきました。

これから先の読めない社会情勢の変化や気象状況の変動の中、町民、それから議会と一緒にあって、一次産業の農業、併せて町の発展に向けて取り組んでいくことの決意を新たにしたいところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（榮 哲治君）

以上で行政報告を終わります。

△ 日程第5 一般質問

○議長（榮 哲治君）

日程第5、一般質問を行います。

質問の通告があります。

質問者は、順次、一般質問席に登壇し、発言を許可します。

子供たちの教育について、ほか3件、土岐和貴君の発言を許可します。

土岐和貴君。

[土岐和貴君登壇]

○1番（土岐和貴君）

皆様、おはようございます。参政党の土岐和貴です。今回も通告書に沿って進めていきますので、最後までよろしくお願いします。

それでは、質問に移りたいと思います。

質問事項1、子どもたちの教育についてです。

新型コロナウイルスの感染対策をめぐり、飲食店への自粛要請などが緩和される中、なぜ多くの学校で黙食が続けられているのか。

そもそも黙食は子供たちにとって好ましいことではありません。感染症に注意しながら、緩めるところは緩めて、普通のことができるようにするのが本来の学校の姿ではないでしょうか。永岡桂子文部科学大臣も、先月8日の記者会見で、必ずしも黙食を求めているわけではない、子供たちの心身の健やかな成長の観点から子供同士の会話を求めている教育委員会もあると述べておられました。

そこで一つ目の質問です。

子供の世界である学校、勉強だけでなく他者とのコミュニケーションや遊びも兼ね備えた教育を取り戻す必要があると思いますが、その点について見解をお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

まず初めに、これまでの学校における新型コロナウイルス感染症対策については、国や県の基本方針、あるいはマニュアルなどを踏まえながら、地域の実情に応じた対策を講じてきていることを申し添えたいと思います。

その上で、直近の動きとしては、マスコミでも報道されているように、11月29日付で文部科学省から新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について、依頼文書が発出されました。そのことも踏まえて、これからの御質問にお答えしたいと考えております。

御指摘のように、学校教育においては、勉強のみならず、コミュニケーションや遊びも兼ね

備えた教育が重要であることは、教育基本法第1条に教育の目的は人格の完成を目指すとされていることから明らかであり、様々な制限や制約のない以前の学校生活に戻ることが望まれます。

そのことを踏まえた上で、ではいつの段階でどのように以前の教育や学校生活を取り戻していくかについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や感染症法上の扱いをはじめ、医療体制の状況、あるいは地域社会の実態など、様々な状況を勘案しながら、慎重かつ総合的に検討してまいりたいと考えているところでございます。現段階では、以前の学校生活を取り戻すような状況ではないのではないかと考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今、教育長のほうからもおっしゃっていただいたように、11月29日に文部科学省の健康教育・食育課から、教育委員会や学校側に事務連絡が配付されたということで、私もその内容を確認しました。その中で、飲食における感染対策の中で、飲食は少人数、会話をする際はマスク着用等の当該の記述を削除するというふうにもなっておりました。なので、今までは少人数であったり、マスク着用が義務づけられていたような文言でありましたが、それを削除したということは、緩和に向かっているんじゃないかと思っております。そして、そのほかにも書かれていたのが、子供は高齢者に比べ重症化リスクが低いことや、子供たちに対して過度な検査をやめることなども記載されておりました。

この3年間、子供たちに我慢させてばかりで、私たち大人がそこをもっと真剣に考えないといけない状態になっているんじゃないかとも思っております。私は小学2年生の息子がいるんですが、息子がよく言うことが、父ちゃん、マスクって風邪引いている人とか咳する人が本来つけるものじゃないのって、大人の人たちみんなつけているけど、みんな病気なのって。私、それを言われたときに、返す言葉がありませんでした。何でそんなに子供たちに考えさせないといけないこの状況をつくっているのか。緩和させる部分は緩和しないといけないと私は本当に思っています。大人は自由に行動できるんですけど、子供たちは、やはり大人の意見、先生方の意見をしっかり学ぶんです。この学びを、当たり前だったことが当たり前じゃなくなっているこの状況を一刻も早く変えていかないといけないと思っています。

ここで二つ目の質問ですが、文部科学省策定、今年度4月改訂の衛生管理マニュアルをどう理解するかが重要であると考えております。学校の感染症対策の基となっているマニュアルには黙食という文言はありません。その点についてどう認識しているかお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

黙食に関する御質問にお答えいたします。

足かけ3年にわたり、新型コロナウイルス感染症の影響で、教育活動や学校生活が制限や制約を余儀なくされている状況でございます。その間、状況に応じて、先ほどありました衛生管理マニュアルが若干改訂されたり、それを踏まえた対応に心がけているところでございます。

御指摘のように、文部科学省の衛生管理マニュアルには黙食という文言は記載はございません。会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう机を向かい合わせにしない、大声での会食を控えるなどの対応が必要でと示されております。

また、政府の基本的対処方針では、これまで国民への周知等として、飲食はなるべく少人数で、黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底することが示されております。

そのようなことを受けて各学校では、給食の際は全員が机を同じ方向に向け、飛沫の飛散防止や大声での会食を控えるなどの対応の一環として黙食に努めているところでございます。

今回の変更により、座席配置の工夫や適切な換気といった措置を講じた上で会話は可能とされましたが、衛生管理マニュアル、先ほどから出ておりますけど、そのものは現在改訂されていないことや、子供たちの感染事例が今も見られるといったことなどから、しばらくの間はこれまでと同様の対策を継続したいと考えております。

ただし、言われましたとおり、様々な状況から、あるいはまた、先ほどの事務連絡等を踏まえて検討を始めていく段階に入りつつあるのではないかとすることは認識しているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今、教育長がおっしゃったように、座席の工夫であったりとか換気等の確保を講じた上で進めていくというのは非常に重要だと思うんですが、そもそもなんですけど、この議会の場で給食時間に会話をする、会話ができないという、当たり前だったことが、なぜ3年間できない、子供たちは大声で給食時間にしゃべりたいわけでもないですし、普通に、この給食、このおかずおいしいねって、それだけでもいいんです。その食を一緒に共有するというのも立派な教育だと思いますので、この本町、喜界島でできる対策がいろいろと、生徒も少ないですし、その中でできる対策、緩和があると思いますので、そこはしっかり学校と連携を図りながら協議していただきたいと強く思っております。

ここで三つ目の質問です。

自然あふれる本町独自の緩和が今後の子供たちの教育面には必要不可欠だと考えますが、その点をお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

先ほどの会話を楽しみながら給食をとということについては、また、食育上も重要なことでもありますし、先ほど申し上げたとおり、今後また状況を見ながら検討してまいりたいと思っております。

次に、自然あふれる本町独自の緩和についての御質問にお答えいたします。

自然が豊かな本町では、都市部などと比べて、もっと対策を緩和してもよいのではないかとこの考え方もあろうかと思っております。また一方では、医療体制が脆弱な点をはじめ、島外との往來の増加、あるいは第8波到来の懸念などから、まだ警戒感根強く、島だからこそ感染対策

をしっかりとする必要があるのでないかといった考え方もあろうかと聞かれております。

学校は多様な意見や価値観を持った人の共同体であり、それぞれの家庭の考え方もまた様々でございます。公教育は各種法令や規則にのっとって進められることが基本であるということを見ると、最終的には感染症法上の扱いなどの法的根拠を注視しつつ、緩和に向けた動きを判断すべきではないかなと考えているところでございます。

先ほど申し上げましたことと重なるところもございますけれども、そういった緩和に向けた検討などもまた検討しつつある段階に入ってきているのかなということは思っております。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

その検討、検討だけではなくて、しっかり協議していただけるように今後ともよろしく願います。

先ほども私のほうから言ったように、給食時間の生徒同士のコミュニケーションであったり、給食の後の昼休みであったり、その点はすぐく子供たちにとって、学校で勉強する、授業を受けるだけではなくて、本当に大切な教育だと思いますので、引き続き協議のほうお願いします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

質問事項2、子どもたちの尊厳を守るについてです。

学校教育においてマスク着用を強制的に実施しているのが現状であります。その中、マスクの自由化を望む声をいただいております。新型コロナに関する衛生管理マニュアルには、体育（部活を含む）を除き原則マスク着用と書かれていますが、これは強制ではなく、教育委員会に向けてお願いだと解釈しております。そして、マスク着用が新型コロナウイルスの感染拡大防止に効果があるという科学的根拠は存在しないということも文部科学省から回答が出ております。そのことを踏まえ、着用したい子供、着用したくない子供、双方の心の声に耳を傾けていただきたいと思っております。

マスクの着用の考え方については、児童生徒のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、具体的な取組として、児童生徒の心情等に適切な配慮を行った上でマスクを外す場面を設定する。マスク着用が不要な場合においては積極的に外すよう促す活動をお願いしているというのも、11月29日に配付された事務連絡には書かれておりました。

そこで一つ目の質問です。

それぞれの学校の校長が、本校は、マスク着用は保護者や子供たちの自由と宣言しても何も問題ないのではないかと考えますが、その点お聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

先ほどと重なる部分もあるかとは思いますが、議員御指摘のとおりでございます。衛生管理マニュアルでは、体育（部活を含む）を除き原則マスク着用とされております。また、今回の基本的対処方針の変更においてのマスク着用の考え方、これも先ほど若干ございましたけれども、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校においてマスクを外す場面

設定する、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き活動場面や活動場所に応じためり張りのあるマスクの着用が行われるよう、よろしくお願い申し上げますという、あくまでもこれはお願いでございます。

今回の変更でマスクの着用そのものが大幅に変更されたものではないと捉えており、引き続きマスク着用の原則は維持していくことが必要ではないかと考えております。

また、各学校の校長とも話をしておりますけれども、考え方としては現段階では、客観的情勢を勘案すると、マスク着用の自由をあえて宣言することは考えていないというところでございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

教育長のほうからも、屋外ではマスクを外すように促すとおっしゃっていましたが、現状を見て思うんですが、やはり厚労省も言っています、屋外ではもうマスク不要と。しかし、現状を見ると、まだまだそれはできていないと認識しております。

ここで続けて質問ですが、学校側が子供たちにマスク着用を推奨しても、それは義務ではなく、強制力が伴わないお願いであると認識しております。保護者が子供の健康被害を防ぐためマスクの着用をいたしませんと宣言すれば、否定する権限は学校にも教育委員会にもないと考えますが、いかがですか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

屋外でのマスク着用については、本町でももちろん推奨もしておりませんし、外すことを原則としております。また、1人で静かな活動、例えば読書であったりといったときにもマスク着用は推奨しておりません。ただ、中にはどうしても個人の考えで着用するという者がいるのは、先ほど御指摘あったように実態はそういう現状も見られます。

また、御質問の権限等についてですけれども、保護者が子供のマスク着用はしませんと宣言した場合の学校や教育委員会の権限については、御指摘のようにマスクの着用は強制ではなく、お願いベースであり、法的な拘束力ありません。したがって、親権者である保護者がマスクの未着用を宣言した場合、そのこと自体に対して学校や教育委員会が拒否する権限はないものと解釈しております。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

先日、喜界小学校に出向いて、校長、教頭と対談をしてきたんですが、その保護者の中にも、子供には着用させたいという保護者もいますし、この3年間を見て、同じ対策で変わらない現状を踏まえた上で、子供にはマスク着用させたくないという保護者がいるのも事実なので、そこはしっかり受け止めていただいて、双方の考えに向き合っていくのも、教育委員会をはじめ、学校側はしっかり受け止めないといけないと私も思っております。

校長と話をしていても、やはり今のこの状況は子供たちにとっては本当よくないと。ですが、感染防止のためにもやるべきではないかというお話があったんですが、私もいろいろ調べていく中で、先ほどもおっしゃったように、科学的根拠がマスクにはないということで、逆にずっとマスクをすることによって、苦しかったり、脳のダメージがあったりとか、そういう専門家の意見も最近では多く出てきております。そういうことも踏まえて、しっかり私も含め、子供の健康被害を懸念している保護者の考えには寄り添うべきだと私は思っております。

ここで三つ目の質問ですが、子供たちの尊厳が守られる学校だからこそ、保護者は安心して通学させることができると思います。同調圧力がない教育現場であることを望む保護者も多々いますが、その点について聞かせてください。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

先ほど権限のことについて、権限はないものと解釈しますとお答えしました。そのとおりなのですが、ただ一つ申し上げますと、学校は集団生活の場であり、また、公共的施設でもあります。ですから、集団生活を円滑に営む上で、学校の一定の秩序を維持するために、共通理解、あるいはルール、約束事等は必要になるというふうに考えております。ですから、マスク未着用を宣言したことに対しても権限はございませんけれども、マスク着用を理解を得るべく、またお願い、指導等は継続していくことになろうかというふうに考えています。

そこで、さっき質問の尊厳の件についてですけれども、子供の尊厳が守られる学校に関しては、学校に限らず、個人の尊厳や基本的人権は日本国憲法にも保障されていることとなっております。当然、学校生活においても一人一人の児童生徒が不当な扱いを受けることなく、尊厳が守られることが基本原理であると考えております。したがって、御指摘のように同調圧力により個人の尊厳が脅かされるといったことは避けなければならないと考えております。

一方で、先ほど申し上げたように、学校が集団生活を営む公共の場であり、それぞれの尊厳を逆に確保する意味からも、一定の秩序を維持し、公共の福祉等に配慮する必要もある。適切なバランスを取ることが肝要ではないかなと考えているところでございます。

多様性の尊重と公共性といった、一見矛盾するような要素のバランスを取りながら、一人一人の児童生徒が尊重され、豊かな集団生活が送れるように、保護者や地域社会と連携して、安心安全な信頼される学校づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

教育長がおっしゃったように、生徒の尊厳を守るという、そして学校のルールがある以上、教育現場として伝えないといけないということはもちろん承知の上なんですけど、実際に現場では少なからず同調圧力がかかっているなと私は思っています。

例えばですが、息子が少し苦しくなったからマスクを下げてだけで先生に注意される、苦しいですって言ってもそこは認めてもらえないと。私が一番懸念しているのが、先生だけではなくて友達からも、駄目だよって。ずっと着けないと駄目なんだよという、そういう状況になっ

てしまっているのが非常に問題ではないかなと。

この3年間で、いろいろと子供たち、大人も含めてなんですが、子供たちは大人が考えている以上に我慢していると思うんです。なかなか大人に言えないこともたくさんあると思うんです。その言えない子供たちの心の声に、もっともっと真剣に傾聴してほしいです。子供たちの未来をもっと真剣に考えるのであれば、私も含めて大人が常に情報をアップデートしていく必要があると思っておりますので、今後もいろいろ検討を重ねていくと思いますが、一刻も早く当たり前の普通の、ふだんできていた教育現場に戻っていただきたいと強く思います。

それでは、質問事項3に移りたいと思います。

小児ワクチン接種についてです。

本町でも生後6か月から4歳までのワクチン接種が開始されます。接種3回でワンセット、1回0.2ミリリットル、大人の10分の1の量を3回ですね。子供の重症化リスクが非常に低い中、生後6か月からの接種の必要性を慎重に検討すべきと提言する専門家の意見も増えてきております。最近では、少しずつではありますが、地方メディアでも多くの副反応被害や死亡事例等も報道されるようになっております。

その点について、まず一つ目の質問ですが、今回対象となる接種の予約状況をお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

本町における生後6か月から4歳までのコロナワクチン接種対象児は189名です。

1回目の予約は4名、1回目の接種は11月30日に接種済みでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今、国会や国会議員の方々も動き始めております。子供たちへのワクチン接種とワクチン後遺症を考える超党派議員連合において会議等も実施されております。前回行われた会議では、衆議院議員が17名、参議院議員が7名と、医師や専門家の方々を交えての会議等も行っております。そして、そのほか、後遺症がある方やワクチン接種後に御家族を亡くされた方々も参加する会議も現在実施されております。

その中で重要視されているのが、まず一つ目が、5歳から11歳のコロナワクチン接種の努力義務を撤廃、そして二つ目に、生後6か月から4歳のコロナワクチン接種の見送りですね。もう少ししっかり検討してから、接種をする、しないを判断すべきではないかという専門家の意見も出ております。そして三つ目に、副反応が解明されないまま接種が進むことへの懸念も上げられておりました。

このような内容も、全国的なニュース番組ではなかなか報道されないんですが、地方メディアでは報道されるようになっております。名古屋のCBCニュースなどでも、このような情報が報道されるようになってきております。その中で専門家や医師の方が言われているのが、慎

重派の医師、そして推奨派の医師、両方の意見、討論を踏まえた上での接種を進める必要があるのではないかという声も上がっております。そして、全国の医療関係者1,273名で形成されている全国有志医師の会でも、ワクチン後遺症について真剣に向き合い、表ではなかなかその副反応の相談であったりとか、なかなか言えない状況が続いているというのも事実です。

このような取組も行っている医師の会もあることから、二つ目の質問なのですが、今後も、ファイザー社、モデルナ社のコロナワクチン接種は、年齢問わず慎重な対応が必要だと考えますが、その点についてお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

ワクチンは、感染症に対する免疫をつけたり強めたりするために接種され、個人の発症や重症化を予防するだけでなく、社会全体で流行を防ぐことが期待されております。多くの方が接種をすることで、重症者や死亡者を減らすことができれば、医療機関の負担を減らすこともできます。接種につきましては、臨床試験における有効性と安全性のデータを基に薬事承認され、厚生労働省の審議会で議論された結果、実施をされております。

最終的に接種を希望するか、希望しないかにつきましては、それぞれの判断となりますので、町といたしましてはこれまでどおり正確な情報を提供していきたいと考えております。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今、課長がおっしゃったように、重症化リスクを下げるメリットがあるという情報もあります。今回、生後6か月から4歳までのコロナワクチン接種は、防災メール等でも私がすごくありがたかったのが、しっかり、任意ですと。しっかり各御家庭でメリット、デメリットを考えた上で接種されるものと、しっかり記述されていたので、そこは各保護者、御家庭も、しっかり考える材料になったと思います。本当にありがとうございます。

本町でも、子供たちだけではなくて、大人の方々でも副反応で苦しんでいる方というのは、少人数かもしれませんが実際にいます。そこで、行政が管理している副反応報告等のデータとは変わってくると思うんですが、そういう方々に聞くと、それを表に出せないというふうな風潮になっている傾向がありますので、例えばなんですけど、普通におばちゃんたちが、带状疱疹で来ているんだよねとか、普通に話しているこの現状がすごくまずいんじゃないかなと、私のほうも思っていますし、近場でも接種後に心筋炎になって病院に毎回通っている身内もいます。その点も踏まえて私は、一個人の意見ではなくて、そういうふうに悩んでいる町民の方々がいるというのも踏まえて、私は毎回この議会の場で、ワクチンについて慎重な判断をという議論を行っております。

今回の小児ワクチンの予防接種の案内に同封されていたファイザー社の予防接種説明書の中でも、いまだに、本ワクチンは新しい接種のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性があると、しっかり書かれておりました。3年以上続いている中で、全国

でも驚くぐらい様々な症状で悩み、接種後から普通の生活が送れなくなっている方々もいます。この喜界町でも、町民の方々にそうなってほしくないの、しっかり考えていかないといけないと思っております。

その中で、三つ目の質問なんですが、ウイルスが弱毒化になっている中、当初は接種2回で大丈夫ですよと政府も上げていましたが、今はもう3回、4回、5回と。体の中で免疫力がついているはずなのに、どんどんどんどんこの接種が進んでいる状況をどうお考えですか、お聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

接種回数が増えていることについてですが、ワクチンの発症予防効果や重症化予防効果につきましては、時間の経過とともに低下をするという報告があります。抗体価を高めるために追加接種の必要があること、また、従来株からオミクロン株へとウイルスの変異が確認されているため、そのウイルスに対応した成分のワクチン接種が必要になることから、追加接種が実施されていると認識しております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今、課長がおっしゃったように、自己免疫力が低下していく中で接種が進んでいるという話でありましたが、それも並行して、やはり一番大事なのは自然免疫、一人一人がまずはこのウイルスに立ち向かっていける、ワクチンに頼るだけではなくて、しっかり健康的な生活であったり運動であったり、自分自身で免疫力をつけていく流れもつくっていくべきだと思うんですよ。この3年間ずっとワクチンを打てば予防できる、そういうふうにはずっと言われてきていますけど、一向に変わらないです。むしろ増えてきています。重症化リスクは減っているかもしれませんが、その分、感染率もすごく増えています。その点についてもしっかりと、何でなんだろうと考える必要が本当にあると思いますので、引き続き、保健福祉課が考えられる対策、ただワクチンを進めるだけではなくて、運動であったり食であったり、しっかりした健康状態を保つことが一番重要ですよというのをしっかりと町民の方々にも伝えてほしいです。よろしく願います。

それでは、質問事項4に移りたいと思います。安全保障についてです。

南西諸島の安全保障なんですが、度々、軍事力を背景にした中国の海洋進出が強まってきております。台湾有事の件もありますが、南西諸島は米中が対立する軍事ラインである第1列島線と重なり、中国はこのラインを越える形で軍艦や潜水艦を度々通過させ、威嚇を繰り返しているのが現状です。

中国の動きに対し防衛省は、奄美大島、宮古島にミサイル部隊を配備しております。本町も南西諸島に属しており、かつ自衛隊通信基地があることから、有事の際は非常に危険な場所に

なるんじゃないかと、町民のほうでも不安の声が上がっております。

そこで一つ目の質問です。

本町では、南西諸島の安全保障についてどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

席での答弁をお許しいただきたいと思います。

ただいまの土岐議員の質問でございますが、かなり大きいお話でございますので、この答弁が議員が意図することまで言及できるかどうか分かりませんが、その中で今現在、国民保護法の観点から本町の立ち位置でお答えできる範囲で答弁させていただきたいと思います。

まず、お尋ねの南西諸島の安全保障についてどのように考えているかですが、本当に誰も国家間の争いのない平和な世界を望んでいるわけですが、国には、そうならないように、外交等あらゆる手段で努力をしていただきたいと思いますところがございます。

その上で、議員の御指摘のとおり、諸外国の動向が現在懸念されているところがございますが、国も近年、特に離島防衛、離島国境の重要性を掲げまして取り組んでいるところだと、自分としては認識しているところがございます。私も、南西諸島、国境離島ということで国の方とお会いするたびに、武力の増強ももちろんございますでしょうけども、やはり国境離島の私たち奄美群島を含めた沖縄列島が人が減らないように、無人島にならないように、やはり国がしっかりと支えて、ずっと日本人が住んでおられるような体制が一番必要なんじゃないかと私はずっと訴えているところがございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

町長がおっしゃったように、一番は、そういう争いがなく、平和な世界になることが一番重要だと思うんですけど、その中で、もし起きた場合の有事の際にも備える必要があると思っております。

政府が、国全体で防衛力強化に取り組むため、安全保障の観点から公共インフラ整備を進める省庁横断型の協議会の新設も検討していることが分かっております。中国が海洋進出を強める南西諸島では、自衛隊の艦艇や航空機が使用できる港湾や空港の整備が不十分で、移送体制の強化が急務となっていると政府も話しており、来年度の設置を目指すと言われておりました。公共インフラ整備は、これまで国交省が優先度などを判断していましたが、安保の観点に欠け、南西諸島の離島では港湾や空港の整備が遅れがちでありました。しかし、有事の際に自衛隊の部隊や物資を輸送したり住民を避難させたりするための大型艦艇が着岸できる岸壁のある港湾や、輸送機が離着陸できる滑走路のある空港の整備が近々の課題だと挙げておりました。

その中で、政府は9月に防衛力強化に関する有識者会議を設置し、防衛費だけではなく、海上保安庁の予算、そして研究開発費、インフラ整備費を算入した安保関連経費の枠組みを検討

しているようです。そして10月20日の会議では、公共インフラ整備をめぐり、平時から進める必要がある、自衛隊のニーズを反映することが重要などと話合いが行われております。

その中で今現在、私が話したのは、港湾であったり、空港のインフラ整備のお話をしましたが、国自体でもそういうふうには有事の際の対応を考えている中で、やはり南西諸島に属している本町も、まずは外回りも大事ですが、中、町民をどういうふうには有事があった際を守るかという観点から、次の質問です。有事の際、避難所、シェルター等がない本町、可能性がゼロではない有事の際の町民の安全性はどのように考えているか、お聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの議員の、避難場所、シェルター等がない本町の有事の際の町民の安全についてどのように考えているかという御質問でございますが、先ほど冒頭で申し上げましたように、この件につきましては国民保護法の観点になろうかと思っております。この法律というのは、国民の保護に関する基本方針として、国民の保護の計画をつくり、またその流れの中で、国や県、それと市町村のそれぞれの役割分担というものを明記しているものでございます。ですから、国が国民の安全を守ることが、我々喜界町の町民の安全を守ることであると認識しているところでございます。

また、その中で町としてやるべきこと、主としてやるべきこと、できることは限られているんじゃないかと思っております。いざというときにJアラートをシステムが的確に稼働するようにですね。最近、北朝鮮からのミサイル発射の件もございましたけれども、そういったアラーム、警報を的確に伝えることができるような体制をやっていくことが、町としては重要じゃないかと思っております。

それから、先ほどから議題になっております南西諸島の安全保障の問題で、今回、奄美、徳之島を中心に自衛隊の訓練が行われましたが、本町でもこのような訓練が実施される場合は、しっかりと協力をする体制を取っていくのもその一つだなど思っているところでございます。

それと、お尋ねのシェルターの件は、国が住民用のシェルター整備について検討に入っているという話も出ておりますが、実現するためにはかなりの期間と費用が見込まれるようでございます。

また、離島の中ではこういった問題で島外避難というような話もございますが、それについても、移送手段確保や離島間での調整も必要となってくるんじゃないかと思っております。

今後も国の動向を注視しながら、各自治体間の情報も共有しながら、有事の際に、国、県、それから民間も含めました関係機関と連携して、町としてどのような役割を果たしていけるのか、町民の安全を守るのか、いろいろと注視をしながら取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今、町長がおっしゃったように、やはり町民の安全が一番重要であるということで、この間

題はすぐ解決できる問題でもないですし、行政だけではなくて、この議会、そして町民の方々の認識、そして理解が必要になってくると思いますので、この点に関しては、長期的な目標として、町民向けにも情報共有が必要ではないかと考えております。

そこで最後の質問ですが、政府側は、国民保護法に基づいて、約5万か所の指定避難施設のうち、地下施設は1,200か所余りだと明らかにしております。本町でも町民の安全のため、国、県に要望を出し、国防費等を活用して避難所等を整備するなどの対策を考えていく必要があると考えますが、その点についてお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

お答えいたします。

地下施設等の設置についての国や県への要望についてですが、先ほども申し上げました国民保護法の観点から、国が国民を安全に守ることが、我々喜界町民の安全を守ることであり、また、自治体ごとの問題ではなく、全体的な議論であるべきと考えているところでございます。仮に要望するにしましても、本町と同様の条件下である全国の自治体、奄美・沖縄の離島とも同じ方向を向いて、同じ認識で取り組んでいかなければならないんじゃないかというふうに現在思っているところで。

先ほど議員もおっしゃいましたが、すぐすぐできるような問題じゃない。この国民保護法というのは、たしか平成15年頃、これも北朝鮮のミサイルが日本の上空を飛んだときにどう対処すればいいかということのできた法律でございまして、そのときも、上空を飛んでくる、そのとき喜界島の場合は、何も地下もあるわけでないし、どこに避難するんだという、当初からそういう問題がありました。そのときには、不要不急というんですか、家の中にいて状況を見守る、もうそれしかないんじゃないかと思っていましたけども、現在こういったような社会情勢ですし、国のほうも真剣にこうしたシェルターとかも考えているようですので、そういった情報をしっかりと得ながら、他の自治体と一緒にやって取り組んでいきたいと思っております。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

町長がおっしゃったように、やはりこの喜界町だけの問題ではなくて、ほかの離島とも連携を図る必要があると私も考えます。

私もこの南西諸島の安全保障については、まだまだ学びが足りず、もっともっと情報をアップデートしていく必要があると思いますが、その中で本町は通信基地があることも踏まえ、この離島の中でもリスクが非常に高い、危険性が極めて強いんじゃないかなという声も実際に町民の方々からありますので、その点についても、意見交換であったりとか、町民の方々とその点についても考えられる会議等も実施していき、全体で協議を行っていく必要があると思います。そこでいろいろ上がったものを、通るか分かりませんが国のほうにも要望を出し、少しでもまずは目を向けてもらうことが必要だと思いますので、そういう部分では、しっかり今後も協議していきながら考えていく必要があると思います。

最後になります、国からの意見だったりとか考えを待つだけではなくて、この町独自で考えたものをどんだんだんだんアピールするということは非常に大切なので、これからも、私も含めて、この南西諸島の安全保障についてはいろいろと学んでいきたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これで、土岐和貴君の一般質問を終わります。

続いて、消防団の退職年齢について、ほか2件、倉橋博都君の発言を許可します。

倉橋博都君。

[倉橋博都君登壇]

○5番（倉橋博都君）

町民の皆様、おはようございます。議員になりました、ちょうど3年目に入ったところでございます。3点ほど一般質問したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

初めに、消防団の退職年齢についてお伺ひしたいと思えます。

近年、南海トラフ地震、巨大台風、津波等が叫ばれる中、消防団の使命は大きいと思えます。喜界町の消防団は、平成29年4月1日、65歳定年を延長、条例改正しました。また、定数についても、平成25年、団員定数130人と定数改正しましたが、団員数は、平成26年度は127名、27年度128名、28年度121名、29年度119名、30年度115名、31年度、令和元年108名、令和2年度106名、3年度に108名と、減少しているのが実態でございます。

年齢階層は、20代、9名、30代、24名、40代、50名、50代、16名、60代、3名、その中に、女性消防団が7名活躍している。平均年齢は42.2歳。喜界町に若い世代が少ない状況で、消防団に入団する人材がない状況である。現在の65歳から70歳、差はあるものの総じて若い。

そこで質問ですが、消防団の定年を70歳ぐらいまで引上げを検討できないか伺ひます。お願ひします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの倉橋議員の御質問にお答えします。

倉橋議員は消防団員の過去のデータもいろいろ御存じのようで、私が持ってない中身のデータも御存じのようでございました。その中でお答えしたいと思うんですが、先ほど申されましたように、喜界町の消防団員は令和4年11月現在で、定数130名のうち、現在は実数が109名というふうに伺っております。これは充足率が83.8%という状況でございます。

今、御質問の中でありました消防団条例の退職年齢につきましては、これまでの18歳以上60歳まで。ただし、団長、副団長、分団長にしては特に必要があるときは65歳以下とするという条文、これも議員おっしゃいましたけども、平成29年の4月1日に、この団員の定年による退職は年齢65歳とする。ただし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職すると改正されたところでございます。

今申されましたように団員が年々少なくなっている状況でございますので、今後、喜界町に

においても、消防団の車庫等にも団員募集の標語を掲げるなど入団促進を図りつつ、現役消防団員と協議をしながら、体力的な面も考慮した上で、退職年齢の引上げを検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

ありがとうございます。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

町長もまだ70手前かと思うんですが、近場で火災等がありましたら、一応地域に置いてある消防の設備を持って走れるんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

体力の続く限り頑張りたいと思っていますので、よろしく申し上げます。

○5番（倉橋博都君）

ぜひお願いしたいと思います。私も30年ほど消防団をやっていました。分団長をやった時代もありました。私は64歳で、もし70ぐらいまで改正になりましたら、私も入れるのであれば、また70まで頑張りたいなという気持ちはありますので、ぜひ検討をよろしくお願いしたいと思います。

次に、質問事項2番目、志戸桶の液肥供給施設及び地力増進施設について、3点ほどお伺いしたいと思います。

質問要旨1、液肥供給施設について伺います。

この事業の概要を振り返ってみますと、平成5年度に、事業名、先進的農業生産総合推進対策事業と位置づけ、総事業費2億7,500万円で取り組んだ大規模事業です。財源は、国庫から1億6,500万、町負担1億1,000万、負担率、約40%、管理棟1棟、機械室1棟、ブロワー室1棟、熟成槽4槽、貯蔵槽4槽、好気的高温発酵式装置が1基。

平成5年、約30年前に液肥供給施設ができていますが、この事業についての町民の評価は厳しいものがあると思います。この事業の総括はこの場では触れませんが、私がただしたいのは、事業終了後の管理もされず、現在廃屋状態にあり、入り口のガラスが割れたり、ドアが壊れたりしていて、非常に危険な状況にあることです。何らかの事故等が起きたときの町の責任は逃れられないと思います。

そこで質問ですが、当面の危険防止対策を含め、今後どのように活用していくのか伺います。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの倉橋議員の液肥供給施設、並びに、その隣にあり、現在堆肥センターとして民間のほうに管理をお願いしております、当時の地力増進施設の今後の活用ということでお答えいたします。

まず、液肥供給施設につきましては、し尿、並びに家畜尿の処理を行い液肥として活用する目的で、ただいま議員からありましたとおり、国の事業を活用して平成5年に設立されております。現在、し尿につきましては、池治にあります下水道処理施設のほうで処理を行っております。また、家畜尿につきましては、堆肥として今活用を行っております。今現在この施設については閉鎖を行っている状況であります。

あと、地力増進施設につきましては現在、喜界島飼肥料生産組合に管理運営の委託を行っております。その組合において、牛ふん堆肥の生産を現在行っているところでございます。

今、議員から御指摘がありました景観等、安全対策についてですが、建物自体は現段階では、そういった老朽化による危険性は目視の状態ではないものと思っております。ただ、窓ガラスが割れていたりだとか、現在立入りができる状態になっておりますので、まずは安全対策、立入禁止等の対策を早急に行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

液肥供給施設は、ガラスも割れて、ドアも壊れて、中に入れる状態になっています。大人もでしょうけど、もし子供たちが入って、けがでも起きるようでしたら町の責任がちょっと大きいかと思いますので、その対策はぜひお願いしたいと思います。

先ほど課長からも地力増進施設の話が出ましたけれども、一応概要をちょっと説明をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

この事業も一緒に平成5年度、事業名、農村地域農業構造改善事業として、総事業費1億8,100万円、国庫から1億4,000万、町負担1億4,000万、負担率、約50%で、管理棟1棟、機械室1棟、パドル式攪拌装置一式、袋詰め装置一式、エアーポンプつき雨水槽、トラックスケール20トンの計量器。

平成5年、約30年前に、液肥センターと同様、地力増進施設ができてはいるわけですが、現状は建物内に入ると、天井の屋根はなく、壁も壊れて、青空が見えている状況である。この施設も、液供給施設同様、緊急な対策が求められると思います。

そこで質問ですが、当面の対策と今後どのように活用していくのか、お伺いします。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの地力増進施設の今後の活用等を含めてお答えいたします。

先ほども申しましたとおり、当施設においては民間の生産組合で管理委託を行っております。そこで生産組合のほうで、それぞれの北部地区の近辺の集落の畜産農家の牛ふんを集めて堆肥の生産を行っているところですが、今後の施設の運用については、御存じのとおり、町のほうでも堆肥センターの建設を計画しております。そういったところで、その原料の一つとなる牛ふんの北部地区の仮置場の候補地の一つとして今検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

北部地区の牛ふんを仮置きするという話だと思うんですが、牛ふんを雨ざらしするのはどうかと思うので、屋根とか、そこら辺はどうするのかちょっとお願いします。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまちょっとお答えしましたが、その管理運営については生産組合のほうにお願いしております。町は完全にその運営についてはお願いをしております、施設の整備も含めてですね。今後の運用については、先ほども言いましたとおり、町で堆肥センターを新たに整備しますので、そこをまた整備するとなると、またそれなりの維持管理費、その整備に伴う支出が起これると思います。ただ、先ほども言いましたとおり、仮置場の候補地として現在考えておりますので、もし仮置場として活用していくとなれば、またそれなりの整備は必要かと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

今、牛組合の方でも野ざらしで堆肥を溜めている人がいるんですが、やっぱり雨に濡らしたりすると乾燥が遅れると思うんです。そこら辺もぜひ検討いただいて、早めをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後の質問ですけど、各学校に製氷機の設置はできないかということについてお伺いしたいと思います。

現在、子供たちは水筒を持参して登校しているが、かばんの中身が重たくなっていると聞きます。そこに水筒まで学校に持たすとなると、ますます重たくなって体に負担になっていると、保護者の皆さんから御意見が寄せられています。特に体の小さい低学年は大変で、中には、ランドセル症候群や肩や腰の痛みを訴えている子供がいると聞いています。また、朝から親が水筒に氷を入れて学校に持たせている状況で、親の負担も大きいものと伺っております。特に夏は、家から持たせている氷が溶けるのも早いと思います。

そこで質問ですが、各学校に製氷機は設置できないか伺います。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

議員御指摘のように、町内の各学校においては、年間を通して水筒持参を認めているところでございます。水筒の中身については、お茶や水、スポーツドリンクなどであり、夏場の水分

補給はもとより、衛生面や個人の事情等を考慮した対応でございます。また、かばんの重さについては各学校で、学校に置けるものは置くなどの工夫をしていきたいと考えております。

御提案の製氷機の設置については、特に夏場の暑さ対応の面から、一定の活用効果が見込まれるかと思いますが、飲料水として使用するためには、成分の問題や異物混入の防止対策、あるいはまた、大勢で共同使用する際、誰がどのように管理や提供するかといったような、衛生面などを含めた副次的な課題も懸念されるところでございます。

また、これまでも大人数で何かを共同使用するという点について敬遠する、そういう傾向が見られましたけれども、今回の新型コロナウイルス感染症の影響もあってか、ますますそういった声という傾向は強まっているようでございます。

各学校においてもそのようなことから、特段の必要性や要望等も見られない状況であり、製氷機の設置については今のところ、現段階では考えていないというところでございます。御理解をお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

なぜ製氷機が必要か。今後、気温が1度2度、平均的に上がっていく現状で、子供たちの夏場の飲料ですから、冷たい水は午前中もつかもたないかだと思えます。ぜひ製氷機を設置して、夏場は特に昼の時間帯に氷を入れて、冷たい水が飲みたいと思いますので、ぜひそこは教育長、よろしく検討していただいて、お願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

先ほども幾つかの課題を申し上げましたけれども、そういったのが解消できるような状況であり、また、一定の効果等が見込めるようであれば検討は続けてまいりたいと思ひますけれども、私どももいろいろな情報をまた得たりしましたけれども、一部導入した学校等の状況を聞きましてけれども、当初は活用があったけれども、後はもう使わなくなったという事例もあります。もちろん活用しているところもあるかと思ひますけれども、そういったところも含めて総合的に判断してまいりたいということです。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

ぜひ製氷機は検討してもらって、できるようにお願いしたいと思いますので、教育長、よろしくお願ひします。

これで私の一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで倉橋博都君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時から行います。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

スズメバチの調査・駆除について、ほか2件、米田信也君の発言を許可します。

米田信也君。

[米田信也君登壇]

○2番（米田信也君）

町民の皆さん、こんにちは。佐手久集落、米田信也です。私からは3点ほど質問させていただきたいと思います。通告書に沿って質問しますので、よろしくお願いいたします。

まずは、スズメバチの調査・駆除についてです。

先日、大朝戸の集落内にスズメバチの巣が見つかり、生活圏内に蜂の巣が作られているという事実が確認されました。すぐに駆除しているのですが、巣の中のハチを調べたところ、10月26日時点で創設女王バチ1匹、オスバチ71匹、働きバチが198匹でありました。この調査を行った京都産業大学の高橋教授は、既に巣がほかにも作られている可能性が高いというふうに言われていました。

今後、この喜界の中で初めてではないかと思われませんが、このような危険生物であるスズメバチのさらなる駆除を全島で行う必要があると思われれます。大朝戸を中心に全島で調査を行う必要があると思われるんですが、町としての考えをお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

米田議員のスズメバチ全島一斉調査についての御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、10月25日に約3か月ぶりに確認されまして、駆除及び専門機関への調査依頼を行ったところでございます。

御質問の全島一斉調査となりますと相当数の人員と費用が必要となります。現在の状況におきまして、全島一斉調査実施の必要性や費用対効果等、総合的に判断いたしますと、これまでどおり、専門家の意見を基に現在実施しております確認情報に基づいた周辺調査を継続的に実施していくということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。

課長の言われるとおり全島調査と言え、かなりな労力と費用がかかるというふうに思われますが、実際、区長を中心に、集落の中だけでも、飛んでるか飛んでないかの確認等は多分できると思います。それに関してはそんなお金もかからないですし、言われたように、確認されたところへのトラップの設置等ということであれば、その確認をするという意味での区長さん

とかへの協力というのが得られないかと思っ、第2の質問になるんですけども、全島を網羅したトラップ調査は、今いろいろと問題はあるとは思いますが、民間の力を借りて、先ほど言いましたけれども、区長と民間の駆除業者等ありますし、あと養蜂業者があります。そのようなことを考えて、この凶暴な危険生物スズメバチの駆除、調査を実施する予定があるかどうかお伺いしたいです。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

お答えいたします。

さきの質問のような大規模な調査実施となりましたら民間への協力依頼も必要となりますけれども、現段階におきましては、そのような状況でないというふうに考えております。どうぞ御理解ください。

ちなみに、これまでにスズメバチの駆除と調査に携わった方への協力依頼を行ったということとは経緯としてございますけれども、お断りをいただいたということでございます。

先ほどありました大朝戸の周辺、そちらのほうに今トラップは仕掛けておりますので、その経過観察を引き続き行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

分かりました。

ハチの目撃情報等があれば、その場所へのトラップの設置と、それと観察と。スズメバチの調査・捕獲に関しては大体1週間に1回ずつ確認をするというのが定石みたいですので、そのようなことを確認しながら、また進めていただければと思います。

三つ目の質問ですけども、駆除において、住宅敷地内に関しては住民が費用を負担するということが現在なっていると思うんですけども、今後、補助や助成を行うことが可能かどうかお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、住宅敷地内の蜂の巣は所有者にて駆除を行うということが基本となっております。これまでに敷地内での確認がなかったことや、他自治体での取組状況等を参考に現在に至っております。

今後は、今、議員の御指摘もありましたとおり、スズメバチの危険性も十分考慮いたしまして、補助金や助成金に限らない、何らかの支援策を必要性や状況等を考慮しつつ判断してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。このスズメバチの巣の駆除に関しては、業者のほうで駆除すれば数万円というお金がかかるということが実際なので、その補助や助成だけではなく、ほかの方策等を考えていただければありがたいと思います。ありがとうございます。

では、二つ目の質問に移ります。焼却灰最終処分場について。

3月議会においても質問させていただいた焼却灰最終処分場の進捗状況ですが、3月にお答えいただいた助成金の根拠となる循環型の社会推進交付金の地域計画の見直しがされるということでしたので、まずはそれができたのか。また、一般廃棄物の設置届、開発許可申請の事前協議の検討を進めるというふうにお伺いしましたが、それが進んでいるのかお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

御質問にお答えをいたします。

一般廃棄物の最終処分場につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように県への各届出、開発許可申請あるいは設置届等の協議も無事済みまして、今、最終段階の事業発注の準備を進めているところでございます。今年度中には入札を終えまして、基本的には工事は来年度からというふうになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。来年度からまた工事が始まるということで、一応令和6年度まで予算がついてたと思うんですけども、6年度以降の早期の操業に向けて頑張っていただければと思います。

続きまして、三つ目の質問になります。公共交通機関の在り方についてです。

現在喜界町では、深夜1時から7時までの間、公共交通機関の営業がなく、港へのアクセスができない状況があり、交通難民と呼ばれる町民、観光客がいることに対しての町の考えをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

お答えする前に、先ほどマスクをしていて声を通らないと御指摘がございましたので、マスクは外させていただきます。

ただいま米田議員の御質問にもございましたように、本当にこの問題は町民にとっても切実

な重要な問題だと認識をしているところでございます。これまで幾度となく公共交通機関の在り方についての御質問がございまして、昨年度、国、県、それから各関係機関を構成員とします喜界町地域公共交通会議を設立いたしました。本会議は、道路運送法に基づいて自治体が設置し、主体的に地域の実情に応じた交通の在り方を協議する場でございまして、そこでの合意形成に対しては国も最大限尊重することとなっております。

現在、本会議におきまして、本町の公共交通の様々な問題解決に向けて取り組んでいるところでございます。この協議が、いよいよ検討が始まったというふうに理解をしていただければよろしいかと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

町長、ありがとうございます。実際の話、この話は大分前から出ていまして、早朝に早町港への寄港は、この冬、増えてくる時期にもあります。その辺も踏まえて早期の解決が必要になると思いますので、その協議会等での早い解決を求めたいと思えます。よろしく申し上げます。

2点目ですが、路線バスのことです。

令和4年10月5日から令和5年3月31日まで、路線を変更して試験運行を今行っているんですけども、始発便が6時20分から7時になり、また、中央線を北・南本線に組み込んだことにより、朝の通勤に支障が出ているなど弊害が出ていると、利用者の方から話が聞くことができました。この件に関して、町の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

米田議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の試験運行につきましてですけども、バス利用者の御要望に対しまして、より利用しやすい時刻や経路について、先ほどの町長の答弁でもございました喜界町地域公共交通会議におきまして協議の上、実施することとなっております。

また、中央線をなくすことに対する弊害が出ているという件でございますけれども、これまで、北本線、南本線、中央線の3路線で運行しておりましたが、今回の試験運行では、北本線と南本線の中に中央線を組み込んで、北中央線と南中央線の2路線で運行しております。これまで中央線は1日4便の運行でございましたが、試験運行では各路線、両線におきまして、3便ずつの中央線を走らせております。結果といたしまして1日に6便というふうに増便となっております。

また、試験運行におきましては、日曜・祝日も減便せずに平日と同様の運行をしております。

また、これまでに、当課、並びに運行会社への路線変更に伴う弊害が出ているとの声は寄せられてないというところでございます。

今後は、喜界町地域公共交通会議におきまして、試験運行の結果を基に、路線についても検討していくこととなります。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。

実際、北中央線、南中央線という、中央線を組み込まれたことにより、12便という、実際は減便になっているんです。中央線は増便ですけども、全体的には12便というふうになっていますので、減便になっていると思います。そういうことも踏まえた上で、これからの協議会の中で、また検討していただいて。

ただ、始発が今、北回りが7時20分というふうになっているんですけども、前は6時20分と7時というふうになって少し早い時間で回っていて、しかも1周回る時間も短かったということもありますので、そこのところを検討課題に入れていただいて、利用者の方が利用しやすいように考えていただければと思います。ありがとうございます。

では、私の質問はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで、米田信也君の一般質問を終わります。

続いて、物価高騰支援寄附金について、ほか2件、野間弘也君の発言を許可します。

野間弘也君。

[野間弘也君登壇]

○7番（野間弘也君）

よろしくお願ひいたします。

冒頭に、新型コロナウイルス禍の中でイベント等中止になっておりましたが、先月11月19日に行われました大島地区生涯学習大会を拝見いたしまして、久しぶりに伝統文化の演舞を見まして非常に感動いたしました。また、その中でオープニングの喜界町の三味線、太鼓、エイサー、フラダンスのコラボレーションは、来られた方々が非常に感動していたなというふうに思いました。

その中でありました事例発表では、喜界町から富さんの環境美化等実施の立場からビーチクリーニングについてのお話がありまして、頑張っている方がおられて、やはり百人の一步というのを大事にして、皆さんで取り組んでいかなければならないなというふうに感じたところであります。

開催に当たりまして御尽力いただきました関係機関、関係者の方々、本当に感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、質問に移らせていただきます。

初めに、物価高騰支援給付金について質問させていただきます。

政府は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金で、家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し給付金を支給することとしております。しかし、現在の物価高騰は様々な分野において急激な高騰となっており、これは課税世帯においても大きな影響を受けているのが現状であります。電気料金につきましては、燃料価格の上昇分が料金に転嫁できる上限に来ており、上限に来ているということはそれだけ値上がりしてきたということになっております。

また、新型コロナウイルスの影響が和らぐ中、物価高騰による消費低迷は、町内業者への大きなダメージとなり、意欲をそぎ、不安を払拭できなくなると考えられます。

そのことから、国の支援対象外の世帯へ、町として、町独自の支援を講じる必要があると考えますが、見解を聞かせてください。お願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

野間議員のただいまの物価高騰の支給給付金についての御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、この物価高騰は、課税、非課税問わず全世帯への影響があることでございまして、今般の物価高騰の要因は、円安、それからロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー需給の問題と、外的要因が大きいものでありまして、国内全体の経済状況の不安であると認識しております。ですから、今回のこの交付金につきましては対象を限定すべきものなのか疑問もございしますが、緊急経済対策につきましては、やはり国のほうでも活発な議論がなされておりました、国民生活に直結する、特に今回のような経済状況においては、国が主体となって支援すべきものではないかと考えているところでございます。

しかしながら、この状況が一時的なものなのか、また、しばらくはこの状況が続くのか、その判断によっても対応が違ってくるものと思っております。町としましても、これまでのコロナ交付金を活用した支援対策を行ってまいりましたが、国の動向、それから町の状況を見ながら、必要があれば独自の支援策についても検討し、判断していきたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

国がいろいろと検討して、非課税世帯の給付を行っております。しかし、町長が、国の動向と、今後長引くかどうかというお話がありましたけども、やはり高騰したそのスタートライン、ここが非常に大事になってくると思っております。そこで対策を打たないと、いろいろなところに影響してきます。先ほど申し上げましたが、喜界町全体の消費の低迷がどうなっていくのか、業種へ。悪い方向にどんどんどんどん進んでいくと思っておりますので、その最初の段階、初期段階での対応、これをしっかりやらないといけないと思っております。

今、農業では肥料高騰で農業振興課が肥料の対策を、国の動きも見ながらではありますけども、対策を打っていただいております。それとまた別で、家庭の中で家計が苦しい、そこをしっかりと、そのスタートラインで対処していただきたい。ガソリン、軽油、灯油に関しても、令和2年12月から現在まで、リッター当たりガソリンで35円、軽油も35円、灯油に関しては、冬、これから使用する灯油は37円上がっています。これ、30リッター入れたら1,000円上がっているということなんです。これだけ家計に影響があるというところと、また食料品に関してもどんどん値上がりをしております。

そこで、やはり町の町民の生活をしっかり考えた上で、しっかりこの初期段階での対応をや

っていただきたい。それは強くお願いして、早めに対応していただくよう強く要望いたしますので、また検討いただいて、町長、よろしくをお願いいたします。

次の質問に移ります。町民所得の向上について。

この物価高騰等も影響してきますけども、対策を打つ、最初に対策、支援をする、その後にしっかり家計の所得を上げていく、そこで対応していくというのをやっていかないといけないと思っております。物価が高騰する中の町民生活の安定の根本をしっかりと早急に取り組まなければならないと思っております。

農業立島である本町では、農業所得が、飲食店、小売店など様々な業種に影響を与えます。これは前回の6月議会で一般質問しましたが、その際に問題提起としまして、データから見ると、そういうような現状が出ているというのが現実であります。町民所得が低迷しているのは、本町では農業者所得であります。その農業者の所得向上を図ることは、町全体に影響してくると思っております。そのため、これまでやってきたことを一旦見直して、これまでとは視点を変えた新たな取組で所得向上に取り組む必要があると思っておりますが、見解をお願いいたします。

すいません。失礼しました。そのことから、①現場に直結した支援策を行い、計画的に、そして、物価高騰も続く中でありますので大胆な予算措置を行っていく必要がありますが、見解をお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ただいま議員からもありましたとおり、この農業立島を掲げる本町においては、農業所得の向上が町全体の所得向上、それから経済の活性化につながることは皆さんが認識されていることと思っております。そのため、本町ではこれまで、国や県の事業を活用したものや、町単独での補助事業、資金相談や営農指導、それから農業農村整備などの環境整備などを実施しております。このことにつきましては、例年開催している事業説明会や集落での説明会、それから行政無線、町広報紙などで周知を図っているところでございます。

そのほかにも、社会情勢に即した取組としまして、今般の物価高騰による肥料や飼料など農業資材の価格上昇に対する負担軽減を図るため、国や県、他の自治体に先駆けまして、町単独事業によって価格高騰分に対し助成事業を実施したところでございます。

また、水の確保と、それから土づくりは、農業振興を進める上で根幹をなすものでございますので大変重要なことだと考えておりまして、第2地下ダムやその関連事業が本格的に始まりますが、事業活用により、さとうきびを中心に高収益作物の導入など多様な農業の発展をさらに推進していきたいと考えているところでございます。

先ほど申しました土づくりにつきましても堆肥センター建設を計画しておりまして、島内にある有機資源を活用することで、循環型、環境型農業の推進を図り、さらには資源を外部に依存しない自立可能な農業を目指す取組も進めていく必要があると考えております。

①のほうにも進みますが、農業に関わる予算規模について少しお話をさせていただきたいと思っております。

群島内の一定規模以上の市町村の中では、本町が数字的には一番多い予算額を確保しており

ます。ただ、この予算の額に限らず、市町村は限られた予算の中で、それぞれが工夫をしながら対策を講じることで成果を上げている事例もあるかと思えます。そこは議員がおっしゃるように、これまでとは視点を変えた新たな取組や工夫も必要だと感じているところでございます。

本町におきましても、大型事業を抱えるなど厳しい財政状況ではありますが、その時々々の社会情勢や農家のニーズを的確に把握しながら、効率的で実効性のある取組を行っていきたく、そして、もうかる農業、農業立島の推進を図りまして、町全体の活性化につながる取組を行っていきたくと考えているところでございます。

あと、詳細につきましては担当課長のほうから答弁させていただきます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいま町長のほうから答弁があったと思いますが、議員がおっしゃるとおり、新たな取組というのにも必要になってくるかと思えます。ただ、限られた予算の中で、一方を増やせば、一方で調整しなければいけない。あと、どういった補助事業があるか、そういったものを含めて、そういったのを活用しながらやっていく、工夫をしていく必要があるかと思えます。

具体的に例を申しますと、先日のさとうきびの生産振興大会の中でも話があったかと思えますが、本町に限らず農家人口が減ってきてまして、高齢化等で労働力が不足してきていると。そういった中で、農作業の管理ができないことで反収が落ちる、それで農業生産が落ちてきているという指摘がございました。ただ、特に喜界町は耕作面積が群島内でも1軒当たりの耕作面積というのはトップクラス、沖永良部よりもトップクラスというふうでございます。

そういった中で、耕作面積が増えれば生産量が増えるかというところもあるかと思うんですが、一方で、なかなか面積が増え過ぎて管理が行き届かないというデメリット、そういったところも指摘をされております。

先日のそういった研修会の中でもあったかと思うんですが、大型農家、20町歩以上の農家になりますが、それは全体の1割にも満たない農家になりますが、そこはやっぱり大型の機械化が進んでいるということで、おおむね管理作業も間に合っているということで、反収もそれなりに上がっているということでした。

ただ、それ以下の中規模農家については、面積はあるんですけど、なかなか機械化が進まない。その要因としては、農家の高齢化であったり、後継者がもういないということでなかなか機械化が進まないことで管理が行き届かない、それで反収が落ちるとい、負のサイクルというか、そういうのが起きている状況です。ですので、そういった中規模農家に対して管理作業を徹底していただく上で、例えば、自分が機械を持ってない、手が回らない作業については委託をしてもらおうということで、ただいま開発組合のほうでそういった受託を受けておりますので、そこに向けた何か支援等ができないかというのも考えているところでございます。

あと、先ほどありましたとおり、農業人口が減ってきておりますが、これはもう人口が減ってきているということに比例してくるところなんですけど、何とか農業に携わる人を増やしていく取組、例えば兼業農家の育成であったり、あと、今プチ農業という言葉もありますが、ま

ずは趣味程度で農業に親しんでもらって、そこから農業の生産のほうにもシフトしていくという、農家に携わる、多様な農家の育成というのも大事なかなというふうに思っており、そういったところを今いろいろ試験的な取組を行っておりますので、今後もその辺を中心に進めていければなと思っております。

先ほども申し上げましたとおり、我々も、時代に即した取組であったり、農家さんのニーズを取り組む、取り入れる、そういったアンテナを高く張った対応も必要だと思うんですが、ぜひ農家さんのほうからも、新たな取組としてこういうことをしたいというのを言っていただければ、我々もそれに対して補助事業であったり、もしそういうのがなければ、国とか県とかにも要望していきたいと思っております。

ただ、そのためにはやっぱり農家さんも計画的な農業経営であったり生産基盤もないといけませんので、我々もそうなんですけど農家さんのほうも、そういった取組というか、我々のほうに、こういったことをしたりとかというのをぜひ上げていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

町長と農業振興課長からお話いただきまして、向かっている方向は一緒だというふうに解釈しております。その中でどういったやり方をしていくかというのが大事になってくると思います。

ありました片一方の予算、予算額につきましては本当に喜界町は手厚く、非常に力を入れていただいているなという実感もしております。あとはその予算を、先ほどありました、どっちに使うのか。どっちかを使ったら、どっちかが減ると、そういうことになりますけども、最終的には現場に落とし込んで、農家の現場がしっかりそれを活用して所得を上げていく、売上げを上げていくということが大事になってくると思います。

そこで農家の意見というのもあります。本当に現実的にそこが大事だと思います。農家から、こういったことをしてほしいというのを私たちも拾ってきて、農家と一緒に施策をつくっていく、補助事業の展開をしていくというのをこれからまた一緒に協力させていただいて、力を入れていって、農家の意見に合った、農家の意見に思い切った予算編成をして取り組んでいければなというふうに思っております。そして、町長がおっしゃった実効性、これをしっかり実行して取り組んでいければなと思っております。

あとは本当にその農家の意識をどうやって上げていくか。行政の方々が動いて、いろいろやってくれても、現場がしっかり意欲を持って取り組まなければ発展は絶対ないと思っておりますので、私も農家として、部会にいる人間として、しっかり農家の方々と協議をしながら、みんなで力を合わせて、所得を上げるように、意欲を持って頑張ろうというような中で、協力体制をつくって頑張っていけたらなと思っておりますので、また引き続きよろしく願いいたします。

1番の質問は売上げをどう伸ばしていくかということ、予算を使って売上げをどう伸ばしていくか。次に大事なのは、売上げを伸ばすことと経費を下げること。

その経費を下げる中で、(2)の質問になりますけれども、経費削減の取組として、やはり農業は作業効率をどう上げていくか。作業効率向上を図る上で、農地の集約というのは大きな効果があります。農地を集約していく。本町が先進的に進めている適正な農地賃借契約の取組は、農地の集約化に向かうには必須となってくると考えております。適正な農地賃借契約の現状について進捗率、また今後の課題について見解をお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの野間議員からの質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、農業人口の減少により農家1戸当たりの耕作面積が増加する中で、大型機械の導入や、最近ではドローンなどを活用したスマート農業の導入も進められております。それに対応するため、農地の集約は、ただいまありましたとおり、ばらばらに点在している農地をまとめることで、農作業の効率化や経費の削減が図られるということになります。

また、農地を貸したり借りたりするためには、農業委員会などで利用権設定という手続を農地の貸手と借手で行うことが法律で定められております。農地の集約を進める上でも、この利用権設定が必須となっております。

ただ、現状では、これまで農地の貸し借りは、主に地域内での親戚や知人との間で行っていたということで、正式な手続が行われず、口約束による貸し借りがほとんどでございました。そのため、当事者同士の世代交代などもありまして、様々なトラブルが問題視されているところでございます。

そこで、町としましては、法改正などで手続も緩和されたこともありまして、利用権設定の強化を図ることとして、各地域での話し合い活動や行政懇談会、広報紙などで呼びかけたり、あと、農業委員の皆さんが直接訪問をしましてお願いをするなど、活動を行っているところでございます。

そこで、質問の利用権設定の進捗状況についてでございますが、今現在、全体の3割強となっております。なかなか進捗率が上がらない要因としましては、まず、相続未登記農地が非常に多いということが挙げられます。これは所有者が亡くなった後、相続登記がなされず、そのため相続人全員の共有となるものでございます。そのため、その相続人を特定する探索作業を行っており、その作業に時間を要していたということがございますが、今現在ではほぼこの探索作業も完了しておりまして、順次、利用権設定の手続を進めているところでございます。

あと、農地の所有者やその相続人の方々が島外に居住しているというケースが多く、なかなか連絡が取れなかったりだとか、こちらから差し出した書類が返ってこなかったりとかというのがありまして、そういったことも進捗率の低迷の要因となっております。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、農地利用の最適化を進めるため、今後も粘り強く制度の趣旨や手続の方法等について分かりやすく説明を行うなどして、啓発活動、事業推進を行っていきまして、農地の集積、集約など農地中間管理事業の推進に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

利用権設定の始まりの当初、相続未登記地の問題というのがありまして、本当にこれがちゃんと進んでいくのかという話があったんですけども、法の改正もありながら、現場の方々が頑張っていただいて、完了したと現場の担当の方からも聞きまして、ここがしっかりできたんだなと思い、ちょっとびっくりしているところもあるんですが、本当にありがたいなと思っています。

その次に、今後はそこの耕作者と地主の方との契約をしっかり結んでいく作業がこれから行われていくと思うんですけども、農家の中には、やり方が分からない、申請の仕方が分からないとか、申請したつもりでいたとかいう話があります。そこら辺も今後は説明会なりで。

また、さとうきびに関しては一筆調査の中で、1番とかそういうのをしっかり登録できたという話を聞きました。当局側からデータを農家さんに出すということも可能ではありますという話もありましたので、その辺から不慣れな方には当局側からプッシュをしていただいて、この3割がどんどん増えて利用権設定が進めば、その次に、農家としっかり協議しながら、農地の交換とか集約に向けて進むと思いますので、尽力いただいて、また時間もかかるかもしれませんが、今後5年後10年後の次の世代のためにもこれを進められたら、大きな経費の削減につながっていくと思いますから、どうぞまた今後ともよろしく願いいたします。

次に、3の財政運営について質問させていただきます。

(1)ですけれども、子育て支援の強化を図るために、出産祝金、給食費無償化、こども医療助成金に取り組んでおります。町民の方から、町長ありがたいという評価を多数受けております。報告させていただきます。

ありがたいという話がありますけれども、この成果を残すためには事業を継続的に行っていく必要があると思っています。また、今後、町長からもありましたけれども、ハード面の整備では、一般廃棄物処理施設、堆肥センター施設などの多額の予算を必要とする事業の計画があることから、事業展開に向けての予算の確保、財政運営についてお伺いいたします。

まず、①ですけれども、出産祝金など子育て支援事業には、ふるさと寄附金が充当されております。予算確保のため、ふるさと納税事業を今後どのように展開していくのか、見解をお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの野間議員のふるさと納税事業の展開についての御質問にお答えします。

ふるさと納税は、この自主財源の乏しい本町にとりまして、本当に貴重な財源確保をできる手段であると認識をしております。これまでに、ふるさと未来創生室の設置や、それから業務の効率化、返礼品の充実、それから各事業者様の御協力等によりまして、順調に伸びている状況でございます。今後さらなるこの事業拡充のために、各事業者様、それから新商品開発や販路開拓への支援を行う予定でございます。

先ほどちょっと触れましたけれども、事業を行っていくうちには、ハード面の財源を確保するにはその基金の積立てとか、それからソフト面では持続可能な、一旦やったらずっと続けていくような財源が必要ですので、本当にこのふるさと納税に関しては貴重だなという感じのところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

町長からふるさと納税に対する必要性を答弁いただきまして、うれしく思います。前回の質問の中で町長に目標額をお聞きしたら、できるだけたくさんというお話がありましたけれども、今年度、今お話を聞くと1億5,000万円の額に届くのではないかという期待もされております。町長、できれば現場に、よし、来年度は幾ら行くぞというのを町長から言っていただくと現場も士気が上がると思います。町長、目標額があれば教えていただきたいと思いますが、お願いできますか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

そうですね、前回、議員からも御質問ございましたけれども、私は職員に、いわゆるプレッシャーをかけたくないほうでございますので、できるだけ頑張ってくれと。というのは、職員本人たちだけの頑張りじゃなくて、先ほど言いましたけど、地元の製品の新規開発、それが返礼品として持続的に確保できるのか、そういったことを併せて、これは農業振興課のほうとも関連しますので、そういった町民が潤うような、そして財源として確保できるような、そういったものを考えておりますので。

額の設定は、私は先ほど言いましたようにプレッシャーをかけたくないほうですので、できれば多く取れるように、取れるという言葉は悪いんですが、頂けるように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

町長の優しいお気持ちが分かりましたけれども、プレッシャーをかけないということがありましたけれども、現場の方も一緒に頑張ってください。本当にふるさと納税というのは認知度と返礼品の品ぞろえというのが大きな柱になってくると思います。ただ、やっぱり額をしっかりと上げることが町の財政を豊かにするというか、自主財源を増やすということは認識が一緒だと思うんですけども。

現場の中で思うのが、ここからもう一つ二つ上がっていくためには、やっぱり人員が大事になってくると思います。そこで、町長にお聞きしたいのですが、徳之島町が奄美群島では1位、これは2021年、令和3年度の実績なんですけども、額で4億2,900万円が1位です。2

位が奄美市で、3位に喜界町、これも非常に頑張っていると思うんですけども。

ふるさと納税の強みはもう1個ありまして、件数が大事になってくると。なぜかという、喜界町を見てくださる方がどれだけいるかということになると。その関係人口、関連する方々が喜界町に興味を持つ、そこでまた、ふるさと納税の額も増えたり、喜界町に来島する方も増えるという、宣伝にもなるというお話があります。なので、額を増やすこと、件数を増やすことも一つあって、二重に町にとってはプラスになっていくというふうに思っております。

そこで、1位の徳之島町は、職員が3名、会計年度任用職員が3名の6名体制で取り組んでいるというふうに伺っております。喜界町は、兼務の職員が1名、会計年度任用職員が1名から2名というふうに、1.5名というふうに説明したほうがいいのかとおっしゃったようなお話を聞いております。やはり人員が大事で、認知度アップにつなげることで、また、町の返礼品の増に向けて取り組む現場で動ける方をもう1人2人増やせないかと。費用対効果に関しては、ふるさと寄附金が上がって、納税が上がってくると、確実にあると思っております。

なので、何回もすいません、町長にお願いというか要望しているんですけども、人員を増やせないか。町長、もう一度お考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの人員の件もこの間御質問にあったかと思いますが、この件は、私の立場としては、一担当課の増減だけを考えるのではなく、自分が今から施策を推す中でどのような人材が必要なのか、どこにどの数の人材が必要なのか、そういうことを踏まえながら私はやっているつもりで、その辺は人事異動関係で総務課のほうといろいろ相談しながら進めております。今、単にふるさと納税額を増やしたいから何名必要なのかということも、今配置されている優秀な職員がおりますので、それが1人2人で足りなければまた、今言うように増員をすることも可能でしょうけども、この場で何人増やしますとか人事的なことはちょっと控えたいと思っております。

いずれにしても、全体的な施策の中で今求められている分野は何なのか、農業なのか、それとも、今はコロナ禍ですので保健福祉関係のそういった人材が必要なのか、全体的な考えの中で私は実施していきたいと思っておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

今どこにチャンスがあるのかというお話ありますけど、このふるさと納税はもう間違いなく一番だと思っております。ここに今、力を入れなければ。もうちょっと遅いぐらいという指摘もありますけども。全体を見た中でという町長の話も分かるんですけども、もう採用をこの枠で基本的に増やすぐらいの勢いでやっても、間違いなく成果と効果があるというふうに思っております。町長、私も現場にいない人間で偉そうなこと言ってもあれなんですけども、現場の意見も聞いて、現場として人員がどうだと、もう1人増やしほうがいいのかというようなセッションもしていただいて、必要であればぜひ早い段階で人員を増やしていただいて、もっともっ

と魅力的な、納税額だけじゃなく、喜界町のアピールにも確実につながると思いますので、ぜひ強く要望いたしたいと思いますので、町長、またお考えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、②の質問に移ります。

ふるさと納税以外にも今、県のほうも、これも前回、質問の中に少し入れましたけども、自ら稼ぐ自治体という取組に力を入れる必要があるというふうな流れができております。ふるさと納税以外の、自ら稼ぐ自治体という取組の必要性について、今後の展開について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ちょっとお待ちください。先ほどの質問の、私が持っているのがちょっとなくなっていましたので。

自ら稼ぐ自治体の取組ということですね。議員がおっしゃいました自ら稼ぐ自治体という、その言葉遣い自体はちょっと違和感があるんですが、議員が意図している答弁にならないかと思っておりますけども、議員がおっしゃる自治体が直接的に稼ぐ手段というのは、先ほどのふるさと納税を含めて、私が今思いつくのは、自治体が稼ぐ、要するに役場が稼ぐとなると、これは喜界島に来た人へ入島税をかけるとか、それから奄美市が今度始めますけども、公共施設のネーミングライツなど、こういうような手法が挙げられると思います。

でも、実際これを実施するには、いろんなクリアすべき要件があろうかと思っているところでございます。この施策実施のために、財源の確保について、こういった取組を含めた、ほかの自治体がうまくやっている事例があれば、さらに参考にしながら取り入れていこうとも考えてはおります。

まずは先ほどの、取り組んでおりますふるさと納税をしっかりとやっていきたいと思っております。そのためには、議員が先ほど言いました人を増やせというようなこともありますけども、それも含めてやっていきたいと思っております。

それから併せて、この自治体自らが仕掛ける稼ぐ力、本当にこれは必要だと思っております。稼げるまちづくりの視点も重要ではないかと思っているところでございます。先ほどの農家の所得向上のお話の中でもございましたが、民間や町民が潤うことで税収が上がっていく、それが間接的には循環する仕組みづくりも目指していく必要があるんじゃないかと思っております。当然外貨を稼ぐということも自治体として目を向けていくべきだとは思っておりますが、町が全体的に潤うために、いいアイデア、それから活用できそうな事例があれば、また検討して、積極的に取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

やっぱり先ほど質問させていただきました町の町民の所得を上げていく、これもしっかりとや

らないといけない、まず1番で、自治体が自ら稼げるふるさと納税でしっかり自主財源を増やして、策を打てる体制を強化していく。そして、ふるさと納税もいつまであるか分からないという指摘もあります。その中で、力をしっかり注げるときにしっかり注ぎながら、町長が示した入島税だったり、施設のネーミングの広告費とか、他の自治体が行っているのを参考にされて、ぜひ取り組んでいただければ。一つやることも大変だと思いますので、確かに絞ってしっかりやっていくというのは大事になってくると思います。まず、町民税を増やす、ふるさと納税で自治体の一般財源を増やす、そして、新しく手を打つことを進めるか。

私の中で一つ思うのは、予算書の中で今現在行われているところでいきますと、苗木の売払い収入、これに非常に僕は注目していて、喜界島のパッションフルーツの苗は非常に良質でいいということで高い評価を受けております。ただ、現場の方とも今後話をしていきたいなと思っているところなんですけども、苗の販売単価が非常に安いのではないかなと思っております。今、令和3年度決算ベースで、町には960万円の収入があります。この単価を上げることで。単価を単に上げて多分、喜界町しかこのパッションフルーツの苗は出せないというふうになっておりますので、お客さんが減るといことはそんなにないんじゃないかなと思っております。ただ、消毒関係の許可の件でいろいろとごたついている部分もあるという話は聞いていますけども。この苗木の単価を上げるだけでも町の財政で増える、そんなに難しくないことだと思っております。そういうところに着目して、少しでも財源を増やしていただけたらなと思っております。

今後、国も、国内自給率を向上させるために必死になっています。国の第一次産業に対してすごく力を入れていますので、苗木だったり種だったりというところが非常に今後注目されて、全国的にも足りなくなってくるんじゃないかなという話も農水省の方から伺っております。ですので、支援センターが非常に活躍できるんじゃないかなと思っておりますので、また皆様とアンテナを張りながら取り組んでいければなと思っております。

あと、稼ぐ中には、町民の所得を上げるということでは、農家のカボチャだったりトマトだったりというのを加工して出していく、付加価値を多少つけて出していくためには、加工センターの役割というのも非常に今後重要になってくると思います。今年、ゴマが非常に豊作で、加工センターは忙しいというふうな話を聞いております。その辺も考えながら。

今、冷凍技術が非常に発展してまして、喜界町の場合はどうしても出すときに商品が悪くなるという懸念がありますけども、冷凍技術を活用して、今後加工品の製造そして販売につなげて、外貨を稼いで町民の所得を上げていくということもやれるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ皆様と知恵を出し合って頑張っていけたらなと思っております。よろしくお願いいたします。

(2)に移ります。財政運営は定期的な検証、見直しを行うなど、適切な措置を実施する必要があるというふうにされております。そのことから伺います。

①子育て支援事業は、子育て世帯の経済的負担軽減、出生数の増加、また、子育てしやすい町として移住者の増加へ向けた取組等を推進すると私は解釈しております。具体的な目標についてお伺いしたいんですけども、A、年間(年度)の出生数の目標、B、年間(年度)の子育て移住世帯への目標についてお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

年間の出生数の目標につきましては、第6次の喜界町総合振興計画策定時にも議論をしたところですが、生活観やライフスタイルが多様化している中で、出生数を具体的な数値目標とすることは難しいということで、計画では、移住促進も踏まえた、15歳未満の人口であります年少人口を数値目標と設定しております。

御存じのとおり、本町の総人口は減少傾向が続き、出生数についても年々減少しております。ですので、少しでも減少を抑えられるよう、出産祝金やこども医療助成等の事業を継続して、子育て支援の充実を図り、子や孫の世代が住んでよかったと思える元気な島づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

野間議員の子育て移住世帯の目標についての御質問にお答えいたします。

現在、本町におきまして、子育て移住世帯に特化した移住定住促進施策は行っておりません。また、それに伴いまして目標も立てていないのが現状でございます。

なお、本町の移住施策につきましては、御承知のとおり、第2期地方創生総合戦略や、第6次総合振興計画におきましてお示ししておりますとおり、5年間で50名という目標数値を定めております。その目標達成に向けまして現在、空き家改修支援事業やお試しハウスの整備、サング留学、コワーキングスペース設置事業等に取り組んでいるところでございます。どうぞ御理解ください。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

なかなかその年間目標を出すと難しいというお話ですけども、民間の企業であれば、売上げにしても来客数にしても目標を立てて頑張っていこうというふうにやっていくのが基本だと僕は思っておりまして、それを町に落とし込んでやっていけないかなというふうに思っております。ただ、現場で働く方々は非常にそこら辺の数字を見ながら難しい状況があると思っておりますけども、公の場でも出せなくても、課の中では、こういうふうにやっていこう、これぐらいは頑張っていこうというふうな思いを持ってやっていただけたらなと思っております。

出生数に関しては、今年が三十五、六名、七、八名ぐらいですか。40名に行くか行かないかというふうに聞いております。非常に厳しい状況だなと思っておりますので、何とか少しでもというふうに、できるだけ具体的な目標を持っていただきたいと思っております。

移住世帯の件に関しては現在、非常に増えてきていると。空き家の登録も増えてきて、今年

で8組ぐらい、たしか移住者が増えているような、来られているという話も伺っております、非常にチャンスが、喜界島に風が向いているなというふうに思っております。

あと、サンゴ留学ですね。注目が非常に高く、来たいという方が多いというふうに伺っております。そのチャンスをつかむために、皆さんと意見を出し合って、しっかり取り組んでいければなと思っております。非常に大きなチャンスが来ていますので、ぜひ視点を変えた大胆な、どこに注視していくのかというのを明確にして取り組んでいていただきたいというふうに思っております。

町長が先ほど来、答弁の中で、国が守るべきところと、県、町という話がありますが、今できる、町でしっかりやらないといけないことは、町長がリーダーですので、町長を筆頭に、僕ら皆さん手を結んで、町でやれることをしっかりやっていきたいなと思っております。この物価高騰、世界情勢が厳しい中で、今やらなければ、今後本当に大変なことになるんじゃないかなと思っておりますので、皆さんと一緒に力を合わせて頑張っていけたらと思っております。よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで、野間弘也君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。午後は1時30分から再開します。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

京都帝国大学の喜界島民の遺骨持ち去りへの対応について、ほか4件、良岡理一郎君の発言を許可します。

良岡理一郎君。

[良岡理一郎君登壇]

○8番（良岡理一郎君）

皆さん大変お疲れさまです。日本共産党の良岡理一郎でございます。早速ですが、一般質問通告書に沿って質問させていただきます。毎回お願いしていることですが、この質問通告書が事務局を通して皆さんのお手元に届くのと本日までの間には、10日から2週間のタイムラグが生じますので、皆さんが答弁される場合の数値については、できるだけ直近の数値をお願いしています。担当課長にはそれはお願いをしてあります。

それともう一つは、今回、人骨という非常にデリケートな問題も取扱いますもんですから、その辺の留意の問題と、あと、京都大学の人類学者の名前が何名か出てまいります。既に皆さん亡くなられております。あえて、ここについては、肩書とか敬称を省かせて質問いたしますので、よろしくをお願いします。

まず、最初に質問事項の1、京都帝国大学の喜界島民の遺骨持ち去りへの対応についてということでございます。

質問要旨の（１）、1935年、これは昭和10年になりますけども、京都帝国大学の清野謙次研究室の三宅宗悦が、師事をする清野謙次の命令によりまして、喜界島から99体の遺骨を持ち出しています。この遺骨は90年近くたった現在でも返されておりません。

では、三宅は喜界島のどの集落から何体遺骨を持ち出したかという問題であります。これにつきましては、皆さんのお手元に資料1ということで一覧表のリストをつけさせていただいております。それを御覧いただきながら、お聞きいただきたいと思いますが。

この99体を持ち出しているわけでありまして、昭和10年、1935年ということで、もう90年近く前のお話ですので、現在の島民の皆さんで、このことについて、そういう事実があったとか、そういう記録があったとか、あるいは伝承は確認できておりません。町のほうでも、喜界町史の100年の中にも、その事実には触れられてないというふうなことを伺っておりますので、私のほうとしましては、清野謙次や三宅宗悦の書物やエッセイがたくさん出ております、それに基づきまして、この事実について調べたこととなります。

まず一つは、京都帝国大学の清野謙次が、「古代人骨の研究に基づく日本人種論」というのを岩波書店刊で、1949年、昭和24年に発刊されております。その121ページの中に、喜界島の収集目録、現在のリストですね、リストが掲載されております。執行部の皆さんと議員の皆さんには、配付した別紙資料ということで付けてありますので、それを御覧いただきながら聞いていただきたいと思いますが。

このリストにつきましては、手書きで幾つか書き込んでありますが、これは私の説明の都合上、幾つか追記をさせていただいております。

まず、6行目から16行目にかけて、左側に1番から11番の通し番号をつけさせていただいております。1番でいえば、これは中里村のメーダージーガマというところに1番をつけまして、11番は花良治の割石、ここの墓地についてつけさせていただいており、この11か所から持ち出しているということになるわけです。

そして、当時の地名からいきますと、一番左端で消えておりますけども、湾、喜界村につきましては、大隅国の大島郡喜界村ということで、管理上は記録されております。

そして6番から11番は、これは大隅国大島郡の早町村ということで、この標本リストには書かれているということでございます。

そして中ほどの列、縦のラインに、ここに例数というのが書かれておるわけですが、この欄が持ち去られた遺骨の数であります。残念ながら、なぜこういう単純なミスをしたか分かりませんが、この資料を見る限りは、算数の間違いが6か所ありまして、例えば4番目の、大朝戸のへべル洞窟というのがありますが、ここの持ち出し個体数が15になっておりますが、これはカウントすればわかります、16です。以下、その次の5番のところは8体じゃなくて9体、そして早町村のところに行きますと、7番目のところが20体が21体、その次の小野澤と書いてありますが、後ほど触れますが、これは地名の間違いかと思われるかもしれませんが、これは21ではなくて22、そして下の10番のところのタツノウ西古墓という、ここについても9体ではなくて10体、最後は5体でなくて6体です。ということで算数上の間違いがありますので、これを精査して計算しますと99体になります。当時の原本のリストだと93体なんですけども、正しくは99体、これは誰が見ても明らかですので、修正させていただいていただいているという

ことです。

そしてまた、例数のところに掲げてあります数なんですけど、この遺骨の状態がどういう状態になっているのか。いわゆる全身骨、頭蓋骨、上肢から下肢まで全部そろった状態で安置されていたのか、あるいは頭蓋骨だけを持ち出しているのか、ここら辺については、現在のところ京都大学に問い合わせない限りは分からないということですけども、様々な資料を見てみますと、一番にあります、このメーダーアジガマ、これは中里にありますけども、これについては郷土史の研究者は、このメーダーアジガマの入り口には全身骨、頭蓋骨から上肢、下肢までそろった頭蓋骨も含めて3体あったけども、頭蓋骨だけがなくなってしまったということで、明らかにここからは、頭蓋骨が中里から持ち出されているというのが明らかになっております。

このような状況であるわけですし、これは私たち喜界島の先人たちの尊厳に関わる重要な問題だろうというふうに思います。そして、私たちが現在生きているわけですが、その尊厳の問題、そしてアイデンティティーの問題も問われているということで、身近かつ我々の足元にある、我々が解決しなくちゃいけない重大な問題だというふうに認識させていただいております。

このリストに基づいて詳細を説明させていただきますが、まず1番の、何度も触れておりますが、これは喜界村の中里村となっておりますけども、これは恐らく喜界村の大字中里の間違いだろうというふうに思います。ここから3体。そして、2番の赤連のダムチの上がジャングチインサ、ダムチの上ではなくてダムチの下というものはっきりしております、皆さんのお配りしております資料を御覧ください。資料2です。

これは京都大学のごみ置場に2018年11月に、遺骨を収集した箱の蓋が放置されていた、捨てられていたということで、当時マスコミでも取り上げた問題でありますけど、この中に清野収集人骨の番号ということで、第1,123号、右から左に移りますが、第1,124号、以下第1,126号ということで、4体の遺骨がこの箱の中に入っていたというのを清野研究室自身がこの収集箱に書いてあるという証でもあります。そして地名は先ほど言ったとおりで、このダムチの下というのは間違いで、修正をしなくちゃいけないということですね。

そして3番ですけども、ここが坂嶺の宮原山古墳、1体となっておりますけども、ここも、今の宮原山ですとやはり、ここは坂嶺じゃなくて中熊の地名になりますね。あそこにモヤがたくさんありますけども、そこから1体持ち出しているということでもあります。

そして、4番、これが大朝戸のへベル洞窟となっておりますけども、これもフィンヒルーというふうな地名もありますので、そこから持ち出しているということで、私も実際、中に入っただけですが、ここからは16体。そしてその近くにありますが、大朝戸の城久レジク、これも城久の城という漢字がありますけども間違いですね。今の集落にあります城久、城、久と書いて、上を書いて城久上、そこから9体が持ち出されるということでもあります。

そして早町村に入りますと、早町村の塩道、その漢字の読み方は自信がありませんが、新しい畑の洞窟がシンバタ洞窟と呼ばせてもらいます、それから1体。そしてその下の、同じく塩道の白川古墓から21体。

そして8番のところですが、小野澤と書いてあるのは小野津の明らかな間違いですね。小野津の上の、クロノモリと書いてありますが、ウィクルマイというふうな表現では発音するようであります。ここが一番多くて22体持ち出しています。

そして、その下の蒲生のところのタツノ墓の東古墳が1体。そして西の古墳から10体。それと最後に、花良治の割石から6体というふうなことでございます。

全体で99体の遺骨が京都大学へ持ち出されるということが、これは清野謙次らのリストそのものの中で確認できる数字であります。この99体という数字につきまして、当の三宅宗悦が京都帝国大学の新聞、その新聞のエッセイの中でこういうふうに書いてあります。彼は何回か、奄美、沖縄、そして喜界島に来ているわけでありましてけれども、このエッセイで、喜界島で約100、これは持ち出した遺骨の数です。そして徳之島から80ほど集めることができたと言っておりますので、先ほど私が修正した99と、彼本人が書いている100はほぼ一致いたします。

これらの遺骨が、どのように京都大学において学問研究に役立ったのかどうなのか、そういう問題、そして研究論文を発表したのかどうかという問題が明らかになっておりません。先ほど指摘しましたように、遺骨については、まだ1体も返されてないということでございます。

前置きがちょっと長くなって恐縮ではありますが、この京都帝国大学、戦前の話とはいえ、この遺骨収集行為は、大きな問題があるだろうと私は捉えますけれども、町としての認識を伺います。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいま良岡議員が、本当にこの御遺骨の問題、デリケートな問題ですので、私もうかつに答弁はできないなと思っておりますが、お答えしたいと思います。

ただいま議員の御質問にありました、昭和10年に京都大帝国大学の研究者が、本町から99体の御遺骨を持ち帰ったとのお話についてでございますが、報道等によれば、この件は数年前にも話題になり、これも私が副町長だった3年ほど前に、この問題を報道等で知りまして、私もそのときは資料も取り寄せていたところですが、本件に関わる裁判など、最近また注目されている案件だと認識しております。

また、これは本町だけではなく、今、議員がおっしゃいました沖縄や奄美でも同様の案件が報道等で取り上げられていることは承知しておりますが、この当時、どういう経緯でこの御遺骨が島から持ち出され、京都帝国大学でどのような目的で保管されたのか、今ある説明等がございましたけれども、仮に京都帝国大学が勝手に御遺骨を持ち去ったのであれば問題でしょうが、当時、何らかの形で集落の長、今で言う区長さんや御遺骨の持ち主、またはその子孫等の祭祀継承者、権利がある方に承諾を得るなど適正な手続を行っているのであれば、行政が関わるべき問題ではないのではないか、現在はそういうふうに思っているところです。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

祭祀承継者の問題も今お話出しましたが、問題は、戦前においても、刑法において、我々が祖先を敬う行為、参拝する行為、そこを荒らす、そこから骨を持ち出す行為は刑法に触れる犯罪なんですね、後ほど触れますけれども。そういうふうな中で、私も今回入ってみましたけど

も、少なくないこのモヤにつきましては、この洞窟モヤにおいては、戦前から最近まで、つまり昭和10年以降、最近までの中で、やっぱり親戚の方とか集落の方とかがお参り、拝んでいるわけですね。私が言った、大朝戸のヒンヒルーというところにつきましても、ペットボトルとか水のお供え、これは少なくとも戦後ですよ、ここ10年、20年、2リットルのペットボトルがお茶とか水を出し始めているということでもありますので、最近までお参りがされていることが確認できるわけでもあります。当時から住民がお参りするような墓地から遺骨を持っていく行為は、当時も刑法に触れ、墳墓から遺骨を持ち出し領得する、こういう犯罪だったということは、この清野研究室の皆さんも重々承知していたわけですね。

現在、ある社会人類学者の方が指摘をされておりますけれども、清野謙次研究室においては内地での遺骨収集が困難を極めたために、内地と日本特殊地方と位置づけた沖縄、奄美、喜界島で二重基準、いわゆるダブルスタンダードで行動していたということが明らかになっております。繰り返しますが、内地における遺骨への対応と、沖縄、そして喜界、奄美の島々への対応は一緒じゃないんですよ。ダブルスタンダード、二重基準でやっているわけでもあります。

これにつきましては、この清野研究室では、本州など内地では決してお墓から骨を持っていくことはしていない。貝塚から出土したものか、あるいは横穴古墳の場合も自ら持っていくことはせず、鑑定を依頼された場合だけにとどめているということでもあります。極めて慎重な行動を取っていたわけでありまして、この遺骨に対するそのような行為は、現在の刑法でも、そして現在の人類学者も取っている基本的な、いわゆる学問に対する研究倫理であるわけですね。私どもも、こういう態度は当然取るべきだろうということだったわけで、戦前からそういうことがあるというのが、この京都大学の清野研究室では十分承知をしていたということでもあります。

これらの行為は、先ほど紹介しました清野謙次らの「古代人骨の研究に基づく日本人種論」、リストが掲載されている書物であります。この119ページに、次のように彼ら自身書いております。「古墳横穴人骨には特殊な事情があつて、法規上、墳墓なるがために積極的には発掘し得ず、ただ消極的に偶然発掘せられるにほかなかつたものです。」思うように収集できなかったというふうに書かれておりますね。

本島においては、そういう法令とか地域の住民感情を考えれば、相当慎重にやらずにやっちゃいけなかったということでもあります。その結果、本土における遺骨については、喜界島の99体よりも少ない収集に終わっているわけでもあります。現在、確認できておりますのは、当時、古墳横穴からの、全国各地から清野研究室は、84例しか集め切れてない。先ほど言ったような視点がありますからね、住民感情の問題とか法律上の問題でいろいろ、相当慎重にやったということで84体しか集め切れてないわけです。ところが、こんな小さな喜界島から99体持ち出しているわけですね。99体以下しか本土では集めきれなかった。そういう行動基準で、彼らは本土では動いているわけでもあります。

これに対して、奄美をはじめとしました地域では、日本特殊地方、こういうふうな概念に位置づけまして、法律や地域住民感情を無視して、一度に大量の遺骨を収集している。これは、彼らがそういうダブルスタンダード、言葉が適切かどうか分かりませんが、奄美、琉球の人たちについては上から目線で見下していると。本土についてはしっかりと法律を守って、より慎

重になったと。こういうふうなことの証でもあらうと思います。

町長、先ほど、全体を注視するということでありますけれども、このような事実が、彼らが書いている書物の中等々でも確認できるわけではありますが、どのように思われますか。つまりダブルスタンダードで我々の島については対応してたということです。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

だんだん御質問が研究の中身の専門的な方向に進んでおりますけれども、私としては、先ほどお示しいただきました京都大学の内情とかいったものを聞きまして、中身のほうも、今言われたダブルスタンダード、要するに都会ではそれほど収集してないのに、この奄美、喜界、沖縄では、このように多くが収集されていると。それもお墓のつくり方の意味合いもあるんでしょうけども、風葬とかですね。ですから今ここで、先ほど申しましたけども、本当にデリケートな問題ですので、私のこの浅知恵でうかつな答弁をしかねますので、その辺は御了承いただきたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

私は喜界島の先人の尊厳を守るという我々の世代の責務の問題としても、我々が今生きてる、私たち自身の尊厳の問題、そしてアイデンティティーの問題、こういうふうな観点からいきますとね、私たちの先人の99体の遺骨の返還も視野に入れながら、まずは事実関係、これ町長、一番知りたいところでもあらうと思うんですが、この事実関係について、京都大学に次の2点について問合せはどうかということでもあります。

一つは、先ほど紹介しましたように、京都大学の総合博物館にある喜界島の島民の遺骨は、ごみ置き場にあった、赤連のダムウチノサーと言われるところにあった4体だけなんですよ、書かれている。それ以外の95体はどうなっているかは、京都大学も公にしておりません。ですから、これが今どうなっているかという問題を、あなた方の博物館に収蔵しているか収蔵していないかをまずはっきりさせてくれと。これが一つ。

そしてもう一つ、これはまさに慎重に扱わなくちゃいけないんですけども、その地域の住民だとか、あるいは、このモヤによっては、一族のモヤから持っていつていると。この一族の皆さんの意見も伺わなくちゃいかんわけで、あと集落の区長の問題もあるでしょう。全体としては、そういう意見も伺いながら調べるということになるわけですけども、仮に将来、こういうふうな遺骨について返してほしいというふうな要望が出た場合、このことについて京都大学は、喜界町あるいは喜界町住民と話し合う用意があるか。

この2点は今の段階でも問合せができることだと思うんですね。事実関係、遺骨は京都大学の総合博物館に何点残って、このほかにももっとありますけども、どう管理しているかいろいろありますけど、まずは事実関係、そして返してほしいという町民の声が出た場合はどうするか。この二つは今でもすぐ、あしたでもできる内容ですが、いかがですか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

今お尋ねの2件ですが、京都大学に対する問合せのお話でございますけれども、この件につきましては、良岡議員のほうで正式に京都大学にお問合せをしておられたということは伺っております。その返事のほうも伺っております。

また2番目の、仮に現段階で住民が御遺骨の返還を要求した場合というお問合わせですけども、先ほど申しましたが、この御遺骨に対しての返還の要求が町にその権利があるのか。今、裁判とかで争っている件もあると聞いておりますので、その辺の情報も収集しながら、先ほど申しましたけれども、この住民というのが祭祀継承者なのか、今言う御子孫ですね、今も拝んでいるというような方なのか。ですから、この方たちが一番、返還要求の権利があるかと思いますが、行政がそこに余地があるのかどうかということも踏まえて、いろいろと調べてみたいと思います。

要するに、法的根拠は何なのか。この間も良岡議員の質問がございましたよね。安倍総理が亡くなったときに、私が半旗を上げた法的根拠は何なのかと言われましたので、やはりその辺は、私は純粋に死に対しての弔意を表したつもりでありまして、今、良岡議員も言われている、喜界町の住民の方の御遺骨ですから何とかならないのか、町長という気持ちも分かるんですが、その辺で立ち返っていただいて、法的にどうなるかということをしっかり考えた上で情報を収集しながらやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

町としても難しい立場、慎重な対応というのはごもっともだと思うわけではありますが、私も京都大学の博物館の責任者に対しまして質問の書簡を送ってあります。これは町長が先ほどお話しになった。経緯は、前段で述べたことをるる書いてあるわけですけども、私は四つの点を京都大学に対して質問をさせてもらっております。

まず一つは、喜界島住民の御遺骨は全て京都大学の博物館に所蔵されているのですかという問題。それがどのような状態で、何のために、何体保管されているのかという点。そして、それを用いてどのような研究が行われてきて、また今後どのような研究がされるのかというふうなことを、多少専門性も入っておりますけども、こういう中身を一つは問い合わせしております。

二つ目には、先ほど紹介しましたが、地名の誤記をはじめとして、清野教授の目録には、住民の目からから見ますと、不正確な箇所があるというふうに考えられます。より正確な目録があるのか教えてほしいということですね。そして新しい目録があるのであればくださいということを2点目をお願いしております。

三つ目には、住民が墓参りをしていた墓地から御遺骨を持っていった可能性がある。当時の刑法でも、モヤから遺骨を持ち出し、領得することは犯罪であったと。これは先ほど出ていますとおりですね。貴大学の研究者が当時、これは先ほど町長からも出た部分ではありますが、合法的にやったのかどうかと。合法かつ倫理的に、研究倫理になってまいりますが、これが問題は

ないかについての問合せをしております。京都大学は現在、どう考えるんだということであり
ますね。

そして、その場合にエビデンス。どこそこの、当時であれば喜界村の町長からそういうふう
な話をして、いいよという話を聞いたかとか、あるいは今出ました集落の区長さんだとか、あ
とは当時の遺族の皆さんから、研究のためにいいですよと、こういうふうな証拠、エビデンス
は今のところはどこも確認できないわけです。

この京都大学にはあるかもしれません。通常、研究者が、そういうふうな自分たちが違法だ
と分かっているのをね、遺骨を集めるわけですから、当然、将来、このように、あるいは裁判
も起きておりますけども、問題になる可能性は当然想像できるわけです。そういう点では、そ
ういうエビデンスをちゃんととっておく必要があったわけですが、これがどうなのかというこ
とですね。

最後になります。仮に住民から遺骨の返還をとということについては、先ほど触れたとおり
です。

以上4点を京都大学に問合せをして、誠実かどうかはともかく、とにかく回答が返ってき
ております。

そのポイントは、今現在、整理中だと。90年近くもかかって、まだ整理もできてないのかと、
ある意味びっくりするわけですが。2年間、24年度をめぐりして順次調査を進めていると
いうことでありまして、全体の正確な把握がまだできてないということで、私の質問には答え
られる状況にないというふうな文書が来ているわけでありまして。

彼らは、2年間かけてこれから調査をするということではあります。今我々ができること、
そして2年間待って、改めて京都大学が、こういう実情でしたというふうなことを発表するの
か、また問合せないと教えてくれなにかという問題ありますけども、そこまで待つかという
問題はあるかと思いますが、ぜひ町としても、私たち喜界町民に関わる部分でありますので、
ぜひ注視しながら今後の展開を見ていただきたいというふうにも思うわけでありまして。

それで、合法性の問題と国際社会の問題で、この問題はどうか取り扱われているかという点に
ついてちょっと触れておきたいと思っております。

今、国際社会は、国連が「先住民族の権利に関する国際宣言」を採択しまして、先住民族の
遺骨を元の場所へ戻す、こういうふうな方向で動いております。当時、帝国主義的な政策を取
っておりましたイギリスばかり、そしてアメリカもそうです。そしてオーストラリアがアボリ
ジニという原住民の方がいらっしゃるんですけど、そこも相当遺骨なり生活を荒らしたとい
うことが知られているわけでありまして、ここについては、遺骨は元の場所に戻すということ
で国際社会は動いているということでありまして。

二つ目に押さえておかななくちゃいけないのは、1939年に三宅宗悦は沖縄で収集しているわけ
ですけれども、その前の段階で、同じ京都帝国大学の金関丈夫さんという方が、この三宅の4
年前に遺骨を持ち出しているわけです。これについては、国立台湾大学に金関丈夫さんが、京
都大学へ一旦持って帰って、そしてその後、人事の関係で当時の台北帝国大学へ赴任して、そ
こへ遺骨を持っていったんですよ、個人のコレクションみたいな扱いで。そして、彼が台北
の帝国大学をやめた後、ずっとそのままになっていたわけでありまして、これについては

先ほどの国際社会の動きもありまして、現在の国立台湾大学が2019年3月、沖縄県に返しております。69体全部です。69体全部を沖縄県に返しているわけでありまして。

そしてまた、国内の北海道大学との関係では、2019年の11月に、アイヌ民族の遺骨の収集に関して北海道大学がアイヌ民族に謝罪をしております。こういうふうなコメントを出していますね。「アイヌ民族への適切な配慮を欠いており極めて遺憾。真摯に反省する」というふうに北大の責任者の方は記者会見でコメントをしているところです。

そしてその後、北海道の白老町というところに民族共生象徴空間ウポポイという、これはテレビで相当報道されておりますので御存じの方も多いかもかもしれませんが、アイヌ民族の遺骨を収集した場所が明確なものについては直接掘り出した場所へ戻す。そしてまだ明確でないのについてはウポポイで保管するというふうな動きで、全体としては和解をし、動き出しているという状況でございます。

このアイヌ民族の遺骨収集については、今触れました京都大学の、全国の12大学が1,600体、アイヌの皆さんの遺骨を持ち出しているというのは文科省の調査ではっきりしておりますが、その12大学の中に当の京都大学も入っているんですね。京都大学は、そういう点ではアイヌの遺骨については動いていると。ところが、沖縄、奄美地方の遺骨についてはいまだもって調査するとか言っている状況にあるわけです。

何でこんなに京都大学がかたくななのかということで、我々理解できないわけでありましてけれども、京都大学自身も、大学人として、人類学の負の遺産であります喜界島の遺骨99体、これは早急に返還をすると。むしろ、京都大学のほうから負の遺産の清算という観点から申出があっても私はいいと思うんですよ。

改めて、執行部に対しましては、先ほど町長もおっしゃっておりますが、この問題の早期の解決のためにも努力をお願いしたいということです。主体的にどこまで動けるかという問題ありますけどもね、いずれそういうふうに、京都大学も、向こうのほうから返したいと言ってくる可能性はあります。国際社会の動き、そして北大の動きを見ますと、そういう点ではよそ事ではすみませんので、ぜひとも真正面から向き合っていただきたいと思いますが、町長、コメントございますか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

お答えいたします。先ほどまで議員がおっしゃっていた喜界島の先祖の御遺骨の件で、こうして無断で持ち去られたことについての考えが問われたんですけども、今、最後の御意見をお聞きしまして、この問題に私が思うのは、いろんな先住民といったイデオロギーが入ってくると、私は町民に対してもこのことを説明するのに大変難しくなるんじゃないかと思っておりますので、純粋に喜界島のこうした御先祖さんが持ち去られているから、これを何とか、その方法はないかというような立場で、いろんな情報を探しながら模索すべきだと思っております、イデオロギーが入ると、私は町民に説明しかねますので、その辺はあまり期待しないほうがよろしいかと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

私は純粹に、喜界町から、戦前とはいえ、京都帝国大学が99体の遺骨を持ち出していると。これが、当時の法律を含めた、その法律上の問題、あるいは研究倫理の問題を含めてあるんだと、こういうふうにな明らかなになってきているわけですよ。そこにはイデオロギーも何もないでしょう。ないですよ。ですね。

そういう観点から、イデオロギー議会も、執行部は、直接は関係ないと思うんですよ。関係ないというのは、どっちがどっちと。ぜひとも町民の、我々の先祖のために、この遺骨をどうするか。もちろん集落によっては、集落では面倒見切れないからおっしゃるところもあるかもしれませんが。その辺も建設的に、全体が解決するという事で執行部も頑張っていただきたいということをお願いしまして、次の質問に移ります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。この間、連日、行政無線でも、全体的には、どちらかというと、従来に比べますと明るい方向での放送を続けていて、安心するわけですが、改めて実態を伺います。

一つは、9月以降直近まで、3か月間ありますけども、新型コロナウイルスの確認数及び無料PCR検査の検査件数を伺いたいと思います。

一つは、新型コロナウイルス感染者数の月別、男女別の数ですね。これは議員と執行部には別紙資料3が配られておりますので、それを御覧ください。

そしてPCR検査の月別、男女別人数、陽性者数。

以上につきまして、ちょっと御説明いただけますか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

それでは、新型コロナウイルス対策についての御質問にお答えいたします。

まず9月以降、直近までの新型コロナウイルス感染確認数につきましては、9月は男性59名、女性59名の計118名。10月は男性24名、女性30名の計54名。11月は男性8名、女性5名の計13名です。12月は4日現在、男性はゼロ、女性2名です。この期間で男性91名、女性96名、合計で187名の新規感染者となっております。

次に、無料PCR検査件数につきましては、9月は男性が19名、女性32名、計51名、そのうち陽性者は3名。10月は男性24名、女性18名、計42名、陽性者はありません。11月は男性10名、女性10名、計20名、これも陽性者はありません。12月は4日現在、男性7名、女性1名、計8名、陽性者が1名となっております。この期間中で男性60名、女性61名、合計で121名、陽性が確認された方は4名ということでございます。無料PCR検査事業につきましては、現在12月末まで延長されております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

説明ありがとうございます。

本町のこの1年間の陽性者の確認されている数は、年明けの2月が8名、そして3月—5月の四半期で72名、そして6月—8月の四半期が722名ということで、7月以降、急拡大をしている経過があります。今、課長が答弁されましたように、この9月から11月は185件と、これ12月は入れてありませんが、11月の185件というところまで落ち着いてきているということですね。また、PCR検査につきましても、6月—8月で868名が受検をして43名の陽性が確認されるという、本町にとりましては大きなピークだったわけですが、この9月—11月につきましては、今、課長の説明にありましたように、検査数も、そして何よりも陽性者が、10月—11月がゼロ、そして9月の3名ということで相当減少してきているかと思えます。引き続き、発熱外来を充実する問題とか無料PCR検査、12月までは決まっていますけれども、今後どうなっていくか状況次第かと思えますが、できるだけ年明け以降もできるように、特にこれから年末年始にかけて人流が大きく動いてまいりますので、よろしくお願ひしたいということです。

あわせて、このワクチン接種につきましても、今、計画的に進めて、年明けには、希望者の方についてはいわゆる4回接種の方も対応できるというアナウンスがされているわけがあります。また、懸案になっております宿泊療養施設も、いろいろ御尽力いただいて、11月中旬からは、4ルールームが適切かどうかありますけれども、ひとまずは安心というふうな状況ができてきているかと思えます。積極的に、今出てきている新しい面も継続しながらよろしく進めていただきたいということでもあります。

関連しまして、質問要旨の2ですが、今メディアでも報道されておりますように、新型コロナ感染拡大、いわゆる第8波と言われる部分とインフルエンザの同時流行が懸念されているということでもあります。これについての対策を、一般的に今放送されている部分を含めてですけれども、このワクチン接種がいろんな意味で有効であるというの、今の知見で明らかになってきておりますので、その全体計画を含めて答弁いただけますか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。新型コロナ感染拡大とインフルエンザの同時流行に対する対策についてですが、新型コロナウイルス感染症につきましては、新規感染者数は全国的に増加傾向にあり、第8波に入ったとの専門家の意見があります。また、季節性インフルエンザは既に海外での流行が確認されており、国内ではここ2年ほど大きな流行が見られなかったため、抗体を持たない人が増えていることなどから、この冬の同時流行が懸念されているところです。

本町の同時流行に対する対策といたしましては、ワクチン接種の推奨、広報紙やホームページ等での注意喚起、12歳までの子供を対象としたインフルエンザワクチン接種費用の助成や、65歳以上を対象とした定期予防接種などを実施しております。また、県や保健所を医療機関と情報共有を図るとともに、無料PCR検査の継続や宿泊療養施設の開設などにより体制を整え、同時流行に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

全国的には、第8波の問題とかインフルエンザ対策も大変になってきているかと思うんですね。職員の皆さんも、2月以降、相当長期にわたりまして、このワクチン接種問題を含めて大変な思いをしていただいているかと思うんですが、ぜひ年明け以降、全体で頑張ってください、町民が安心して生活できるように引き続き努力をお願いします。

次へ進みます。

質問事項の3番、マイナンバーカード等に関連してですが、まず一つは、マイナンバーカード、これマイナカードとも言うようでありますけども、これについて伺いますけども、①のところ直近の交付数、交付率であります。これは参考までに、課長の答弁の前に申し上げておきたいと思っておりますのは、政府の目標は、このマイナカードにつきましては、来年の3月末までに、ほぼ全国民がカードを持つところを一つの目標にしております。そことの関係もありますけども、皆さんの手元には課長につくっていただいた資料4がありますので、それを御覧いただきながら課長の答弁を求めます。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

マイナンバーカードの直近の交付枚数及び交付率についてお答えをいたします。お手元に資料も配っておりますけども、11月20日現在で交付件数が2,974件、交付率は44.07%でございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

既に発行しているカードが、約44.07%と、約3,000名弱ですね。その中で、紛失をされたり、あるいは再発行した枚数は、件数でもいいと思うんですが、何件ありますか。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

紛失の件数は26件、うち2件は届出後に発見済みでございます。それから再発行の件数は19件となっております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。

次の③ですけども、いわゆる年端も行かない乳幼児の皆さんとか、あるいは急速に成長する

未就学児の皆さんとか、あるいは高齢者の方で、なかなかそういう管理ができない、行き届かないという方もいらっしゃるわけですが、その方たちへの発行の問題だとか、あるいは暗証番号の管理については、どのような実態になっておるんですか。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

乳幼児、それから未就学児等の方の発行や暗証番号の管理の実態ですけれども、親権者等の法定代理人の方が管理していると思います。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

全体として、町民の皆さん、今、44.07%ということでありますけれども、町民にとって、このカードを持つことのメリットはどこにありますでしょうか。そして実際マイナカードはどのように使われていますか。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

現在のところ、本人確認の申請書類として役場の窓口で提示をしていただいたり、既に健康保険証として利用してもおります。それから確定申告ですね、e-Tax、これオンラインでの申請ができるんですが、それで申請をしている方もいらっしゃいます。それから新型コロナワクチンの接種証明書としても利用されております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

後ほど、担当は違うかもしれませんが、マイナ保険証として今使われていますか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

本町におきまして、医療機関においてカードリーダーを設置してマイナ保険証を使うということですが、現在のところ、町の診療所で1件確認されております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

この問題は、非常に大きな問題にもなりますし、マイナ保険証については後ほどお伺いしたいと思います。

マイナカードの問題につきまして、11月28日に国会の総務委員会が開かれておりまして、そ

ここで我党の宮本岳志衆議院議員が質問をしております。たくさんありますが、二つだけ紹介しておきたいと思います。

一つは、このカードをつくらなければ今より不便になるのかという質問に対しまして、デジタル庁の審議官は、「原則、今より不便になることはない」というふうに答弁をしておるわけでありまして。政府側の責任ある方の答弁で、この意味は非常に大きいですね。不便になることがあるかとなると、今より不便になることはないと答えているわけでありまして。

二つ目には、執行部の皆さんもちょっと頭痛い問題というのは重々承知しますが、この地方交付税の算定にマイナンバーカードの交付率を反映させることについて。これにつきましては総務大臣が答えております。松本総務大臣は、「普通交付税を減額させる趣旨そのものではない、そしてペナルティーでもない」というふうなことをはっきり言っているわけですね。

ですから、マイナカードの発行率が低いからといって、いわゆる交付税への影響はしないというふうなことを総務委員会では政府がはっきり言っているというところは、今後どう動くかという問題がありますけども、大いに注視しつつ、いわゆる交付税が減らされるから一生懸命マイナカードを増やしていくんだということだけでは見ないほうがいいんじゃないかと思うわけです。

質問の⑤に入っていきますけども、このマイナカードにつきましては、原則は任意で出発していますよね。つくりたい人はつくりなさいというふうにスタートしているわけでありまして。そして、この暗証番号は非常に大事なもので、大事に机の奥に閉まっておきなさいというふうなことで、そもそもこの制度が始まったわけですが、ところが、先ほどありましたように、身分証明書で使ったり、あるいは今、健康保険証との一元化も進みつつあるわけですが、さらには、運転免許証とのひもづけも今話されているわけでありまして。

そういう点では、このマイナカードは、きちんと個人が管理をして、机の奥にしまって大事にするという当初のスタート時点から、持ち歩くのが当然という、常態化をするという局面になろうかと思うんです。

このような大きな法律の前提に関わる部分を、デジタル庁の新しい長官が勝手に、ある意味では発表して一気に進めるということはいかがだろかなと思うわけですね。そこが、やはり国民が今の政府に対する信頼関係、このマイナカードに対する信頼関係で、やはり進まないという一因になっているだろうと思うわけですが、町は、これについてはどのように認識されていますか。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

マイナンバーカードのスタートは、議員御指摘のとおりでございます。国では平成28年の1月から既にマイナンバーカードの広報を始めているわけですが、来月で丸7年になるようにしております。国民が、マイナンバーカードを安心安全に利用できるように技術面、運用面の観点から、利用環境の整備に取り組んでいるというふうに国からは伺っております。国においては、国民の信頼を損なわないように、これまでの情報を丁寧に説明して、さらなるセキュリティの強化もお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

今、課長がおっしゃった、国民の信頼を損なわないようにということをきちんとやってもらえれば、これは問題ないわけですありますけれども、⑥のところであります。このマイナカードにつきましては、多額の税金、既に2兆円使っていると報道されておりますが、様々な特典も使いながら、いまだに交付率が低い。国の数値は53.5というのが、二、三日前の報道された新聞の数値であります。53.5。また、今年の11月16日には衆議院の内閣委員会で、立憲民主党の山岸議員が質問をしているわけでありまして、国家公務員自身が、自分たちはマイナカード適用を外してくれと動いていると委員会で答弁し、報道がされているわけでありまして。

具体的には、国家公務員の個人情報、紛失なり、盗難によりマイナポータルにアクセスすれば、職員の氏名、住所、年齢等を所属省庁とともに把握できるということがあるので、内閣官房の一部だとか、警察庁、そして公安調査庁、捜査機関のプロの皆さんが集まっている役所ですね。そして外務省及び防衛省。これについては、当該省庁が連名で、自分たちは身分証等の一元化はやめてくれというふうなことを堂々と言っているわけでありまして。

今回の委員会のやり取りの中で、デジタル庁の長官がいろいろ弁明はしてはございましたけれども、こういう事実があるということは、やはり国民の側が今回のマイナカードに対する信頼感、安全性の点では、個人情報が流出するんじゃないかという点を心配するのも当然のことだと思うわけでありまして。

町の認識を伺います。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

突然振られたわけですが、今、議員がおっしゃるように、このマイナンバーカード、任意と言いながら、いろんなひもづけをしまして、保険証に切り替わるとか免許証とか。これが実施されたときに、それでは私たちが、町が、うっかりしていて、町民がまだ申請していないということを考えたときには大変なことになりますので、私どもは、国が今示している、任意とは言いながらも、進めてくれと来ておりますので、それに向かって一生懸命やるしかないし、今、国会の中で、議員が言われた諸問題、私もそれを聞いて、うんと首はひねるんですが、その辺は国会での議論の中で、ぜひ御党共産党も一生懸命、反対の立場でしょうから頑張ってください、その辺をついていただいて、問題を解決して、こちらのほうに丸投げされないような形で、そこはそこで頑張ってくださいと思います。こちらはこの加入を一生懸命やるしかないと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

町長の答弁もよく分かります。ですから、地方自治体としては、これは国から下りてくる業務でありますから、これをやめるといふわけにいかないと思いますので、そこは肅々ということであるんだけど、やっぱり今言ったような問題点が出始めているというのは、絶えず念頭に置きながら進めていく慎重さも求められるだろうというふうに思います。

質問要旨の(2)に進みます。マイナ保険証の問題であります。今、マイナカードの問題をやりました。カードを持った上で発行するのが、このマイナンバー保険証になるわけですが、①マイナ保険証の交付枚数と交付率、今どういう状況になっていますか。

○議長(榮 哲治君)

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長(吉行 進君)

お答えいたします。

マイナ保険証の交付枚数と交付率につきましては、それぞれ個人のパソコンやスマートフォンでマイナンバーカードに利用登録をすることから、町のほうで交付枚数、交付率等の把握はできておりません。

以上です。

○議長(榮 哲治君)

良岡理一郎君。

○8番(良岡理一郎君)

はたして地元の自治体が、この保険証に関わる部分の情報が手元にないというのは、いささか問題だと思うんですね。私はその事実は分かっています。町自体では、この数値は出ない、管理できないということでもありますけども、これはそういうふうに思うという問題と、あと、これは民間のほうで、東京の千代田区紀尾井町の戦略研究所というのがあるんですけども、その10月中旬の調査で、このマイナ保険証の利用者登録をしている方が、全国で2,883万人、率でいきますと22%というのが、この10月の中旬の状況であります。信頼できるデータを出すところですので、ほぼそれで間違いないと思いますが、約22%。

そして二つ目の質問になりますが、このマイナ保険証に対して、本町の医療機関なり薬局のオンライン資格確認システム、いわゆるカードリーダーの設置の問題、これについて導入は今どういう状況にありますか。

○議長(榮 哲治君)

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長(吉行 進君)

お答えいたします。

本町の医療機関、薬局のオンライン資格確認システム、カードリーダーが設置されているかということですが、その導入状況につきましては、町診療所では昨年の10月から利用可能となっております。喜界徳洲会病院につきましては、機器は導入済みですが、システムとの連携がまだできていないということがございます。歯科の3医院につきましては、まだ設置されていないということがございます。薬局につきましては、システム導入の対象となる薬局は本町にはないということがございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

そうしますと、これは全国的にも設備の設置が大幅に遅れていて、30%と言われておりまして、本町では、今、課長から説明いただきましたように、町の診療所だけが今すぐ受けられるという状況ですね。それ以外の医療機関ではまだできないというのが実態かと思うんです。そういう点でも、このマイナ保険証を今急いでやるのが本当に必要なかということにもなってくるわけです。

③のところですけども、本年4月から、マイナ保険証を使って受診した場合、窓口での追加負担の仕組みが導入されております。本年4月からですね。マイナ保険証を持って、今でいえば、喜界町なら、町の診療所に行って、その保険証を使おうとした場合は町民に新たな負担が必要となってくるわけですね。マイナ保険証を持っていれば。ちなみにマイナ保険証を持たないでいけば、新たな負担はありません。こういう矛盾が今、出てきているわけでありまして。

それで、具体的に伺いたいと思うんですが、保険証の問題については、非常に国民の批判が強くて、僅か6か月のこの10月から見直されております。現在3割を負担する患者の場合の初診と調剤の負担額を、マイナ保険証と従来の紙それぞれについて、10月から幾らに変わっているかと。いわゆるマイナ保険証をつくって受診した場合にどれだけ新たな負担が増えるか、これを教えてください。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

マイナ保険証と従来の紙保険証の負担額についてですが、議員がおっしゃるとおり、マイナンバーカードによる健康保険証利用に係る診療報酬の加算措置の取扱いが、10月から見直されております。

本年9月までは、マイナ保険証を利用した場合のほうが割高となっておりますが、見直し後はマイナ保険証を利用しない場合のほうが割高となります。3割負担をする患者がマイナ保険証を利用した場合、初診で21円から6円、調剤で9円から3円に、マイナ保険証を利用しない場合、初診で9円から12円、調剤で3円から9円というふうに見直されております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

今、課長から説明がありましたように、この10月からは、マイナ保険証を使った場合は、従来から下げられたとはいっても一定負担額が出てくるわけですね。マイナ保険証は、システムのない医療機関に行った場合、負担はどうなりますか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

マイナ保険証を持っていない方についてという御質問ですよね。この場合には、やはり割高になるということになります。この10月からの見直しについて、加算措置が初診と調剤につきましても上がっておりますので、割高になると思います。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

私の確認では、いわゆるマイナ保険証、つまりカードリーダーを設置したところについては、さっき課長のおっしゃったとおりですが、マイナ保険証を持ってない、従来の健康保険証のカードを窓口に出した場合は、新たな負担が出ないはずなんですよ。いわゆるシステムに入っていない医療機関に出したときには要らない。加算はない。これは事実関係の問題ですから、確認した後、事務局まで出しといていただけますか。

繰り返しますと、マイナ保険証が読み取れるカードリーダーがある医療機関に行った場合は、この10月から一定額が増えてきていると。ところが私もそうですが、まだマイナ保険証を持ってなく、かつそれに対応してない医療機関に行った場合、新たな負担はかからないはずなんですよ。そこは後でちょっと確認をしてください。

それと④であります。今使っている健康保険証でありますけれども、これは2024年の秋に廃止ということで政府は今躍起になっております。このマイナカードに一本化する政府の方針につきましては、各種世論調査では賛成、反対が拮抗をしております。11月に調査しました朝日新聞のデータによりますと、マイナ保険証について賛成があるという方は47%ですね。マイナ保険証について反対であるという方が48%、これは朝日の場合です。ほかのメディアも幾つかありますけれども、賛成のほうが多かったり、反対のほうが少なかったり、これは幾つかありますけれども、それぞれ数ポイントです。今の朝日の場合は、マイナ保険証に賛成が47%で、反対のほうが1ポイント多いと。48%。こういうふうな実態の調査になっております。

また、これも国の仕事であるわけですが、報道によりますと、名古屋市の市長が、この健康保険証のマイナンバーカード一体化は、カード取得の事実上の義務化だとして反対するということを政府に申入れ書を提出したと報道されております。ただし、先ほど町長も懸念されましたように、行政としての仕事は仕事でありますから、その行政の仕事をやめるということじゃなくて、自分は首長としてこの制度に反対するという自分の意思表示を強く出しているわけであります。

私は、今、もろもろの状況を見まして、町民が急いでマイナカードとかマイナ保険証を持つ必要性はないというふうに考えております。町としても、そこについては若干のいろんな矛盾もあるんだろうと思いますが、ぜひ冷静に町民個人の判断を尊重して進めていただきたいというふうに思いますが、町長いかがですか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

私としては、反対する理由は持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

マイナ保険証は、そういうふうな問題もあるので、町の進め方としてはね、積極的にどんどん旗を振ってどんどん増やしていくことに躍起になるんじゃないじゃなくて、町民個人の判断を尊重すべきということについて町長の認識を伺っているわけです。反対か賛成かは聞いていません。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

私も日頃、このマイナンバーカードが普及するためには、先ほどから出ているんですが、町民にどういった利益があるのか、ためになるのかということが一番大事だと思っていまして、これを推進するときも、担当課の職員にも、課長にも言うんですが、皆さんが本当に重要だ、必要だと言うのであれば、自分たちで来るだろうし、ただ、今言うように尻込みするのであれば、こちらからでも出かけて説明をしながらやっていかなきゃならないよねというような形でやっていますので、国のほうにも要望したいのは、本当にマイナンバーカードを申請して処理したときに、自分のためになるようなひもづけになればいいけども、今言われたような個人情報漏えいとか、そういったものが一番心配することだろうから、その辺は国にもぜひ気をつけていただいて、振興を図るのであれば、末端の自治体の国民の意見もぜひ聞いてほしいなというふうには常々、事あるごとにはそういった話はしております。それでよろしいでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。ぜひとも慎重な対応を引き続きお願いしたいと思います。

次の質問に進みます。

課長のほうから。

○町民税務課長（富 充弘君）

確認をさせていただきたいのですが、先ほどの16ページの衆院内閣委員会の中での発言の中で、マイナポータルのほうにアクセスをしたら見れるような状態だったというふうに御発言されたかのように聞こえたんですが、そうですか。マイナポータルのほう。基本的にマイナポータルにアクセスをすると、自分の暗証番号を入れなきゃいけないので、誰も見れる状態ではないと思うのですが、その付近は。内閣委員会の議事録は見てないんですが、報道等で見るとマイナポータルから漏えいしたとかいうことは書いてないので、そこはちょっと違うのかなというふうに思いますが。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

マイナポータルに、今、暗証番号おっしゃいましたけども、その暗証番号を入れるかどうかということについて私のほうで確認できておりません。ただ、新聞の報道された中身で、マイナポータルに入れば、先ほど言ったように住所、氏名、所属官庁を含めて出るというふうになっております。私のほうでも再確認しますけども、つまり政府の個人情報管理の中核にいる人たちが、自分たちの個人情報がきちんと守れないという不安を持っていて、自分たちは除外をしてくれというのを出したのは事実でありますから、そのテクニク的なものについては、私のほうでも再度確認してみます。

○議長（榮 哲治君）

次の質問に移ってください。

○8番（良岡理一郎君）

質問事項の4番であります。共同墓の問題であります。これは町民の期待もすごく高く、逆に言えば、今どうなっているんだというブッシュなど問合せも多いということではありますが、進捗を伺います。今後どう進めていきますか。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

共同墓、納骨堂について、お答えいたします。

今年は、宇検村の納骨堂を視察してまいりました。その報告を検討委員会で行いました。以前にも報告をしておりますけども、委員会では町営での納骨堂建設がいいのではないかと。また、場所的には、湾、赤連周辺、交通の便のいいところというような意見でございました。現在は町の今後の事業の計画とか、あるいは財源確保の見通し、運営方法、候補地等を含めて検討中でございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

全体として遅過ぎませんか。町の今後のスケジュールはどうなっていますか。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

町の総合振興計画の中には、残念ながら盛り込まれていないものですから、財源的な確保をどうするのかとか、そういったところも含めて検討しなければいけないので、若干、今後の計画については検討中という形にしか答弁ができません。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

町長に伺います。

現状こういうふうな進捗のようですけども、町長としては、この問題については、やはり急いだほうがいいと考えているというふうに私は理解しておりますけども、いかがですか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

町長に就任してから、良岡議員から共同墓、納骨堂の件も一般質問でございまして、私も以前から、これは重要な施設ではないかというふうにお答えしまして、できれば私の任期中にはめどをつけたいというふうに答えた記憶がございます。ですから、それが今現在、遅いというような認識を言われましたけども、遅いか早いかは何を基準しているのか分かりませんが、いろんな問題が出ておりますので、それを委員会のほうで揉んで、あとは、今言うような場所の選定とかありますし、財源の問題もありますし、それに向かって話を進めているところですが、それが遅いと言われれば、私としてはこれ以上言いようがございませんけれども、今一生懸命やっております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

やはり遅いんじゃないですか。じゃあ、町長の認識で遅くないとすれば、いつまでに出せば遅くないという認識になるんですか。任期中ですか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

先ほど申し上げましたけど、私の任期中には何とかめどをつけたいというふうに申しました。それで今走っている段階で、もうやれるんだというふうな決断がつけば、財源を確保してとか、これは後の問題になりますので。それを決めなきゃなりませんかね。ごめんなさい、質問ではないです。自分に今、言い聞かせました。申し訳ございません。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

大いに言い聞かせて、自己点検もよろしくお願ひしたいと思います。

いずれにしても、費用の問題とか様々な問題があるというのは、こちらも承知しているわけでありまして、いつまでも待つわけにはいかんだろうと思うんですね。町長が任期中といった場合、任期が我々議員も含めて、あと2年あるわけですけども、その2年の中で基本的な方針なり事業計画をつくるのが期限なのか、あるいは共同納骨堂を竣工させるのが期限なのかと、こういう問題が出てくるわけでありまして、どちらですか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

現在、今進めております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

所信の決意に基づいて、ぜひ急いでいただきたいというふうに私は思っております。

私の質問の最後に進みますけども、野生鹿の駆除の問題です。この問題も長らくやっているわけですけども、この4月から直近まで駆除数は何頭ですか。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの駆除数についてでございますが、昨日までで25頭となっております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

1月に第2回目の生息頭数調査をやりまして、303頭いるだろうということが一応全体的に報告され、確認がされているわけでありまして。従来のテンポで進めていては、とてもこの野生鹿を喜界町から、言葉は悪いけど、撲滅する、なくすということとはできない、こういうことがこの間議論されているわけでありまして、12月のここに来て、今年度はまだ25頭しかできてないと。毎回議論しておりますけども、これヤギと同じような乗数で増えていくということになりますから、303頭で3割増えるということは、390頭ぐらいには増えているということになるわけですね。それで25頭しかできてないと。年度末まであと数か月ありますけども、ただ、さとうきびで一番忙しい時期ですよ。そういうときに、本当に撲滅するめどができるだけの駆除ができるかという、ある意味では、言葉は悪いけど、本気度の問題が出てくるわけです。

非常に危機的な状況だというのは、お互い共通認識になっているわけですが、町としての認識はどうですか。このテンポで303頭駆除できますか。もちろん単年度だけじゃないですよ。数年間をかけて駆除するという見通しは持てる数ですか、今の25頭は。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

この捕獲数については、度々、良岡議員から取り上げられて質問いただいておりますが、我々としましても、いろんな対策を講じてきております。これはなかなか、言い訳に聞こえるかも分からないですが、どうしても生き物を捕獲する、相手にするというので、我々としては捕獲従事者の皆さんにお願いをする立場で、我々町としてはどういったことができるかといったら、例えば捕獲従事者の負担を軽減する取組として、捕獲通報システムの導入を昨年度させていただきました。あと、後からまた質問があるかと思いますが、そういったできるだけ捕獲従事者の負担を軽減するような取組をして、従事者が捕獲に専念していただけるような環境を取っていくしかないのかなど。粘り強くやっていくしかないと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

今のままでは増えますよね。そして本格的な駆除はできません。その点、前回の議会でも議論しておるわけでありまして、今、課長がおっしゃったように、いわゆる猟友会の皆さんの負担を軽減し、なおかつモチベーションが高まると、こういうふうな仕組みづくりが、町としては大事だろうと思うんですね。

それで二つ伺いますが、一つは捕獲後の解体処理の問題であります。現在は現場で捕獲できたときには、猟友会の皆さんお互いに連絡を取り合って、来てもらって、そこで、まず一次的な処理をするということですが、これがなかなか大変な状況にあるわけでありまして。そういう点では、解体処理の方法について、施設の検討も含めてどうかということ、じゃあ検討してみましようというのが前回の答弁だったかと思うんですね。

二つ目には、この駆除の報奨金の問題であります。現在、1万円ということであると、やはり猟友会の皆さんが2人とか3人とか4人とかかかって1頭処理するについては、本当にこの1万円は低過ぎますよね。安い。ここをちょっと見直したらどうかということ、2点が本格的な駆除のために必要だというのが、お互いに確認できてきているかと思うんですが、それぞれ答弁をお願いします。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの、解体処理施設の設置等については、前回の議会でも良岡議員から質問がございました。その際の答弁としては、施設の必要性について検討させていただきたいということで、お答えをしております。

現在、鹿を駆除した際の捕獲後の処分方法については、焼却もしくは埋設によるものと、自己管理による自家消費というふうになっております。そのうち焼却処分については、持込み先として民間の処理業者とクリーンセンターへの搬入をお願いしているところでございます。

なお、民間業者との協議で、先日、協議をさせていただきましたが、今のところ屠体、鹿本体と内臓を分別すれば焼却は可能であるということで、特に解体をしなくても処分はできるということで、御協力を含めてお話をさせていただいているところでございます。

また、クリーンセンターのほうでも、あまり大きな鹿でなければ問題なく処分ができたとの報告もいただいております。このことから、駆除従事者の解体に係る労力や負担とかを考慮すると、特に解体施設の必要性はないものと今のところ考えております。このことについては、先日、猟友会の代表の方、従事者の方々にその旨お伝えして御理解をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

大分、建設的な、具体的な展望が見える検討がされているようで安心をしました。クリーンセンターなり、あるいは焼却施設を使って、そこに持ち込んで必要な衛生上の処理もしながら、言葉悪いけども、どんどん焼却していくというのが、一番、最も合理的じゃないかと私も思っているところであります。ぜひとも一定の実証実験といえますか、テスト展開が必要かと思えますので、それをやりながら、猟友会の皆さんがわなで捕まえた鹿が、ある意味では、どんどん、彼らが負担を感じることなく処分できるという仕組みづくりを、ぜひともお願いしたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで、良岡理一郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は3時5分とします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時05分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

防災対策について、ほか1件、生島常範君の発言を許可します。

生島常範君。

[生島常範君登壇]

○3番（生島常範君）

町民の皆様、議場の皆様、うがみんせいら。無所属1期目、生島常範です。

2年前に推し上げていただいてから、3回目の12月議会となりました。初心を忘れずに、町民と行政との橋渡しとなるような、そういったことをしていきたいと思っています。よろしくお願ひします。マスクを取って質問させていただきます。

本日の一般質問、最後となりました。うまくいきませんが、よりよく頑張りたいと思います。よろしく願ひします。

まず、防災対策についてお伺ひします。

11月は、5日の津波防災の日や、9日から15日の秋季全国火災予防運動などがあり、本町でも、早町地区において、火災・津波を想定した防災講演会や防災訓練が開催されました。そして、防災意識を高める機会になったと思います。同時に、幾つかの課題も見えてきたと思います。11月11日に行われた地震・津波の避難行動と避難生活、喜界島での個別避難計画と題して行われた鹿児島県の防災専門アドバイザーで、鹿児島大学の岩船先生による講演会、そして13日には、津波を想定した避難訓練でしたけども、消防署員や署員による消火指導、さらには避難所を想定した陸上自衛隊による足湯の施設の展開などがあり、本当に勉強になりました。私も参加させてもらいましたけども、とてもいい機会だと思います。

これまで一般質問でも取り上げ、検討するという回答をいただいた内容に加えて、新たに町民からいただいた要望、声を届けたいと思います。

まず1点目ですけども、潮位計設置についてでございます。今年の3月議会において取り上

げました。その際、町長は、奄美群島でも一番東側にある本町に津波到着が一番早くなることも考えられるので、気象庁に対して潮位計、これ専門の方々は検潮所とも言うみたいですが、その見直しの必要性を含めて市町村会の場合でも取り上げ、国へ要望したいと答弁されましたが、その後の進捗を教えてください。お願いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

お答えいたします。

今、議員からもございましたけども、11月5日、防災の訓練、町民の方々も参加いただきまして本当に感謝を申し上げたいと思います。

それから、今、質問にございました潮位計の設置についてですが、私も職員のときから、本町に潮位計は本当に必要だなというふうに感じておりまして、国への要望をやりたいということで答弁させていただいたところでございますが、市町村会議では、ほかの優先すべき事項が多々ございまして、大変申し訳ございませんが、今回のところは市町村会統一のテーマとして取り上げる案件ではなかった感じで、ほかの要望をしたところでございます。

国への要望も、この町村会を通じていろいろ進めてまいりたいと思うんですが、先ほど申しましたように緊急案件が結構あったものですから、これも後回しにするような案件ではないんですが、そういう形で取り上げることができませんでした。

でも今後は、そういった話をする中で、これは群島でも喜界、徳之島、永良部、与論、やっぱり必要じゃないかという共通認識を持って国のほうにも要望していきたいと思っておりますので、引き続き議会のほうでも後押しをお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

8か月前のことではありますけども、まだ取り上げてはないということで、分かりました。実は、あれから多くの方々から、また声がありましたので、御紹介します。

今年の1月15日、皆さん忘れられないトンガ沖での噴火による津波警報のあの晩ですけども、先山沖で漁をしていた素潜り漁師の方の声を紹介します。その方がいつも潜っている海ですけども、今まで見たことがない海中の濁りに気づいたと。その方は19時頃、潜ったらしいんですけども、その後、濁りを見た。その後21時頃、手久津久港に帰ったと。それから30分ぐらいして、手久津久港の中でも、また海水の濁りに気づいたと。そのときの表現を黒く濁っていたと。その後、ざわざわと海水が上がってきて50センチ程度で止まったと。そして23時頃帰宅。その後、津波警報発令。遅いと思ったと言っていました。

こういった生の声をぜひ町長、次の町村会がいつあるか分かりませんが、ぜひ取り上げていただいて、ひょっとしたら2時間ぐらい早くに津波警報が出せたかもしれない。そうすると、もう深夜12時前だったんですよね。もう少し早ければ、もっとゆとりを持って避難行動と

かできたかもしれないと考えると、この問題は、何回も申し上げますけども、奄美群島の中でも東側にある喜界島の位置、そしてプレートが潜り込んでいくという地形上、110年前には喜界島地震も発生した、そこに位置するわけですから、その辺のところを強調していただければと思っています。

気象庁が小湊に、検潮所及び潮位計を設置したのは、喜界島地震が発生した後なんですよ。私も調べてみたら、喜界島地震が発生してから増やしたと言っていますので、平成8年と言っていましたかね。ですので、そのときにどうして小湊だったのかとふと思ったんですけど、それは専門家の見解でそうなったんでしょう。そのことも含めて、もう少し検討見直しとかは必要ないのかということ、事あるたびに提案していただければと思っています。この件につきましては、引き続き私も町民からの声をいただいていますので質問したいと思っています。

そして、すいません、もう一つ忘れていました。早町であった防災講演会の場で、津波が発生してから早町地区への到達時間というのは約5分とおっしゃっていました。そして太平洋側の集落においては津波発生してから2分、そして5メートルの津波が到達するのは22分というデータ、これは鹿児島県が発表しているデータらしいです。これは、頂いた資料中にもちゃんとあります。そういったこともありますので、我々一分一秒を争うという場所に住んでいることをみんなで共有して、この問題を考えていただければと思っていますので、引き続きよろしくお願いたします。

それでは、続きまして発電所の津波対策についてですけども、これも以前取り上げた内容でございます。発電所の津波対策について、6月議会において町長は、一事業所の努力でやっていることなので議論はできないが、防災アドバイザーに防災対策への助言を求め、それを町民に周知すると答弁されました。あれ以降、防災アドバイザーの方々が喜界島にも見えて調査とかしたのでないかと思えますけども、この問題だけでなく、喜界町全般に対して、この箇所は要注意箇所といった指摘はあったのか、なかったのか、それを教えてください。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

お答えいたします。

この発電所の津波対策について、防災アドバイザーからお話はありません。これは総務課のほうに確認しまして、その他の問題につきましても、特に今のところ御指摘をいただいている話はないところでございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

そういう結果として、私もまた、町民の方にもしっかりと伝えます。6月議会のときにも、私がここで御紹介しましたように、大島群島の中で火力発電所も海に近いところにあるんですけども、立地からして喜界島の発電所が非常に厳しいところにあるんじゃないかと指摘をさせていただきました。素人目です。3メートル、そして波打ち際から50メートルぐらいですけども、防波堤は1.5メートル、しかも太平洋側だけということでした。ただ、もっと厳しいところも

あることを私も御紹介しました。それは龍郷町の発電所です。海拔2メートルですけども、防災担当の方に聞いたら、喜界島地震を想定して東側6メートルを想定しているが、こっちは回り込んでくる波なので3メートルということでした。

防災アドバイザーの先生からは、発電所と備蓄タンクは指摘されたとあったものですから、今お伺いしたいんですけども、防災アドバイザーの方から指摘がなかったということは、九州電力の危機管理室がありますので、そこが国の方針に基づいて設計した今の体制で大丈夫ということを防災アドバイザーの方も認めたというか、特に問題ないと町に伝えたということでもほっとしております。

それでは、続きまして、次に行きます。

自主防災組織についてです。自主防災組織表ですね。これも3月議会で取り上げた内容ですけども、そのときの答弁は、集落の区長さん方に組織図の作成を依頼して、随時見直しを要請したと。そしてこの機会に、現状の体制でどういう組織ができるのか、我々も一緒につくり上げていくという答弁でした。

そこで、お伺いします。今年は何集落が既に作成済みで、その作成したところの集落の方々が、家庭で、おうちの中で随時確認できるようになっているかどうかお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

自主防災組織の現状についてでございますが、こちらの依頼に対して、区長さんから届いている分が17集落でございます。家庭で随時確認できるのかどうかということでございますが、それについては把握をしておりません。当然、各自主防災組織ごとに情報共有をしているものと認識をしております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

17集落の集落が、防災組織表を更新したと。しかし、その後、各家庭で貼ってあるかどうかまで把握してないということですけども、これに関して、すみません、私も調査をしたわけではございませんけども、今回の区長会でちょっと聞いていただけませんか。それはできないでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

議員、ちょっと確認ですけど、よろしいですか。今、議員が各家庭で貼ってあるとおっしゃったんですが、私は、自主防災組織表については各自主防災組織ごとに……、家庭に貼るのも一つの手段でしょうけど、いろんな方法があるかと思えます。そういった意味で、情報共有は各自主防災組織ごとに行っていただいているものだと認識をしているという答弁をしたところでございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

組織の中で区長さんを中心に組織表をつくってありますね。それを、その組織の中で見る、理解する、共有するだけではなくて、常時、家の中に貼って見ることはできないかということです。以前、私の集落にも、うちの家にも貼ってありました。ただ、更新されてなかったものだから、それを提案させていただいたんですけど。そういったことができないか。

それを集落の費用ではなくて、せっかくできた組織表ですから、白黒でいいですから印刷して、集落の分を区長さんからいただいて、それを集落にお返しして、随時貼って見てくださいということはどうでしょうかということです。毎年更新しますので、カラーとかは必要なくて、多分A3ぐらいの紙なのかと思いますけども、そういったのを役場のほうで印刷して、集落、各戸に配付できないかといった要望ですけど、いかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

今申し上げましたように、情報共有の手段は各自主防災組織で様々だと思います。例えば、今、議員がおっしゃる、印刷をして各家庭にそれぞれ貼っていただくということであれば、自主防災組織ごとにしていただいて、例えば、そういった費用を町が地域活性化とかいった形で後押しするということが可能かと思えます。それから、町が自主防災組織表、そこも個人情報ではないかと思うんですよね。そこに関わると、少しまた、いろいろクリアしないといけないところもあるのかなと思っております。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

私のこの提案は、各組織の内部で検討してやってくれということですけども、その理由として個人情報も含まれているからということですが、どうなのでしょう。緊急時に、自分はどういうことをしなきゃいけないか。よく防災では、自助、そして共助、公助という順番がありますけど、まず公助を待っている前に自分ができること、地域ができること、これが大事だと防災講演会の中でも話がありました。ですから、そういったことをすぐ、無駄な行動をすることなくできるようになるためには、常に家庭の中で見れるところに、みんなが見て、もし何かあったときに私は何をすんだと、どこに誰を支援してどういったことをするということが分かるような仕組みがつかれないかということなんですけど、やっぱりこれ、個人情報にも触れるんでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

先ほど来、申し上げているとおりでございます。議員が、印刷をした紙が家庭内にあれば、それで役割がそれぞれ把握できるとおっしゃいますけれども、私は、それだけじゃなくて、自

主防災組織ごとの話合いとか、そういうことで役割をしっかりと把握をすべきだと思います。自分の役割がどういう役割かというのは、そういった話合いの中で確認をして、その確認のために、今おっしゃる、そういう表みたいなのがあれば、なおいいいのかなと思います。

それから、私は先ほど、各自主防災組織でそれをやっていただければ、町は後押しをしますと答弁をしました。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ということは、もし自主防災組織のほうから、うちは必要だから印刷してくれないかと要請があった場合はできるということ、そういった理解でよろしいでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

ですから、印刷は各自主防災組織ごとにやっていただいて、そういった費用をこちらで後押しできるのではないかと考えております。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

理解いたしました。ありがとうございます。

次に移りたいと思います。

4番目になりますけども、今年の3月議会で米田信也議員からも出た内容ですけども、北部地域に避難所の建設をという要望がありました。その際に、執行部の答弁としましては、場所の確保も含め現状では難しいという答弁でした。最近になって、集落からも要望があったと伺いましたが、今後の対応を伺いたいと思っています。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

北部地域の避難所建設の御質問ですけれども、議員おっしゃった米田議員の御質問にお答えをしたとおりでございます。新たな避難所の建設となりますと、場所の確保も含め現状では難しいところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

11月の防災訓練のときに私も参加させてもらって、一次避難所まで歩いて行ったんですけども、平家森の後背地にある高台でした。早町小学校からは歩いて15分ぐらいでしたけども、そこに皆さん集まっていまして、そのときに、塩道の区長さんから、この目の前の土地、実は共

有地だと。3反半ぐらいあると、3,500平米ですね。ここに、そういった避難場所ができないかということ、集落が提供するからつくれないか、行政のほうにも要望を出したと聞いていますけど、このことは検討されているのでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

生島議員の質問の要旨ですけれども、尋ねてよろしいですかね。

○議長（榮 哲治君）

はい、どうぞ。

○総務課長（吉沢伸一君）

北部地域に避難所建設をについて、3月議会で米田議員の質問に対し、場所の確保も含め現状では難しいとの答弁であった。集落からの要望があったと伺ったが、今後対応を伺うと。北部地域に避難所建設ですよ。

○3番（生島常範君）

はい、避難所です。

○総務課長（吉沢伸一君）

避難所の建設ですよ。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

集落の区長さんから、そういった要望は出なかったですか。具体的にこの場所がありますが、提供できますかということはなかったですか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

このお話は、こういった公の場では本当はしたくないところでございます。というのは、話を整理します。多分、集落の区長さんが生島議員におっしゃったのは、一次避難場所のお話だと思うんですよ。あそこの農地がございまして。そこについては、我々も津波避難の一次避難場所として、特に早町地区の区長さんとは、担当が以前からそういった協議を進めています。ただ、そこは集落の共有地でございます。区長さんの独断でどうこうできるお話でもございません。ましてや、今、農地ですので、耕作をされている方もいらっしゃるかと思います。

すいません。その辺、議事録、また後で問題があれば消してもらっても結構ですけども、そういった内部の問題ですので、軽々に議論ができる状況ではないということを申し伝えたいと思います。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

私は、防災の担当者の方に、ちゃんと区長さんも要望を出したということを聞いたものですから、それで、この質問をしているんですけども、ちょっと議論がかみ合わないみたいなんです。またちょっと……。

○議長（榮 哲治君）

よろしいですか。

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

今、議員は、防災の担当に確認したとおっしゃいましたが、議員が、一般質問に上がっている問題を直接担当にお話をされるのは、私はどうかと思います。そこは後で、議会のほうでも、いろいろ議論をしていただきたいところですけども、今後よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ちょっと手順が間違っていたかもしれませんが、私は、集落のほうから、具体的な場所の提供もできるから検討できませんかということが出たと直接聞いたものですから、検討はできないのかと確認したかっただけなんです。検討した結果できませんでもいいですし、場所的にちょっと難しいとかいうのもあるかもしれませんが、そういった議論が進められないかということで言ったままでございます。それでよろしいでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君、次の質問に移ってください。

○3番（生島常範君）

分かりました。次の質問事項に移ります。

同じく防災対策についてですけども、お手元に資料として3枚渡していますが、その中の一つですね。この喜界ラジオ中継局開局という資料があります。これを見ながら聞いていただければと思いますけども、FMラジオの難聴問題についてでございます。

地震、津波、台風などで、停電時も情報入手できるように、AMの番組をFMの電波で流しております。しかし、それでもまだ難聴の地区、聞きづらいところがあるということですね。特に避難所になる場所でこういう状況が起こっていたら、ちゃんとした情報が入らないわけですから、そういった避難所となる場所などでは、事前に調査などをする対策ができないか、伺いたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

このFMラジオの件、総務課長のほうで答弁を用意されていたんですが、今、議員の質問をお聞きしまして、私も疑問に思ったところがございます、確認を取ってよろしいですかね。

○議長（榮 哲治君）

どうぞ。

○町長（隈崎悦男君）

確認よろしいですか。

○3番（生島常範君）

はい。

○町長（隈崎悦男君）

今、手元資料ということでFMラジオ、80.3メガヘルツ、この資料を示してございますが、これが聞こえないということで質問されているのでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

このFMラジオが80.3メガヘルツですね。これは喜界島のために、平成26年3月3日開局したんですけども、百之台に電波塔を造って聞こえるようにしたと。しかし、この経緯は皆さん御存じのように、特に夜になると大陸のほうからの強い電波が流れてきてAMが聞こえないと。それでここになったということです。しかし、それも100ワットという弱い電波なんですよね。それで、湾、赤連、湾頭原とか高台は問題なく聞こえるんです。ところが、聞こえないところがやっぱりあるんですね。上嘉鉄もそうなんですけども、先山、浦原から、まあ太平洋側ですよ、そこに至っては聞こえない、もしくは聞こえにくい、雑音が入るといったところがある。

それに関して、こういうコールセンターがありますのでNHKに問合せしましたら、場所を変えてくれ、もしくはラジオを回転させて、よく入るところに移してくれとか、そういった対応方法のほかに、あと簡単なコード、線を引っ張って、外部アンテナを建てるとか、1,000円以内でできますからとか、そんなアドバイスはしてくれます。それは家庭ではできます。私もやりました。

ただ、避難所においては、高台にありますので、台風などで風が吹いたら、竹竿で張ったとか、もしくはコードで張っただけでは飛ばされることがあります。ですから、そういったところに関して対策はできないかといった内容でございますけども、御理解いただきましたか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

質問内容を確認いたしました。

議員は、この80.3メガ、NHKのFMラジオが聞こえない場所があるとおっしゃったんですが、実は私も、この質問書をいただきまして、日曜日に、カーラジオだったんですが、一周ずっと回ってみました。メリットファイブでほとんど入っています。もし雑音があるとすれば山の裾野ですよ。これはFMの電波の性質上やむを得ないことなんですけども、聞こえないということはなかったです。

今、FMでやっているのは、NHKは喜界のほうに中継局がございまして、80.3ですね。それからほかの周波数でも名瀬の82.2メガヘルツ、これも入ります。これも若干、本町の80.3よりはちょっと感度が落ちる気がしますけど、私も一周回りましたけども、ほとんど入りました。それで、もし入らないというのであれば、アンテナとかそういったもので入るような準備をする。トランジスタとか内蔵ホイップではなかなか拾えないときもあります。それは間違いなく

あります。だからといってどうすればいいか。やっぱり外部アンテナをするわけですよね。防災無線でもそうです。入らないときは、内蔵ホイップやっていますけども、外部アンテナをつけると。要するに受信の感度を上げる方法をしなきゃいけない。

それで、私が回ったところでは100ワットですよ。これコミュニティFM、奄美FMとか、宇検、龍郷があるんですけども、あれは20ワットです。あれは地域だけですので、喜界島まで入る必要ないですけども、大島側は入ります。百之台に行ってもじゃんじゃん入るんですけども、今言うように、裏側ですね、上嘉鉄、先山、浦原、あの辺は百之台の山陰になりますから入らないわけです。これは仕方ないことでしょうけど、今言うように、80.3で入らないというのは、まずどうなんでしょうか。それを調べてくれと言うのであれば、私の返事としては、入りますよと。それが、家によってはあるかも分からないですよ。でも、そのときにはアンテナを立てるような方法がありますから、ただ線を引けばいいってもんじゃないです。これは周波数によって長さが決まりますので。FMの場合は、テレビのVHSアンテナでも代用はできるんですけども、そういったときには、また総務課のほうに来ていただければですね。今言うように避難所の云々ってありますけども、避難所で多分、私がずっと回っていて聞こえなかったところはなかったんですけどね。実験されたわけですね。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

実は、私もここ二、三か月ずっとカーラジオを聞きながら、また2年前に買った携帯のラジオを横に乗せて、どんな感じかなと思ってあちこち回っております。そしたら、この辺は外ですからももちろん入りますけども、すごくクリアに入ります。ところが、外でも、県道沿いでも、入らない場所がやっぱりあります。手久津久のあの辺から上嘉鉄とか先山、浦原とか、花良治の前くらいとか。でも、別の方に言いますと、場所によっては太平洋側、嘉鈍、早町、あの辺にも入らないところがあるということでした。でも、私が言うのは、NHKの方も言っていましたけども、大きな木があるとか、もしくは遮蔽物、あとコンクリートの建物とかがあると、どうしても入りにくくなりますということでした。それはよく知っているつもりです。

私が問題視したいのは、避難所となっているところに外は入りました。ところが、中に入ったら入らなかったんですよ。これは上嘉鉄なんですけど、なかなかほかのところには行けませんので。避難所ですから、町長は詳しいですから、一つつけてもらう、もしくは費用は集落が持ってもいいですけども、こんなふうにしたらどうですかとアドバイスしていただいて、避難所では必ず聞けるようにできないかといったところがございます。それを含めて、私は1件しか確認していませんけど、ほかの避難所はどうか調査できませんかという要望です。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

議員のおっしゃりたいことはよく分かります。そういった避難所に、もしFMの入りにくい場所があれば今言ったような方法がありますよということをやったり。地域的にFM放送だけではなくて、防災関係とかいろいろな情報が欲しいのであれば、今はスマホでも聞くことはでき

ますし、Wi-Fiとか、もちろんテレビもですね。やっぱり一番厄介なのは、テレビの難聴地域の対応ですね。ですから、情報を得る方法は現在いろいろある中で、もしFMのほうをこうして望むのであれば、それは、私はもう簡単にできると思います。だって、これだけ強い電波が今、島のほうに流れているんですから。それはもう総務課に、個別にそういった情報をいただければ、やっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

確におっしゃるように、今はいろんな情報の入手手段があります。スマホもあります、パソコンもあります、Wi-Fiが飛んでいますので。私が想定しているのは最悪の事態です。停電です。停電が半日くらいならいいけど、それがもし長期化になった場合、Wi-Fiも止まってしまいます。スマホも、充電できるでしょうけども、それがなかったときのことを想定されていけば、最悪のときを想定したときにはラジオかなと思っています。

広報きかいにも、このハザードマップにもありますけども、最低限の荷物を準備しましょうという中には携帯ラジオが入っているわけですよ。それくらい携帯ラジオは最後の頼みの綱になるというふうに感じて、そこを強調しているのでございます。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ありがとうございます。本当に備えあれば憂いなしですね。いざというときには、今言うような、昔から携帯ラジオとかいうのはありましたので。でも、現在はだんだん変わってきてまして、スマホとか、いろんなサイマルラジオがありますので。ただ、今言われた停電、それはまた別の対策として、避難所の停電対策といったものは考えていることです。

私が経験上心配するのは、今、ラジオの中継所が喜界島にありますけども、もちろん防災無線も家庭の停電もそうですけども、百之台の発信所の局に電気が行かなくなるときがあったんです。要するに、商用の電線が消えて、発電機は準備しているんだけども、台風のとときとか風が強くて燃料補給ができないんだと。そういうことを経験した上で、何時間もつような形でやると。おとといの日曜日も、この中継局、早町のほうも見てきましたけども、大きな建屋で、多分あれは自家発の設備だと思います。携帯電話の中継局もありますけども、今、何日間かもつような自家発の設備もありますので、私が心配するのはそこなんです。家庭は今言うように、発電機とか持って行ってやればいだろうけど、根本となる中継局がもしダウンしたときにはどうなるかということ。だから、それを心配しながら、各事業所とかいろんな情報を得ながらやっているところでございます。とにかく停電にならないような形を持っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

私は今までも3日、4日の停電も経験しました。台風の常襲地ですので停電は慣れてはいますけども、やっぱり3日、4日とかなってくるとやっぱり不安が募ると思います。充電のほうも完備しつつありますけども、そういったことで、最低限と思ったんですけども、町長はさらにまた、中継アンテナが発信できないという、さらにまた基のほうまで考えていらっしゃる。分かりました。

防災に関しては、よく言われますけども、空振りはいいんだと。いわゆる備えあれば憂いなしで準備をいっぱいすると。正しく恐れるということですね。準備をいっぱいすると。備えあれば憂いなし。でも何も心配なかった、空振り、これはオーケー。しかし見逃しはNGですよということをよく言われます。見逃しというのは、そこまで考えていなかった、ここまで想定しなかった、それが駄目ですよという戒めですけども。そのレベルの話を今しているわけでございます。電気がなくなくなったとき、1日、2日でない、もっと何日も続いた場合どうなるかと。そこまで考えたときには、ラジオが大事じゃないかと思ったんですけども。その件も含めて、また、これからも引き続き検討、一緒にまた勉強していきたいと思っています。よろしくお願いします。

それでは、防災対策について、次の6番目ですけども、海拔表示板についてお尋ねします。

海拔5メートル以下を町民に周知するために、ごみステーションなど近辺の電柱にも設置が必要だと思うので、それについて伺いたいんですけども、このハザードマップを見てみましたら、私の家もそうですが、うちは5メートルから10メートルの中に入っていますけども、実際何メートルなのか分からないわけです。

この海拔表示板というのは、皆さん御存じのように、公共物、公民館とか学校もしくは旧学校といったところにはあります。あと、指定避難所の場所にはありますけども、いわゆる町民が住んでいる民家、うちの近くにはあるところも、ないところもある。

特に私が注目したいのは、防災講演会でも言われたように、5メートル以下のところに住んでいる人たち、早町地区でも何軒かあります。そこを指摘していましたが、県道を越えてまで5メートル以下のところがあるわけですよね。ですから、そうなった場合は、その集落はほとんど5メートル以下ということですから、そこを正しく恐れるという観点から、ふだんから目にするところにも、海拔表示板が必要じゃないかということです。それを大人から子供まで見ながら、ここは何メートル、ここは何メートルと、じゃあ何かのときにはどうしなきゃいけないねという、そんな会話がふだんできて、非常時に生かせるようになるんじゃないかという観点からの質問でございます。

海拔表示板を、ごみステーション全てにとは言いません、同じ海拔でしたら100メートルぐらいに1か所ぐらい立てて、ふだんから皆さんが正しく恐れることができないかと考えますけども、その見解を伺います。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

海拔5メートル以下を周知するための、ごみステーション近辺への海拔表示板の設置について

てでございますが、これまでの議会でも取り上げていただいております海拔表示板については、そこでも答弁をしておりますが、海拔表示板につきましては、現状で町内一円を一定程度カバーできているものと認識をしております。議員は、今、ハザードマップとおっしゃいました。それから、そういった5メートル以下の場所に設置することで一定の効果があるのではないかとおっしゃっていますが、我々の立場では、御提案の場所についての必要性については今のところ特に考えておりません。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

行政の執行部の考えとしては、5メートル以下の表示は特に必要ではない、つまりハザードマップを見て、大体自分の住んでいるところが何メートルぐらいとかは分かるから、そんなに必要ないということですけども、そういった理解でよろしいでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

私が、町内の一円をカバーしていると、その中には当然5メートル以下の場所もあるかと思えます。議員がおっしゃった公共施設とか、各集落の主要な場所、一つの目安になる場所で98だったと思うんですけども、設置をしております。個別にどうのこうのという話になると、きりがないかと思うんですけども、今おっしゃいましたハザードマップ、それから今は携帯のアプリとかでも簡単にそういった情報も仕入れることができるかと思えます。例えば高齢者に対しては、周りの人が知らせてあげるとかいった方法も、それこそ先ほど自主防災組織のお話がありましたけども、そういった自主防災組織の中で、住んでいるそれぞれのお年寄りの家が何メートルだよねといった話ができれば、それこそ自主防災組織が機能する一つの方向性ではないかと思えます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

若い人たちは、課長おっしゃったみたいにスマホがあります。パソコンでも見られます。いいんですけども、スマホなど使いこなせない人たちも、まだいっぱいいるわけですね。ですから、そういったことが視覚的に見える、視覚的に分かるような表示板も必要じゃないかという提案です。

それに対しては、さっきの自主防災組織の方々で共助の力を生かして知らせてあげたほうがいいということですが、実際どうなんでしょうか。コロナもあって、集落の行事もない状況で、近所のお年寄りのところにも、できるだけ行くようにしてはいますが、民生委員の方々も月に何回か、毎週のように行っていますが、そういうことをしながらということでしょうけども、私は、その方々は一歩外に出たときに、ここは何メートルなんだとか、私の家のところは何メ

ーターだけど、ここは何メートルなんだということが分かるような表示板があってもいいと思うんですけど。

その辺もちょっと見解の違いということで理解しますが、何か高齢者に対しての対策というのはもっといい方法はございませんか。高齢者に対して、自分の住んでいるところはどうか。海が見える、山が見える、いいところなんですよ。ところが、同時に弱い部分もあるわけですよ。いいところもあれば、若干弱点もあると、これはどこでもありますので、そこをお互い知る。いわゆる正しく恐れるということが必要じゃないかと。そのための手段としてのハザードマップであり海拔表示板、常時視覚的に訴える、子供から大人まで。それが大事だと思うんですけども。

もう一度伺います。今の段階では必要ないということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

基本的に、議員がおっしゃった見解の相違というところがあるかと思うんですけども、今、議員がおっしゃるところも視覚に訴えると。目にすることでの効果は大きいと思います。ただ、それは当然、表示板が至る所にあるにこしたことはないと思います。でも、現実的に難しい話でございます。予算とか労力とか。私が先ほど、自主防災組織で云々という話は一つの提案でございます。それをコロナ禍でどうのこうのというところまで私は考えておりませんので、そこは各自主防災組織のほうでも、共助の部分ですが工夫をしていただければありがたいかなと。その程度でございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

まさに共助の力をつけなきゃいけない、これはもう分かっております。なかなかこれできない。できないからと諦めてはいけませんけど、そうしたいと思っています。私も地域に帰って、またいろいろ語ってみたいと思っています。

じゃあ次へ参ります。

2番目の質問事項でございます。伝統文化の保存と継承についてでございます。これも、お手元に資料2枚、新聞の記事で、ちょっと長いですが、後でゆっくりと御覧ください。

先月11月19日に、本町で第19回の大島地区生涯学習推進大会及び第22回文化祭が開催されました。先ほどもありましたけども、久しぶりに開催された大きな行事で、喜界町の発表もすばらしかったと私も思いました。その中で特に感動した言葉を書いていますけど、事例発表の中でこういうことがありました。地域が関わらないと子供は帰ってこない。他人事とせず自分事としよう。あと、一人の100歩よりも100人の一歩など、学び多い大会でした。自分事として考えた場合、いろんな課題もまた見えてきました。

そこで質問の1ですが、八月踊りのDVD、同様に島言葉をDVDに残すことも必要ではないかという声が多く寄せられております。この問題に関して、文化財保護審議会や文化協

会、その他の団体と連携して検討できないか伺いたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

御指摘のように、島の八月踊りについては、かつて関係する個人、団体と連携協力してDVDに収録し、中央公民館で保存するとともに必要に応じて活用しているところでございます。同じようにシマユミタ、方言をDVDに収録して保存活用できないかについてですが、企画あるいは立案から人材の確保及び運営等までの全てを行政が担うということになりますと、業務の質、内容、量あるいはネットワーク等の観点から難しいのではないかと考えております。ただし保存会あるいは研究会、先ほど挙げた関係する団体などが主体的に参画するなどの条件が整えられるようであれば、財政的な面をはじめとして、側面的な支援、協力を検討したいと考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

実は、中央公民館にこういうCDがございます。これは平成7年度からの事業で、私が探したら23集落ありました。もともとはテープでの収録だったらしいんですが、それをCDにしてありますね。とても貴重な資料だと思っています。

ただ、テープからCDに起こしたということと、あと、集落によってはマイクの位置が違ったりして非常に鮮明でないということもあったし、非常にもったいないと思っています。そして内容に関しても、非常に難しいのがあったりします。

教育委員会が、島じゅうりと、児童と一緒にされた八月踊りのDVD、このDVD、本当に宝でございます。特に、この二、三年間、コロナでなかなか島遊びができない、その間に高齢者の方々の参加がどんどん少なくなって、踊りが不鮮明になってきたということで、このDVDは非常に重宝している、宝だと思っています。

と同時に、島じゅうりも島の宝として残すということで、保健福祉課と教育委員会が連携してやった事業は、本当にすばらしい事業だと思っています。

それと同じように、将来的には、言葉もあやふやになってくることもあると思いますので、今、この5年以内ぐらいをめどに、これをDVD化できないかと。DVDにすることによって、表情も分かりますし、口の形とか発音もよく分かりますので、より学習効果のあるものができると思っています。ぜひ行政と民間と一緒にになって検討できればと思っていますけども。

これは別途、検討委員会みたいなものを、来年以降でも開いて検討するというふうにできるんでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

先ほども申し上げましたけれども、民間団体等の保存会等々、また協議する必要があるかと思えますけれども、そういった中で、それぞれの役割分担的なものがどの程度できるのかを検証した上で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ありがとうございます。ぜひ前向きに、どんどん進めていっていただきたいと思います。

ちなみに、御存じとは思いますが、宇検村と瀬戸内町は既につくっておりました。そういったところも参考にさせていただいて、どういったふうに進めたか、一緒に調べて勉強していければと思っています。よろしくお願いします。

次に移ります。

2番目ですけども、八月踊りの継承についてです。これも先日の第22回大島地区の文化祭であったんですけども、瀬戸内町の八月踊りは、小学生を含む老若男女によりすばらしい発表でした。子供たちは、格好いいから踊っているんだよと言いました。そして、多くの喜界町民に感動を与えてくれました。すごいな、なかなかコロナもあって練習もできてないのに、どうしてできるんだろうという声を聞いています。町内でも保存会活動は行われておりますけども、子供たちにも格好いいと思ってもらえるような工夫や取組を、地域だけではなくて官民挙げて行う時期だと思っていますが、見解を伺います。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

八月通りの継承についての質問にお答えいたします。

先ほどもあったとおり、子供たちが八月踊りがかっこいいと捉えて、自ら進んで継承活動に参加することは望ましいことであり、今ありました官民一体となって、その機運を醸成するという必要があることは理解いたします。

この前の発表ですけども、さきに紹介があった瀬戸内町の事例を見ますと、地域保存会が中心となって積極的に活動し、地域の子供たちを巻き込んで継承活動を推進していると伺いました。

そこで、官民一体の在り方については、高い評価を受けた、さきの大島地区生涯学習推進大会のシンポジウムの発表を聞いていますと、先ほどの瀬戸内町の八月踊りと同様に、行政が奉仕をする形ではなくて、民間の団体や個人、NPO法人等の活動の発表であり、自主性あるいは持続可能性等を考慮したときに、本町においても、今後の参考事例になるのではないかと考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

一義的にはやっぱり地域でございます。今、教育長がおっしゃったみたいに、地域が一義的には取り組まなくてはならない課題であります。ただ、先ほど来、いろんな議員の質問の中に

ありましたけど、防災も、経済も、いろんな面で、地域だけじゃなくて、農家だけじゃなくて、共に、行政も一緒になって考えていきたいと思いますといった議論をしているわけですね。

ですから私はそれを聞いて、文化活動も同じじゃないかと思ったんですね。文化活動も、地域だから地域の人だけでやってくれと。じゃあ我々は、地域住民じゃないんですかということですね。

一昔前まで役場職員はとかいうのがありましたですね。役場職員だけに任せるわけにはいきません。我々議員も含めて、この議場にいる人たちが町民の代表であるわけですから、そういった活動に、リーダーにはならなくても、会員に入って、忙しくて年に1回しか参加できない、それでもいいから関わっているといた姿勢を見せることによって推し進めることができるんじゃないかと思うんですね。

そのことも含めて、教育委員会は生涯学習の職員の研修を進めております。人材育成のためにですね。と同時に、民間の、地域の人材の育成も進めております。ですから、官も民も一緒に育つといった体制をつくれなかと、具体的には地域で頑張ってくれと。一義的に地域の問題だから地域だけでやってくれというのではなくて、一緒にやってみましょうと。

例えば、具体的に言いますと、島遊びがあれば、町長以下、教育長も、課長さんたちも参加しているでしょうけども、それプラス、例えば保存会活動ができましたと。その会員に名を連ねて、さっき言ったみたいに、年に1回でも2回でもできるときに顔を出す。それだけで変わると思うんです。

私も、以前、島に帰る前の職場の上司が言いました。子育てと同じように、後輩職員を育てるのも同じで、背中を見て育つもんだよと。だから、こういう後輩社員を育てたかったら、まず自分がそういうふうに分けて。口で言っても聞かないからと。背中で教えるという言葉が言われました。ずしんと響きました。そういったことを我々が、議員も含めてやっていくことによって、それが地域にも波及して人材が育つのではないかと私は考えていますけど、教育長いかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

誤解を招かないようになりますけども、私が先ほど申し上げたのは、地域でやってくれということで申し上げたわけではなくて、もちろん、協力、あるいは支援という言葉で申し上げましたけれども、一体となってやってみようというのは同じでございます。ただ、行政職員が、例えばこういった文化活動の継承等について、中心となって、主導的にそのものを盛り上げていくといったものについては、地域の一員としては当然あるべき姿ですけども、行政としてそれを全て担うかということ、それは難しいというふうに考えております。そういうことで誤解のないようお願いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

同じ考えであります。ですからよく言われました、先輩は変えられないけども後輩は変えら

れるよと。なぜか。自分が変われば後輩はあなたの背中を見ているからねと。そういうふうにやっていこうと言われましたので、同じ気持ちだと思います。ぜひ私たちから、自分事として何か変わっていただけるといいなと、私も含めてですけども思っております。これからも連携していきたいと思っています。

続きまして、3番目に移ります。

またこれも、先日の生涯学習推進大会ですけども、事例発表、あと意見交換会など、とても有意義で、気づきが多くありました。以前、喜界町でも実施していたように、分科会で学び合うワークショップ、意見交換会ですね、こんなことが本町の大会でも復活できないかと思いません。

以前の広報誌を見ていまして、決まったことを広報誌でも報道しているんですね。この分科会ではこんなことが決まって、1年間の努力目標をこういうふうに立てました。これについて、皆さん一緒に実践しましょうということを広報紙で周知しているんですね。これはすばらしいなと。参加した人はもちろん分かりますけど、参加しなかった人でも周知できるような仕組みがあったと。

今は、あのよう、全体会の中でいろんな分野の5人の方が、それぞれの分野で、発表して、それに対して、みんなから意見を聞いて深めるという内容でした。それもいいかもしれませんが、それだと広く浅くになってくるんじゃないか、深まりがないんじゃないかという声がありましたので、こんなことを私たち喜界町ではできないかなと。来週は喜界町の生涯学習推進大会ありますけども、今年は無理としても、次回以降、そんな分科会みたいなことができないかどうか、それも含めて御見解をお願いします。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

以前の分科会の復活に関する御質問ですけれども、以前、私が教育長に就任する前ですけども、本町の生涯学習推進大会において分科会を実施していましたが、当時の成果あるいは課題等をかなり十分に吟味、検討した結果、廃止となったという経緯がございます。そう聞いております。その結論は、行政の継続性の観点から尊重すべきだと考えているところでございます。したがって、復活するか否かについては、再びかつての轍を踏むことがないように、慎重に対応する必要があるのではないかと考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

慎重に検討した結果、こういうふうに改善したということで、轍を踏むことなくという言葉をおっしゃいましたけども、大人の世界ですので、結果はどうなんだろうと。結果から判断して、この結果でいいのかと。いろんな事情はあるでしょうけども、今こういう結果になっている。この結果で満足しているのかと。いや、これはまずいんじゃないかということでしたら、じゃあどうすればいいかということをもっと検討する余地はあるんじゃないかと思えますけども、この生涯学習推進大会の内容について検討の場というのはあるんでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

結論的には先ほど申し上げたとおりですけれども、やはり、その時点で十分に吟味、検討されたと思っております。結果ということをございましたけれども、現在の廃止した結果がどうだったかということであろうかと思うんですが、当時、私が聞いている中では、やはり分科会で様々報告があったり、活動指針というか示されたりしたけども、結果としてうまくいかなかったというようなことも、あるいは定着しなかったというような反省等も踏まえて、これが全てではありません、一つでしょうけども、そういった反省等も踏まえた吟味、検討というふうには捉えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

検討した結果、こういうふうになったと。そうした結果の検証は必要になってくると思うんですね。その検証はできないということですけど、また、堂々巡りになるかもしれませんが、絶えず、行政の方々もPDCAという言葉をよく出しますよね。計画をして実践したんですね。それと、あと検証ですよ。変更した後の検証はどうなのか。それに対して修正、微修正が必要になると思うんですけど、そこができないかという私の意見だったんですけども、また次の議会でしましうかね。すいません。

PDCA、検証をするという場はあるんでしょうか。そこをちょっと確認、すいません。今まで検証を変更してきました。十分検討して変更した。その結果から検証するといった機会はあるんでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

当時の関係者等にも話をお聞きしながら、まさにPDCA、検証した結果そういうことでございますので、今後また改めて再度検証していくことは、現在のところ考えておりません。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

それでは、次の問題に移ります。

令和5年1月28日から29日にかけて、沖永良部の知名町で危機的状況にある言語方言サミットが開催されます。前回、奄美大島大会には喜界町の職員が二人参加されておりますけども、その職員の方々の報告内容を、その後どういうふうにかされたか、それをお伺いしたいことと、さらに危機意識を共有するために、今回もしオンライン参加が可能な場合、役場庁舎内の会場を設定して、広く町民に参加を呼びかけて問題意識を共有できないかと思うんですけども、見解をお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

危機的状況にある言語方言サミットについては、前回の奄美大島大会に教育委員会の職員2名を参加させました。参加後の報告をどう生かしたかについては、参加した職員の意見を反映して、学校における方言の学習を教育課程にしっかり位置づけて進めていくということや、あるいはまた、シマユミタ漫画を広報紙に掲載したところでございます。

また、来年1月に開催予定の知名町大会のオンラインの配信、参加についてですけれども、現在、詳細が具体的に示されておりません。オンライン配信する予定はあると聞いておりますけれども、詳細については、参加型なのか配信だけかといった点も含めて示されておりません。明確にここで答えできませんが、この言語方言サミットは御存じのように2日間開催ですので、かなり長丁場の大会になります。ですから、町民の皆さんへのオンライン配信がふさわしいかどうか、これも吟味した上で、あるいは新型コロナウイルス感染症の感染状況も見ながら考えてみたいというふうに思っております。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

確かに教育長おっしゃったように2日間ですね。ただ、1日目は13時30分から半日、次の日は朝からで1.5日間ぐらいですけども、詳しい要綱などが、鹿児島県を通じて各教育委員会へ届くはずだということですので、それが届きましたら、また検討していただければと思います。まだ届いてないのでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

具体的にはまだ来ておりませんけれども、ただ、私が詳細をと言ったのは、オンライン配信をどういう形で、どういう内容であるかという詳細が示されていないということでございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

コロナになって、一つ大きく時代が変わったと思ったのは、このオンライン参加ですね。私も喜界町役場で、コミュニティホールもしくは研修室で、いろんなそういったのに参加させていただきました。男女共同参画もそうでしたけども、いろんな会場を結んで会議ができる。こういったことができるんだなど。非常に経費も安くつくし、時間も節約できるのでいいなと思っております。ぜひ、そういったことで多くの町民にも、いわゆる地域のリーダーを育てるためにも、意識を高めるためにも、ほかの地域の取組なども聞いていただきながら、参考にできるところは参考にするといい機運を高めていける仕組みができればと思っておりますので、ぜひ前向きに考えていただければと思っております。

続きまして、最後の質問に移ります。

島言葉に、親しみを持たせるために、喜界島の音楽文化、それを防災行政無線の音楽へ採用

できないかという質問に対して、昨年12月議会で、町長もいいことだと思うので教育委員会と連携して検討するということでしたけども、その後の進捗はいかがでしょうか。

また、そのとき教育長も、総務課と実際にこの防災無線を施策する、総務課とも一体的に連携して総合的に検討したいということでしたけども、いかがでしょうか。町長、お願いします。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

喜界島の音文化を防災行政無線への音楽への採用について、昨年の第4回定例議会において、島唄、八月踊り、新民謡、島内各学校の校歌などを時を告げる音楽に取り入れたらどうかという旨の御質問がございました。

そのことを受けて、教育委員会では、関係課と連携を取りながら、各学校の校歌の音源化や、島唄の音源化などの検討を進めてまいりました。

そのような中で、防災行政無線の放送に対して肯定的な声がある一方で、防災に関する放送は大事だが、一般放送などはもっと精選できないか。あるいは音量の大きさに関する苦言など、改善を求める意見も寄せられております。

そのような状況を鑑みて、改めて防災行政無線の本来の趣旨や活用の在り方の分析を行い、時を告げる放送の在り方についても、頻度や回数及び放送内容などについて、先ほどの声なども受けながら、広く町民のコンセンサスが得られるように、今後さらに検証を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

町長、何かありましたら。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ただいま、教育長の答弁にありまして、私もあのときは、生島議員の島唄等に関する熱意に、確かに防災無線の時を告げる時報に利用して、これも一つの手かなと考えて教育委員会のほうにお願いしたんです。そのときも申し上げましたように、この防災無線、本来は、電波法により音楽等を流すのはできないということで、ただ、外部スピーカーのチェックというんですか、それが使えるかどうかの点検のために、時報とかを流すのが習わしというんですか。その中で、幾つかの市町村でも、自分たちの地元の歌を流しているところもあると聞きまして、これも一つの手だろうと考えていたんですが。

町民懇談会等に回っても、この防災無線の音量の意見がかなり出ます。近くの家はかなりうるさいということもありまして、その中で、今言うように頻繁に音楽を変えることはどうかということもありますし、今、教育長のほうで、校歌とかを選定をしているような答弁がありましたけれども、実際問題として、電波法で、目的外使用というのを今やっているわけですけども、これも認められる範囲内だと自分も思っておりますが、果たしてこれが町民の総意と

どうか意見に取り入れられるか。また最近、こういった意見が出てきましたので、慎重にならざるを得ないのかなというふうに、若干後ろ向きですけども、各町民の意見等聞いたときですね。

また、先ほどの土岐議員の質問にもございましたけれども、Jアラートの使用とかそういったものに支障が出ることもあるわけですし、あまり防災無線がうるさいと、これは外部スピーカーですから消すことはできないんですが、家の防災無線のボリュームを絞ってしまったりとかですね。こうなりますと、伝えたい情報が伝わらないというのは本末転倒なことになりますし。

最近はちょっと慎重に私はなっております。教育委員会のほうにも、若干その辺の意見は、また、今後、言わせていただきたいと思っております。大変申し訳ないんですけど、現状としてはそういった形になってきておりますので。

あくまでも防災行政無線という形で。もし議員が、島唄とかの伝承を図りたいのであれば、私は、なぜそういった意見が出てこないのか、先ほどもちょっと触れましたけれども、奄美FMとか、そういったコミュニティFMを立ち上げて、どうこうという話の一つも出てこないんで、私としては若干物足りない気がします。そういったものを立ち上げて、そこで、この地域に島唄をどんどん流していくと。そういったものが、本来、議員が考えておられる島唄の文化の伝承につながるんじゃないかと思っていますので、この防災無線云々も一つの足がかりでしょうけども、ちょっと土俵を変えて、舞台を変えて、ステージを変えてできるような議論をしていただければ、大変ありがたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

おっしゃることも分かります。というのは防災無線の音楽というのは、防災無線のテストのためにあると。これ実はNHKの番組でもやっています、それを見ていたんですけども、夕方に流すのは何のためかということで、本来は防災無線のテストのため昭和53年から認可運用を開始しているということです。もう一つは、子供たちに帰宅を促すといった目的もあるみたいですけども。

ただどんなものでもいいというわけじゃなくて、災害時と同じようなサイレンとかブザーの音は駄目だと。ただ、夕方はのんびりとしたムードのメロディが多いみたいということでした。

各地の例でいきますと、朝7時からウルトラセブンの音楽を流しているところですね。そこは、地元の出身者のゆかりの地らしいんですけども。あと、お昼12時はいい湯だなを流す温泉地とか。あと夕方の6時は、長野県のある村は毎月変えていると。これはポップスですけども、Mr.Childrenの「innocent world」が6月、「いとしのエリー」が7月、「涙そうそう」が8月、こんなふうに毎月変えている村もあると。また、夜の9時には「別れの曲」という曲を流している市もあるとか、各地域でいろんな趣向を凝らしてやっているわけですし、喜界島、奄美全般、音楽文化が非常に盛んで、豊富です。非常に多様な文化がありますので、せっかく、そういったところに育った子供たち、大人もそうですけども、ふだ

んから身近に接するようにはできないのかと。

法的には認められているということなんですね、流してはいけないもの以外、いろんな条件をクリアすれば。学校では、休み時間とか流していますので、子供たちにはそういったことをやっています。学校ではできるけども、地域ではそれが弱いというのが課題なので、それをカバーできるのがこれじゃないかと、私は思ったわけですね。そういった声もありました。

そして、先ほど町長からコミュニティFMが何でないんだということですけども、これがあれば一番いいですが、できないわけですよ。奄美FMも入らないわけですので。もし町長がそういったお考えでしたら、一緒に官民挙げてコミュニティFM喜界島を立ち上げようといった機運が盛り上がってくればいいのかと私は思っております。

これが実はベストであります。でも、それができないから、せめて、その間に防災行政無線、法律の範囲内で許されている、この枠を使えないかというのが提案です。せっかく流すわけで、これを世界中、日本中聞こえるのを流すのもいいんでしょうけども、喜界島ならではのもあるわけですから、それを流すのはいいことじゃないかと私思ったんですけど、いろいろ見解の違いもあります。

町民歌に関しても最初の曲と、アレンジしましたよね。そんなふうにあレンジをして流すということもいいかもしれません。例えば島唄を鍵盤楽器にするとか、もしくは三線だけにして流すとか、こんないろんな曲があるということ、耳で体感させて、育てるといふか、そういったことも視野に含めてのことなんですけども。

法的には認められていると。あとは、何をどのように流すか、そういったことなんですけど、これも、それこそ教育長にお伺いしますが、総務課とも連携しながら、文化財審議会とか社会教育委員の会議でも広く議論していただいて、町民の代表の方々の声を拾っていただいて、確かに必要かなと、要らないなと、そういった議論をしていただいて、前に進めていただければと思いますけども、教育長、いかがでしょうか。

[「もう要らない」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

島のそういったことを大事にしていこうという趣旨は、当然、理解いたしますし、ほかの地域で先行されている事例も幾つか存じ上げておりますけれども、一方で、先ほど言った、それぞれの地域の声なり実情なりがございます。それも検討しているさなかに、先ほど申し上げたような、町民の違う考え方の声もありましたので、そういったのを踏まえて、先ほど町長が申し上げましたが、現在は慎重に対応せざるを得ないということで、決して島の伝統的な文化を尊重しないとか、あるいはまた、その導入を拒んでいるわけではございません。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

分かりました。私も広く町民の方々の意見、声を拾って、また議論できればと思っています。これをもちまして、私の一般質問終わります。どうも、うふくんで一た。ありがとうございます

ました。

○議長（榮 哲治君）

これで、生島常範君の一般質問を終わります。

----- . - . -----
△ 日程第 6 承認第12号 令和 4 年度喜界町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分について

○議長（榮 哲治君）

日程第 6、承認第12号、令和 4 年度喜界町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

それでは、承認第12号、令和 2 年度喜界町一般会計補正予算（第 5 号）について、地方自治法第179条第 1 項の規定により、令和 4 年度喜界町一般会計補正予算（第 5 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

歳入歳出それぞれ7,435万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億8,434万5,000円とするものでございます。

増額の理由は、電力、ガス、食料品等、価格高騰緊急支援給付金支給事業費を新たに追加するものでございます。電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担額を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり5万円を支給するものであります。住民税非課税世帯は1,479件で、第 1 回目の支給日を12月15日として準備を進めており、必要に応じて随時給付を行います。

以上、御報告申し上げましたが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第12号については、会議規則第39条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから承認第12号の専決処分の承認を求める件を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第12号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第5号）の専決処分については、承認することに決定いたしました。

△ 日程第7 議案第41号 令和4年度喜界町一般会計補正予算（第6号）について

△ 日程第8 議案第42号 令和4年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

△ 日程第9 議案第43号 令和4年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

△ 日程第10 議案第44号 令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

△ 日程第11 議案第45号 令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（榮 哲治君）

日程第7、議案第41号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第6号）についてから、日程第11、議案第45号、令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、以上5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

議案第41号から議案第45号の一般会計、特別会計、公営企業会計の補正予算について一括して御説明申し上げます。

議案第41号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第6号）でございますが、歳入歳出にそれぞれ2億3,945万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億2,380万円とするものでございます。

今回の補正予算の主なものは、ふるさと寄附金事業、廃棄物処理施設整備費、コワーキング施設等整備事業費の増額によるものでございます。

それでは、2ページから4ページにおける、第1表、歳入歳出予算補正での各款の増減について説明いたします。

2ページをお願いします。

歳入の増ですが、国有提供施設等所在市町村助成交付金289万4,000円、地方交付税1億5,863万2,000円、国庫支出金6,998万2,000円、県支出金473万円、寄附金3,350万9,000円、諸

収入45万円、町債8,570万円をそれぞれ増額いたします。

歳入の減ですが、繰入金1億1,644万2,000円を減額いたします。

3ページをお願いいたします。

歳出の増ですが、議会費15万円、総務費5,161万6,000円、衛生費1億2,973万円、農林水産業費1,889万9,000円、商工費2,738万4,000円、土木費44万3,000円、消防費155万円、4ページをお願いします、教育費1,307万1,000円をそれぞれ増額いたします。

歳出の減ですが、3ページに戻りまして、民生費の734万8,000円を減額いたします。

4ページの公債費につきましては、増減はありません。

次に、第2表、継続費補正につきまして説明申し上げます。

廃棄物処理施設整備費の年割額の変更でございます。総額の増減はございません。

次に、6ページの第3表、地方債補正につきまして説明申し上げます。地方債補正は、一般廃棄物処理施設事業債と過疎地域自立促進特別事業債を増額し、地方改善施設整備事業債を減額いたします。

次に、議案第42号、令和4年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、事業勘定の歳入歳出それぞれ6,353万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,411万円といたします。

次に、直営診療施設勘定でございますが、歳入歳出それぞれ151万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,436万5,000円といたします。事業勘定の主な増額は、一般被保険者療養給付費保険者負担金及び一般被保険者高額療養費の増によるものでございます。直営診療施設勘定の主な増額は、医薬材料費の増によるものでございます。

次に、議案第43号、令和4年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ69万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,625万3,000円とするものでございます。増額の主な理由は、人件費の増によるものでございます。

次に、議案第44号、令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ1,385万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,363万4,000円とするものでございます。増額の理由は、被保険者保険料の増によるものでございます。

次に、議案第45号、令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

営業費用を17万5,000円追加並びに建設改良費に5,700万円追加し、水道事業費用を5億9,343万5,000円とするものでございます。増額の主な理由は、実施設計委託と配水管移設工事の増によるものでございます。

以上5件、御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第41号から議案第45号については、お手元に配付してあ

ります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

-
- △ 日程第12 議案第46号 喜界町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第13 議案第47号 喜界町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第14 議案第48号 技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第15 議案第49号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第16 議案第50号 喜界町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第17 議案第51号 喜界町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第18 議案第52号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第19 議案第53号 喜界町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第20 議案第54号 喜界町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第21 議案第55号 喜界町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第22 議案第56号 喜界町職員の再任用に関する条例を廃止する条例について
 - △ 日程第23 議案第57号 町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
 - △ 日程第24 議案第58号 喜界町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
 - △ 日程第25 議案第59号 喜界町消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第26 議案第60号 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第27 議案第61号 喜界町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について

○議長（榮 哲治君）

日程第12、議案第46号、喜界町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第27、議案第61号、喜界町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例についてまで、以上16件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいま上程いたしました条例関係について、議案第46号から議案第61号まで、一括して御

説明申し上げます。10件につきまして、件名を羅列いたします。

まず、議案第46号、喜界町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について。議案第47号、喜界町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。議案第48号、技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。議案第49号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。議案第50号、喜界町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。議案第51号、喜界町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について。議案第52号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について。議案第53号、喜界町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。議案第54号、喜界町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について。議案第55号、喜界町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についての10件は、職員の定年延長に伴い、それぞれ条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第56号、喜界町職員の再任用に関する条例を廃止する条例についてでございます。職員の定年延長に伴い、条例を廃止するものでございます。

次に、議案第57号、町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。人事院勧告に基づき、町長、副町長、教育長、議員の期末手当を、令和4年12月支給分1.625か月分から1.675か月分に改め、0.05か月分を増額するものでございます。また、令和5年度以降の期末手当の支給率変更0.05か月分の増加分を支給率に換算し、6月と12月の支給率を1.65か月分に改めるものでございます。

附則として、期末手当は令和4年12月1日から適用しますが、今月9日の支給は改正前の支給率で支給いたします。改正後に差額分を別途支給するものでございます。

次に、議案第58号、喜界町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、議案第57号同様に、人事院勧告に基づく国家公務員の取扱いに準じて、給料表、勤勉手当率を改めるものでございます。

附則として、給与、勤勉手当は令和4年4月1日から適用しますが、改正前においては、現在の給与表支給率で支給し、改正後に差額分を別途支給するものでございます。

次に、議案第59号、喜界町消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例についてでございます。消防吏員に対する、消防賞じゅつ金授与に関して、大島地区消防組合条例に記載されているため、喜界町消防賞じゅつ金条例から削除し、併せて、字句を改正するものでございます。

次に、議案第60号、喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。鹿児島県国民健康保険運営方針において、県内市町村の事業の広域化や効率化の推進を図る目的の一つとして、令和5年度までの期間において算定方式の統一化が決定されております。これに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第61号、喜界町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例についてでございます。現行の国民健康保険財政調整基金は、保険給付に限り基金の処分ができる規定となっておりますが、国民健康保険事業の運営に財源不足が生じたときに基金の処分ができるように変更し、また、字句を改正するものでございます。

以上、16件、御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第46号から議案第61号については、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月14日9時30分から開きます。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 4時40分

令和4年第4回喜界町議会定例会

令和4年12月14日

(第2日)

令和4年第4回喜界町議会定例会

令和4年12月14日（水曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

[各常任委員長報告]

- 日程第1 議案第41号 令和4年度喜界町一般会計補正予算（第6号）について

[産業福祉常任委員長報告]

- 日程第2 議案第42号 令和4年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第3 議案第43号 令和4年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第44号 令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第45号 令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）について

[総務文教常任委員長報告]

- 日程第6 議案第46号 喜界町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第47号 喜界町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第48号 技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第49号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第50号 喜界町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第51号 喜界町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第52号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第53号 喜界町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第54号 喜界町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第55号 喜界町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第56号 喜界町職員の再任用に関する条例を廃止する条例について
- 日程第17 議案第57号 町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第58号 喜界町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第59号 喜界町消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第60号 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

[産業福祉常任委員長報告]

- 日程第21 議案第61号 喜界町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について

- 日程第22 議案第62号 令和4年度喜界町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第23 議案第63号 学校給食配送トラックの物品売買契約の締結について

- 日程第24 発議第2号 子どもへの新型コロナワクチン接種における慎重な対応を求める意見書（案）

- 日程第25 議員派遣の件について
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

1. 出席議員（11名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
6番	榮優太君	7番	野間弘也君
8番	良岡理一郎君	9番	河上弘仁君
11番	生駒弘君	12番	安田英次郎君
13番	榮哲治君		

1. 欠席議員（1名）

10番 幸一美君

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長補佐 竹内功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
町民税務課長	富充弘君	企画観光課長	中村幸雄君
保健福祉課長	吉行進君	税対策監	岩松利和君
農業振興課長	武藤裕和君	まちづくり課長	徳勝志君
教委事務局長	菊地典子君	会計管理者	竹内功君
喜界分署長	原田久吉君	あゆみ幼稚園長	乾みち子君

△ 開 議 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 議案第41号 令和4年度喜界町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（榮 哲治君）

日程第1、議案第41号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

各委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、野間弘也君。

[総務文教常任委員長野間弘也君登壇]

○総務文教常任委員長（野間弘也君）

おはようございます。報告いたします。

去る12月6日、本会議において当委員会に付託されました議案第41号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第6号）の当委員会所管分の審査概要について、主なものを御報告申し上げます。

当委員会は、全委員出席の下、審査期間を12月8日の1日間と定め、審査では担当課長の出席を求め、審査を行いました。

令和4年度喜界町一般会計補正予算（第6号）は、予算総額に歳入歳出それぞれ2億3,945万5,000円を追加するものです。

まず、総務課所管分について。

ページは12ページ、歳出、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節10需用費、消耗品費27万円増額は、道路交通法施行規則の改正により、アルコールチェックが義務化されたため、アルコールチェッカー39個の購入分との説明がありました。

目3庁舎管理費、節10需用費、光熱水費100万円の増額は、物価高騰による電気代の増額、節17備品購入費、庁用備品費30万円増額は、老朽化により使用できなくなったシュレッダーと、1階ロビーにありますテレビ購入費との説明がありました。

目5財産管理費、節14工事請負費、施設解体撤去工事100万円増額は、旧坂嶺幼稚園の解体工事分との説明がありました。

委員から、増額の要因についての質疑に、主にアスベスト撤去に伴う費用分で、解体施設調査時には坂嶺幼稚園は使用していなかったため、調査対象外であったことで把握ができておらず、今回判明したことにより増額となったとの答弁がありました。

次に、企画課所管分について。

ページは13ページ、歳出、款2総務費、項1総務管理費、目24ふるさと寄附金事業3,350万9,000円増額は、寄附金の増額によるもので、返礼品代、サイト使用料が主なものの説明がありました。

目30移住促進事業費5万6,000円は、アイランダー2022、全国の島々が一堂に会する祭りへ

参加するための費用で、ページ、10ページ、歳入、款21諸収入、項4雑入、目3雑入15万円の助成金が歳入となっているとの説明がありました。

ページ、21ページ。款6商工費、項1商工費、目2観光費、節10需用費修繕料500万円は、空港高倉の修繕料で、爆裂があり危険とのことから、補正で対応したいとの説明がありました。

目8コワーキング施設等整備事業費、節12委託料150万円はホームページ作成料、節14工事請負費2,028万円は物価高騰によるものとの説明がありました。

委員から、コワーキング施設の完成予定についての質疑に、令和5年度、早期の完成を予定しているとの答弁がありました。

次に、町民税務課所管分について。

ページは9ページ、歳入、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5総務費国庫補助金、節1総務費補助金、個人番号交付事業補助金150万円減額は、これまで地方公共団体情報システム機構へ町を通して支払われていましたが、国から直接支払うことになったためとの説明がありました。

ページ14ページ、歳出、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節17備品購入費、庁用備品費85万5,000円減額は、クラウド化に伴うものとの説明がありました。

ページは18ページ、款4衛生費、項2清掃費、目3廃棄物処理施設整備費、節14工事請負費施設新築工事1億2,900万6,000円は、一般廃棄物処理施設、最終処分場の工事請負費で、ページ、9ページの歳入、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金、節2循環型社会形成推進交付金1,328万円が充当されているとの説明がありました。

次に、教育委員会事務局所管分について。

ページは23ページ、款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節10需用費修繕料180万円は、スクールバスのブレーキ部品交換、節12委託料、スクールバス運行委託料132万円の増額は、原油価格高騰の影響によるためとの説明がありました。

ページ24ページ、款9教育費、項2小学校費、目1小学校費、節11役務費伐採手数料40万円は、喜界小、早町小、それぞれの樹木の伐採費用との説明がありました。

委員から、保護者等の協力で学校の樹木伐採などを行っているのかの質疑に、現在も行っている、大きな樹木の伐採のため業者へ対応してもらう必要があるとの答弁がありました。

項3中学校費、目1中学校費、節10需用費、修繕料60万円は、教員住宅の電気線を引き込む電柱が強風で倒れたための修繕料と、体育館防球ネットの修繕、節11役務費手数料10万円は、ガジュマル並木の伐採費用との説明がありました。

ページ25ページ、款9教育費、項5社会教育費、目5旧学校管理費、節13使用料及び賃借料重機借上料17万円は、旧坂嶺小学校のガジュマル撤去のためとの説明がありました。

ページ26ページ、款9教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費、節10需用費修繕料13万円は、町体育館の舞台照明修繕、節11役務費手数料310万円は、町体育館の特殊建築物定期調査を3年に1回、大規模調査を行う必要があるためとの説明がありました。

目2給食施設費、節10需用費、17備品購入費は、いずれも物価高騰による増減との説明がありました。

以上で審査を終了し、討論に入りました。討論はなく、当委員会に付託された議案第41号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第6号）の当委員会所管分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（榮 哲治君）

続いて、産業福祉常任委員長、生駒 弘君。

[産業福祉常任委員長生駒 弘君登壇]

○産業福祉常任委員長（生駒 弘君）

おはようございます。報告いたします。

去る12月6日、本会議において産業福祉常任委員会に付託されました議案第41号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第6号）の審査が終了しましたので、報告いたします。

当委員会は、12月8日、委員会を開催し、審査日程を1日間と定め、審査に当たっては担当課長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第41号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額に2億3,945万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億2,380万円とするものです。

農業振興課所管分。

歳入は10ページ、款16県支出金、項2県補助金330万円の増額は、農業次世代人材投資事業補助金225万円の減額、農地中間管理事業機構集積協力金50万円の減額、新規就農者総合対策補助金605万円の増です。

11ページ、款21諸収入、項4雑入、目3雑入30万円の増額は、日本政策金融機構の支援金です。

歳出は19ページ、款5農業水産事業費、農林水産事業費、項1農業費、目2農業委員会事務局費256万5,000円の増額のうち、役務費13万6,000円の増額は、農業委員会職員のタブレット端末購入費です。

目7糖業振興費86万円の増額、日本プロ農業総合支援機構への委託金30万円、優良種苗供給確保事業委託金56万円は、新品種はるのおうぎ原種苗の委託金です。

20ページ、目9園芸振興費700万円の増額は、地域園芸活性化事業補助金の不足分です。

目12新規就農者育成総合対策費605万円の増額は、経営開始資金225万円、経営発展支援金380万円です。次世代投資事業に代わる新しい事業です。

目17農地費356万2,000円の増額のうち、委託料は、畑かん事業に伴う活性化計画委託金280万円、堆肥センター建設予定地のごみをふるった土の検査に50万円です。

21ページ、目22農業次世代人材投資事業は225万円の減額、目23農地中間管理事業は50万円の減額です。

次に、まちづくり所管分。

歳入は9ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金1,000万円の減額は、地方改善整備事業補助金の減額です。

11ページ、款22町債、項1町債、目2辺地対策事業債1,000万円の減額です。

歳出は16ページ、款3民生費、項2社会福祉費、目5地方改善施設整備事業2,000万円の減

額は、小野津の排水路改修工事が採択されなかったためです。

22ページ、款7 土木費、項2 道路橋梁費、目1 道路維持費300万円の増額は、道路維持補修で集落要望や道路の雑草除去に使用されます。

項4 住宅費、目1 住宅管理費106万円の増額は、消耗品、湾大筋住宅の消火器設置8本分、9万5,000円、23ページ、光熱水費2万5,000円の増額は、電気料金高騰によるものです。

公営住宅修繕料50万円、住宅移転費用28万円の増額です。

道路にかぶさっている雑木などが見受けられるが、こちらから言うのか、まちづくり課のほうで見て回るかとの質疑に、道路の雑木等確認して回っている、交通量の多いところから整備していきますので、優先順位を行うとの答弁でした。

保健福祉課所管分。

歳入は9ページ、款15 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金26万4,000円の増額は、緊急風疹抗体検査事業、国庫負担金です。

昭和37年から昭和53年生まれの男性に対しての抗体検査で陽性が出た場合、予防接種が行われます。あと3年間延長ということです。

歳出は16ページ、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費136万6,000円の増額のうち、国民健康保険特別会計繰出金63万8,000円、介護保険特別会計繰出金56万8,000円、目4 後期高齢者医療費299万6,000円の増額は、後期高齢者特別会計繰出金です。

款3 民生費、項2 保健福祉費、目2 高齢者福祉費84万円の増額は、食の自立支援事業、配食サービス委託料です。件数の増分64万円と、物価高騰による材料費、燃料費分が24万円です。

目3 障がい者福祉費13万2,000円の増額は、システム改修費用です。

目4 子供医療費助成事業費130万円の増額は、子供医療費助成金です。今年から、島外の学校に通う中学生、高校生18歳までの分と、3,000円以上を取り払い、当初より見積りが増えたものです。

17ページ、目8 健康増進事業費163万円の増額のうち、風疹検査接種費用128万円、健康増進に関わる過年度返納金30万円です。

目9 新型コロナウイルスワクチン対策事業費294万4,000円の増額は、過年度返納金です。

子供医療助成金で島外の対象者は何名かとの質疑に、今のところ10名との答弁でした。

以上で審査を終了し、討論なく、議案第41号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第41号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第6号）については、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第42号 令和4年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

△ 日程第3 議案第43号 令和4年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

△ 日程第4 議案第44号 令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

△ 日程第5 議案第45号 令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（榮 哲治君）

日程第2、議案第42号、令和4年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから日程第5、議案第45号、令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、以上4件を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。

産業福祉常任委員長、生駒 弘君。

[産業福祉常任委員長生駒 弘君登壇]

○産業福祉常任委員長（生駒 弘君）

議案第42号、喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第45号、喜界町水道事業特別会計補正予算（第2号）まで報告いたします。

議案第42号、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,353万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億3,411万円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,436万5,000円とするものです。

歳入は6ページ、款6県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金4,700万円の増額は、普通交付金です。

款10繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金63万8,000円の増額は、職員給与等繰入金です。

款11繰入金、目1、1,568万1,000円の増額は、前年度繰越金です。

款12諸収入、項4雑入、目9保険給付費等交付金21万2,000円の増額は、県支出金等精算金過年度分です。特定健診になります。

歳出は7ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費60万5,000円の増額のうち、通信運搬費3,003万円は切手代、国保のデータベースシステム改修費用に16万5,000円の増です。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 被一般保険者療養給付費4,000万円の増額は、一般保険者療養給付費保険者負担金です。

目 3 一般保険者療養費100万円の増額は、一般保険者療養負担金です。

目 5 審査支払い手数料 3 万円の増額は、診療報酬明細書手数料です。

款 2 保険給付費、項 2 高額医療費、目 1 一般保険者高額医療費600万円の増額は、一般保険者高額療養費です。

款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療費給付費分、目 1 一般保険者医療給付費分79万2,000円の減額は実績によるものです。

款 3 国民健康保険事業納付金、項 2 後期高齢者支援金分、目 1 一般保険者後期高齢者支援金等分97万9,000円の減額。

項 3 介護納付金分、目 1 介護納付金分47万4,000円の増額です。

款 6 保健事業費、項 1 保健事業費、目 2 疾病予防費10万5,000円の増額は、人間ドック助成金、3名分の増額です。

目 3 医療通知費1,000円の増。

9 ページ、款 6 保健事業費、項 2 特定健康診査等事業費18万円の増額は、特定健診受診率向上対策に係る業務委託料はがき枚数の増によるものです。

款 7 基金積立金、項 2 基金積立金、目 1 財政調整基金積立金1,027万5,000円の増額。積立金の残高は3,062万2,612円となっています。

款 9 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 6 保険給付費等交付金、償還金658万2,000円の増額は、県支出金等返還金です。

直営診療施設勘定、歳入は18ページ、款 1 診療収入、項 2 外来収入、目 1 国民健康保険診療報酬収入40万円の増額、目 2 社会保険診療報酬収入25万円の増額、一部負担金収入46万3,000円の増額、目 7 後期高齢者診療報酬40万円の増額です。

歳出は19ページ、款 2 医療費、項 1 医業費、目 2 医療用消耗器材費143万円の増額は、患者が増えてきているため、医薬材料費120万円、生化学手数料23万円の増額です。

はがきを出したことにより受診率は増えたかとの質疑に、コロナ禍もありまして受診率は上がっていない状況ですとの答弁でした。

次に、議案第43号、令和4年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,625万3,000円とするものです。

歳入は6ページ、款 1 介護保険料、項 1 介護保険料、目 1 第1号被保険者保険料12万5,000円の増額は、現年度分普通徴収保険料です。

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 5 その他一般会計繰入金56万8,000円の増額は、事務費繰入金です。

歳出は7ページ。7ページは全て人件費ですので、省略いたします。

8 ページ、款 6 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 第1号被保険者保険料還付金5万円の増額は、第1号被保険者保険料還付金で、死亡や途中での所得更正があったためです。

次に、議案第44号、喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は歳入歳出予算の総

額に歳入歳出それぞれ1,385万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,363万4,000円とするものです。

歳入は6ページ、款1後期高齢者医療保険、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料522万2,000円の増額は、特別徴収保険料現年度分です。

目2普通徴収保険料521万8,000円の増額は、普通徴収保険料現年度分です。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金298万円の増額は、事務費繰入金です。

目2保険基盤安定繰入金1万6,000円の増額は、保険基盤安定繰入金です。

款5諸収入、項3受託事業収入、目2後期高齢者広域連合県収入41万8,000円の増額は、一体的実施事業県事務費分収入で、今年から始まった新規事業です。

歳出は7ページ、款1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金1,045万6,000円の増額は、被保険者保険料1,044万円、保険基盤安定負担金1万6,000円です。

款2保険事業費、項1保険事業費、目1一体的実施事業費333万8,000円の増額は、普通旅費12万6,000円、国保連合会への手数料4万4,000円、調査等事務委託料24万8,000円です。

一体的実施事業は、国民健康保険事業、後期高齢者保健事業、介護保険事業制度の地域支援事業等の、これらを全て含めて、一体的な実施による疾病予防、重症化予防などフレイル対策を推進する事業です。

一体的実施事業をするための保健師、職員は何名かとの質疑に、会計年度任用職員は看護師を1名採用しているが、人材不足で、地域包括支援センターの仕事をしながら兼務しているとの答弁でした。

次に、議案第45号、令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）について。

10ページ、資本的収入及び支出。収入は、款1資本的収入、項1企業債、節企業債350万円、辺地対策債350万円、合計700万円の増額です。項3補償金及び負担金5,000万円の増額です。水源地移転に伴う、国からの補償金です。支出は款資本的支出、項1建設改良費、目1建設事業費5,700万円の増額です。節水道料、水源地移転に伴う実施設計委託料5,000万円です。工事請負費700万円は、坂嶺地区を県の事業で用排水の工事を行っているが、本町の水道管が支障を来すということで、移転に充てる工事費です。

以上で審査を終了し、討論なく、議案第42号、令和4年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から、議案第45号、令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）まで、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第42号から議案第45号までの4件を一括して採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第42号から議案第45号までの4件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号、令和4年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから議案第45号、令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、以上4件は、原案のとおり可決されました。

-
- △ 日程第6 議案第46号 喜界町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第7 議案第47号 喜界町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第8 議案第48号 技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第9 議案第49号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第10 議案第50号 喜界町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第11 議案第51号 喜界町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第12 議案第52号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第13 議案第53号 喜界町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第14 議案第54号 喜界町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第15 議案第55号 喜界町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第16 議案第56号 喜界町職員の再任用に関する条例を廃止する条例について
 - △ 日程第17 議案第57号 町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
 - △ 日程第18 議案第58号 喜界町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
 - △ 日程第19 議案第59号 喜界町消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第20 議案第60号 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（榮 哲治君）

日程第6、議案第46号、喜界町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてか

ら日程第20、議案第60号、喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまで、以上15件を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、野間弘也君。

[総務文教常任委員長野間弘也君登壇]

○総務文教常任委員長（野間弘也君）

報告いたします。

議案第46号、喜界町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第55号、喜界町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について。

この条例は、職員の定年延長に伴い、それぞれ条例の一部を改正するもので、議案第56号、喜界町職員の再任用に関する条例を廃止する条例については、職員の定年延長に伴い、条例を廃止するものです。

主な内容については、職員の定年年齢を原則65歳とし、令和5年度から令和13年度までの間、2年に1歳ずつ段階的に引き上げるとともに、管理監督職、勤務上限年齢制を導入する。また、職員の希望に基づき、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員を短時間勤務の職に採用できる定年前再任用短時間勤務制度を導入することや、定年引上げに伴い、現行の再任用制度を廃止し、定年を引き上げる間は現行と同様に再任用できる制度を暫定的に措置するための規程を設けること、給料については、60歳を超える職員の給料月額は、当分の間、60歳前の7割水準に設けることとするものです。

委員から、会計年度任用職員と同様の採用となるのかの質疑に、会計年度任用職員とは異なる制度での採用となる。

委員から、新規採用職員への影響が出るのではないかの質疑に、今回の制度改正により、新規採用の妨げとならないよう取り組むとの答弁がありました。附則、この条例は令和5年4月1日から施行する。

次に、議案第57号、町長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例について、この条例は人事院勧告に基づき、特別職の期末手当を0.05か月分増額するもので、令和4年12月支給分は1.625か月から1.675か月に、また、令和5年度以降の期末手当については、0.05か月分の増加分を支給率に換算し、6月、12月支給分をそれぞれ1.65か月分に改めるものです。

次に、議案第58号、喜界町職員の給料に関する条例等の一部を改正する条例について、この条例は、人事院勧告に基づき、国家公務員の取扱いに準じて、初任給及び若年層の俸給引上げ、勤勉手当を0.1か月分増額するため、給料表、勤務手当率を改めるものです。

次に、議案第59号、喜界町消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例について、この条例は、主に字句の改正であり、内容、金額の変更はありません。附則、この条例は公布の日から施行する。

次に、議案第60号、喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、この条例は、国民健康保険税の賦課方式を改正するもので、賦課方式は4方式で行っていますが、資産割を廃止した3方式へ改正するものです。

資産割賦課は、固定資産税額が算定基礎であることへの二重負担感、居住用の資産のみ所有

する年金生活者、低所得者の負担が過重になること、他の保険制度にない国保固有の賦課方式であることなどから改正するものです。附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で審査を終了し、討論に入りました。討論はなく、議案第46号から議案第60号までは、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で終わります。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号から議案第60号までの15件を一括して採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第46号から議案第60号までの15件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号、喜界町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第60号、令和4年度喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまで、以上15件は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第21 議案第61号 喜界町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について

○議長（榮 哲治君）

日程第21、議案第61号、喜界町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

産業福祉常任委員長、生駒 弘君。

[産業福祉常任委員長生駒 弘君登壇]

○産業福祉常任委員長（生駒 弘君）

議案第61号、喜界町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について報告いたします。

現行の国民健康保険財政調整基金は、保険給付に限定して運用する規定となっておりますが、制度改正後、保険給付に必要な費用は全て県から交付され、不足が生じることがなく、一方、県に納付しなければならない納付金や、その他の科目で収入不足になる可能性があることから、

国民健康保険事業に必要な場合、国民健康保険財政調整基金の処分ができるように規定を改めたものです。附則、この条例は公布の日から施行する。

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第61号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号、喜界町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第22 議案第62号 令和4年度喜界町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（榮 哲治君）

日程第22、議案第62号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいま追加上程されました議案第62号について御説明申し上げます。

議案第62号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第7号）でございますが、歳入歳出それぞれ843万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億3,223万6,000円とするものでございます。

増額の理由は、出産・子育て応援交付金事業による増額でございます。

妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる伴走型の相談支援充実と、それから経済的支援を一体とした事業を実施するものでございます。

経済的支援として、妊娠届け時、母子手当発行時、妊婦に対して1人当たり5万円、出生届け後、出生した子供を養育する者に対して、新生児1人当たり5万円を支給いたします。

基準日を令和4年4月1日に遡り、また、所得制限は設けず、より安心して出産・子育てができるよう妊婦や子育て家庭を支援いたします。

以上、御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第62号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第23 議案第63号 学校給食配送トラックの物品売買契約の締結について

○議長（榮 哲治君）

日程第23、議案第63号、学校給食配送トラックの物品売買契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

議案第63号、学校給食配送トラックの物品売買契約の締結について御説明申し上げます。

財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容ですが、契約の目的は、学校給食配送トラック購入。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は、781万5,500円。

契約の相手方は、鹿児島県大島郡喜界町赤連2400番地、有限会社園田モータース、代表取締役園田直樹でございます。

指名競争入札につきましては、有限会社園田モータース、有限会社深水モータース、有限会社向井自動車、前底自動車整備工場株式会社、鹿児島トヨタ自動車株式会社、鹿児島日産自動車株式会社の6社でございます。

なお、納品につきましては、令和5年3月1日を予定しております。

学校給食配送トラックにつきましては、購入後20年を経過しており、車体の老朽化に伴う車両不良もあり、学校給食配送トラックとして使用する車両としては万全と言えない状況でございました。学校給食を定められた時間までに確実に配送する上で、学校給食配送トラックの更新が必要となっております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第63号について採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号、学校給食配送トラックの物品売買契約の締結については、可決されました。

△ 日程第24 発議第2号 子どもへの新型コロナワクチン接種における慎重な対応を求める意見書（案）

○議長（榮 哲治君）

日程第24、発議第2号、子供への新型コロナワクチン接種における慎重な対応を求める意見書について、土岐和貴君ほか5名から提出されておりますので、議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第39条第3

項の規定により、提出者の趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号については、提出者の趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

自席についてびっくりしたんですが、この発議2号、書かれている内容と、議員の全員協議会の中で議員の意見交換をして、実がある議論をしようと、こういうふうに出されている文書が違っているんです。これ、紙一枚だけですよ。本会議で出させる紙は。別にあるんですか。これだけですか。

といいますのは、執行部の皆さんはちょっと分かりにくいかもしれませんが、全員協議会の中で出されている文書の中では、要望事項として3点出されているわけですよ。これは本文にも書かれておりますが、一つは、努力義務問題について強制をする云々という部分と、2番目の、厚労省のホームページに公表されている副反応の疑い、事例等について、広報やSNSなどで云々ということで、もっと宣伝しようと、こういうふうな問題。それと、3点目が、これは結構相当な負担があると思うんですが、行政の皆さんがワクチン接種をする前に、情報提供内容を理解しているかどうか、これを乳幼児の皆さんに確認しなさいというふうな要望事項があったわけです。我々議員はこれを前提として意見交換をして今日になったわけですから、こういうふうに内容をガラッと変えて、要望項目もきちんと書かれてない、こういう文書は私、不備だと思うんですよ。ですから、この本会議場でこの内容について全員でまた審議するというのは不適切かと思えます。

取り下げるべきだと思いますが、議長いかがですか。

○議長（榮 哲治君）

暫時休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時18分

○議長（榮 哲治君）

それでは、再開します。

ほかに質疑ございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

これから討論を行います。

本件に反対の発言を許可します。

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

本来の全員協議会での議論だとか全体の進み方から言えば、私はこの問題は、この場で議論すべきではないと思いますが、ただ意見としての反対討論を行っておきたいと思います。

まず、この発議第2号について、子供への新型ワクチン接種における慎重な対応を求める意見書案が提案されておりますが、私は、これに反対します。

理由を申し上げます。

一つ、この感染症対策は、国、県、地方が全体として、一体となって推進しているところでもありますけども、本町では、ワクチン接種時の諸施策において、意見書で述べられているような不備は基本的にはないと私は考えております。行政が行うべきで、町民の情報の周知だとか提供は十分なされるというふうに私は認識しております。

反対理由について述べますけども、感染症対策は、今申し上げたとおりであります。意見書の中で接種を求める世論の圧力への懸念だとか、接種は強制ではなくて義務でもないということをも十分周知することを本文の中で求めているわけでもありますけども、既に町の様々な情報発信で、ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、御本人の意思に基づいて接種を御判断いただきますようお願いするというふうな文書を町としては発信しているわけです。受ける側の用意がなくて接種が行われることはないというふうに明確に言い切っているわけでもあります。これが町の基本的な姿勢です。

そして、注意事項的な中身で、職場や周りの方などに接種を強要したり、接種を受けてない人に対して差別的な対応をすることがあってはなりません。

今回の文書の中の要望書の中では、接種を受けることを強制するなというふうなことを言っているわけです。町の文書は、接種を受けている人たちについても配慮しなさいということ、両方を均等に見て注意を喚起するというのが大きく違うんだろうというふうに思います。

ここ数日の行政無線でも、乳幼児用のワクチンについては、接種は任意ですので、注意事項等を確認の上御予約くださいとアナウンスをされております。

また、この議会でも私も取り上げておりますが、繰り返し、接種は任意だということを皆さん、執行部との関係で、意見交換、議論をさせていただいておりますけども、それについては、基本的には乳幼児だけじゃなくて、町民全員が任意だというふうなことが全体的な確認事項になっているんだろうと思います。

そして、また様々な小児だとか乳幼児については、情報を発信いただいているわけでもありますけども、この保護者向け、乳幼児接種用の説明書では、ざっと読みましたけど、丁寧に説明がなされており、厚労省の乳幼児接種は、今やろうとしている生後6か月から4歳未満で15項目の主婦の皆さん、親御さんの皆さんの不安、疑問点について、丁寧に書かれているというふうに理解しています。

そういう点で、今回の意見書については、この時期に意見書で述べられている屋上屋を架するような意見を出すことについて、私は反対します。以上。

○議長（榮 哲治君）

次に、賛成者の発言を許可します。

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

私はただいま提出されました意見書に、賛成の立場から賛成討論をいたします。

これまでの現状から鑑みると、国、町に関しても、ワクチン接種は推奨という方向性で動いてきたと認識しております。

しかしながら、この直近では、ワクチン接種による接種後の死亡の因果関係を認めるような厚労省の実例も出てきております。

そういう観点からも、今後ますますワクチン接種に対する慎重な対応というのは、中心となる国がしっかりやっていかなければならないと思っております。

また、意見書の取扱いとしては、住民世論の動向に常に關心を持って活用するということから、現在、住民、国民の世論が動いてきている中では、慎重にワクチン接種に対して働きかけてほしいというような意見書を出すことは妥当だと思っております。

以上のことから、賛成いたします。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

これから、発議第2号を採決します。

この採決方法は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（榮 哲治君）

起立多数です。したがって、発議第2号については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の各関係機関への提出手続などにつきましては、一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

△ 日程第25 議員派遣の件について

○議長（榮 哲治君）

日程第25、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

△ 日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（榮 哲治君）

日程第26、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第4回喜界町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 _____

喜界町議会議員 _____

喜界町議会議員 _____

参 考 资 料

(意 见 书 一 览)

子どもへの新型コロナワクチン接種における慎重な対応を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は変異を繰り返し、現在感染が拡大している第8波ではウイルスの弱毒化により重症化するケースも極めて少ない。

一方、ウイルスの変異によりワクチン接種の有効性が低下し、本来目的としていた感染予防効果は乏しく、ワクチン接種による副反応や後遺症患者は日々増加傾向である。

このような状況の中、5歳から11歳の小児ワクチン接種に続き、生後半年から4歳児の乳幼児にまで「努力義務」が適用され接種が始まっている。

「努力義務」とは義務ではなく、可能な限り接種を受けるよう促す予防接種法の規定であるが、対象となると世論の空気や同調圧力により、安全性に関わる情報が不十分なままで保護者が判断を迫られる恐れがある。

長期的な安全性が確認されていないワクチンを、感染しても極めて重症化リスクの低い子どもに接種する理由はあるのか、保護者が接種によるリスクと効果を理解し、適切に判断をすることができるよう十分な情報提供を行うべきである。

よって、国におかれては、子どもの健康と生命を守るために、新型コロナワクチンの接種に関して下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 努力義務が適用され、子どもたちへの接種を求める世論の圧力が強まる可能性があり、あくまで接種は強制ではなく義務でもないことを十分に周知すること。
- 2 厚労省のホームページで公表されている副反応疑い事例について、広報やSNSなどを活用し保護者が十分に理解できるよう情報提供を行うこと。
- 3 ワクチン接種前に、上記の情報提供内容を理解しているか保護者に対して確認すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月14日

鹿児島県喜界町議会

議長 榮 哲治

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

各委員会議案付託一覧表

委員会別	付 託 案 件	
総務文教 常任委員会	議案第41号	令和4年度喜界町一般会計補正予算（第6号）について
	議案第46号	喜界町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第47号	喜界町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第48号	技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第49号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第50号	喜界町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第51号	喜界町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第52号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第53号	喜界町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第54号	喜界町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第55号	喜界町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第56号	喜界町職員の再任用に関する条例を廃止する条例について
	議案第57号	町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第58号	喜界町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	
議案第59号	喜界町消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例について	
議案第60号	喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	
産業福祉 常任委員会	議案第41号	令和4年度喜界町一般会計補正予算（第6号）について
	議案第42号	令和4年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第43号	令和4年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第44号	令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
議案第45号	令和4年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第61号	喜界町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について